

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>《省略用語例》 この通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。 措置法 …… 租税特別措置法（昭和32年法律第26号） 措置法令 …… 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号） 措置法規則 …… 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）</p>	<p>(同左)</p>
目 次	目 次
<p>〔措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係〕 69の4—1～69の4—10 （省略） 69の4—11 小規模宅地等の特例と<u>特定計画山林の特例</u>を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき 69の4—12～69の4—25 （省略） (削除) <u>69の4—26</u> （省略） <u>69の4—27</u> （省略） <u>69の4—28</u> （省略） <u>69の4—29</u> （省略） <u>69の4—30</u> （省略） <u>69の4—31</u> （省略） <u>69の4—32</u> （省略） <u>69の4—33</u> （省略） <u>69の4—34</u> （省略） <u>69の4—35</u> （省略） <u>69の4—36</u> （省略） <u>69の4—37</u> （省略） <u>69の4—38</u> <u>平成21年改正前措置法第69条の4の取扱い</u></p>	<p>〔措置法第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係〕 69の4—1～69の4—10 （同左） 69の4—11 小規模宅地等の特例と<u>特定事業用資産の特例</u>を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき 69の4—12～69の4—25 （同左） <u>69の4—26</u> <u>特定同族株式等の贈与の特例の適用を受けている場合</u> <u>69の4—27</u> （同左） <u>69の4—28</u> （同左） <u>69の4—29</u> （同左） <u>69の4—30</u> （同左） <u>69の4—31</u> （同左） <u>69の4—32</u> （同左） <u>69の4—33</u> （同左） <u>69の4—34</u> （同左） <u>69の4—35</u> （同左） <u>69の4—36</u> （同左） <u>69の4—37</u> （同左） <u>69の4—38</u> （同左） (新設)</p>

改 正 後	改 正 前
69の4—39 <u>平成21年改正前措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けた特定同族株式等について措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けた場合の小規模宅地等の特例の不適用</u>	(新設)
<u>〔措置法第69条の5(特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例)関係〕</u>	<u>〔措置法第69条の5(特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例)関係〕</u>
(削除)	69の5—1 <u>特例対象株式等の意義</u>
(削除)	69の5—2 <u>特定同族会社株式等の範囲</u>
(削除)	69の5—3 <u>特定受贈同族会社株式等の範囲</u>
(削除)	69の5—4 <u>議決権の制限がある株式等がある場合の特定同族会社株式等の判定</u>
(削除)	69の5—5 <u>措置法第69条の5第2項第7号ロ又は第8号ロに規定する発行済株式の総数に相当する金額又は出資の総額の時価の算定</u>
(削除)	69の5—6 <u>特定同族会社株式等に係る20億円未満の判定対象となる法人</u>
(削除)	69の5—7 <u>特定受贈同族会社株式等に係る20億円未満の判定対象となる法人</u>
(削除)	69の5—8 <u>払戻請求権がある場合の20億円未満の判定</u>
(削除)	69の5—9 <u>会社分割等の意義</u>
(削除)	69の5—10 <u>会社分割等により特定事業用資産相続人等が対応株式等を取得していない場合</u>
(削除)	69の5—11 <u>法人の分割があった場合の措置法令第40条の2の2第10項第3号イの金額</u>
(削除)	69の5—12 <u>会社分割等があった場合の相続税の課税価格に加算する特定受贈同族会社株式等の価額の計算</u>
(削除)	69の5—13 <u>対応株式として合同会社の出資を取得した場合</u>
(削除)	69の5—14 <u>合併に際し合併法人から端数株式の譲渡代金を取得した場合</u>
(削除)	69の5—15 <u>会社分割等があった場合の相続税の課税価格に加算する特定同族会社株式等の価額の計算</u>
(削除)	69の5—16 <u>役員である期間の意義</u>
(削除)	69の5—17 <u>特定贈与者の死亡以前に特定事業用資産相続人等が死亡した場合の特定事業用資産相続人等</u>
69の5—1 <u>特定森林施業計画対象山林である特定計画山林</u>	69の5—18 <u>特定森林施業計画対象山林である特定事業用資産</u>
69の5—2 <u>特定受贈森林施業計画対象山林である特定計画山林</u>	69の5—19 <u>特定受贈森林施業計画対象山林である特定事業用資産</u>
69の5—3 (省略)	69の5—20 (同左)
69の5—4 <u>特定森林施業計画対象山林を取得した被相続人の親族が他の個人又は法</u>	69の5—21 <u>特定森林施業計画対象山林を取得した被相続人の親族が他の個人又は法</u>

改正後	改正前
<p>人と共同で施業している場合の<u>特定計画山林</u>に該当する部分</p> <p>69の5—5 特定受贈森林施業計画対象山林を取得した特定贈与者の推定相続人が他の個人又は法人と共同で施業している場合の<u>特定計画山林</u>に該当する部分</p> <p>69の5—6 相続開始の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林施業計画が存在しない場合の<u>措置法第69条の5第2項第3号イ</u>に規定する<u>特定計画山林相続人等</u>の判定</p> <p>69の5—7 贈与の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林施業計画が存在しない場合の<u>措置法第69条の5第2項第3号ロ</u>に規定する<u>特定計画山林相続人等</u>の判定</p> <p>69の5—8 特定贈与者の死亡以前に相続時精算課税適用者が死亡した場合の<u>特定計画山林相続人等</u></p> <p>69の5—9 共同相続人等が<u>特定計画山林</u>の分割前に死亡している場合</p> <p>69の5—10 申告書の提出期限後に分割された<u>特定計画山林</u>について特例の適用を受ける場合</p> <p>69の5—11 申告書の提出期限から3年以内に<u>特定計画山林</u>の特例及び小規模宅地等の特例に係る遺産が分割できない場合の承認申請 (削除)</p> <p>69の5—12 <u>特定計画山林</u>の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合の限度額の計算等 (削除)</p> <p>69の5—13 <u>特定計画山林</u>の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき (削除)</p> <p>69の5—14 特定受贈森林施業計画対象山林である<u>特定計画山林</u>について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けるための手続</p> <p>69の5—15 措置法第69条の5第8項に規定する書類の提出先等</p> <p>69の5—16 平成21年改正前措置法第69条の5の取扱い</p> <p>69の5—17 措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けた場合の<u>特定事業用資産の特例の不適用</u></p> <p>69の5—18 平成21年改正前措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けた<u>特定同族株式等</u>について措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けた場合の</p>	<p>人と共同で施業している場合の<u>特定事業用資産</u>に該当する部分</p> <p>69の5—22 特定受贈森林施業計画対象山林を取得した特定贈与者の推定相続人が他の個人又は法人と共同で施業している場合の<u>特定事業用資産</u>に該当する部分</p> <p>69の5—23 相続開始の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林施業計画が存在しない場合の<u>措置法第69条の5第2項第11号イ</u>に規定する<u>特定事業用資産相続人等</u>の判定</p> <p>69の5—24 贈与の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林施業計画が存在しない場合の<u>措置法第69条の5第2項第11号ロ</u>に規定する<u>特定事業用資産相続人等</u>の判定</p> <p>69の5—25 特定贈与者の死亡以前に相続時精算課税適用者が死亡した場合の<u>特定事業用資産相続人等</u></p> <p>69の5—26 共同相続人等が<u>特定事業用資産</u>の分割前に死亡している場合</p> <p>69の5—27 申告書の提出期限後に分割された<u>特定事業用資産</u>について特例の適用を受ける場合</p> <p>69の5—28 申告書の提出期限から3年以内に<u>特定事業用資産</u>の特例及び小規模宅地等の特例に係る遺産が分割できない場合の承認申請</p> <p>69の5—29 <u>特定（受贈）同族会社株式等及び特定（受贈）森林施業計画対象山林</u>について<u>特定事業用資産</u>の特例を受ける場合の限度額計算</p> <p>69の5—30 <u>特定事業用資産</u>の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合の限度額の計算等</p> <p>69の5—31 措置法第69条の5第5項に規定する割合の計算</p> <p>69の5—32 <u>特定事業用資産</u>の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき</p> <p>69の5—32の2 <u>特定同族株式等の贈与の特例の適用を受けている場合</u></p> <p>69の5—33 特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林である<u>特定事業用資産</u>について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けるための手続</p> <p>69の5—34 措置法第69条の5第10項に規定する書類の提出先等 (新設) (新設) (新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<u>特定事業用資産の特例の不適用</u>	
69の5-19 <u>平成21年改正前措置法第69条の5第10項の書類を提出した特定受贈同族会社株式等についての相続税の納税猶予の適用</u>	(新設)
69の5-20 <u>過去に特定受贈同族会社株式等の贈与を受けた者に係る非上場株式等について相続税の納税猶予の特例の適用</u>	(新設)
69の5-21 <u>平成22年4月1日以後に特定受贈同族会社株式等事前届出書が提出された場合</u>	(新設)
69の5-22 <u>役員である期間の意義</u>	(新設)
[措置法第70条第1項((国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等))関係] (省略)	[措置法第70条第1項((国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等))関係] (同左)
[措置法第70条第3項((特定公益信託の信託財産として相続財産に属する金銭を支出した場合の相続税の非課税))関係] (省略)	[措置法第70条第3項((特定公益信託の信託財産として相続財産に属する金銭を支出した場合の相続税の非課税))関係] (同左)
[措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係] (省略)	[措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係] (同左)
[措置法第70条の3の2((住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例))関係] (省略)	[措置法第70条の3の2((住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例))関係] (同左)
(削除)	[措置法第70条の3の3((特定の贈与者から特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係]
(削除)	70の3の3-1 <u>特定同族株式等の贈与の特例と住宅取得等資金の贈与の特例の重複適用</u>
(削除)	70の3の3-2 <u>特定同族株式等を贈与により取得した年分以降に財産の贈与を受けた場合の取扱い</u>
(削除)	70の3の3-3 <u>種類株式発行会社の定款に拒否権付種類株式の内容に関する事項が</u>

改正後	改正前
(削除)	定められている場合 70の3の3-4 特定同族株式等の贈与があった年中に特定贈与者又は特定受贈者が死亡した場合
(削除)	70の3の3-5 提出期限までに確認書の提出がなかった場合等
(削除)	70の3の3-6 期限後申告等に係る「特定の贈与者から特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例」の適用
(削除)	70の3の3-7 特例の適用要件に該当しないものについて証明書の提出があった場合
(削除)	〔措置法第70条の3の4（(特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例)）関係〕
(削除)	70の3の4-1 相続時精算課税の特別控除額と特定同族株式等特別控除額の控除する順序
(削除)	70の3の4-2 特定同族株式等特別控除の適用がない者
(削除)	70の3の4-3 特定同族株式等の贈与があった年中に同族株式等贈与者又は特定受贈者が死亡した場合
(削除)	70の3の4-4 期限後申告に係る「特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例」の適用
(削除)	70の3の4-5 特例の適用要件に該当しないものについて証明書の提出があった場合
〔旧措置法第70条の3（(住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例)）関係〕 (省略)	〔旧措置法第70条の3（(住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例)）関係〕 (同左)
〔旧措置法第70条の3の3（(特定の贈与者から特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)）・旧措置法第70条の3の4（(特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例)）関係〕	(新設)
旧70の3の3・70の3の4-1 平成21年改正前措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の取扱い	(新設)
旧70の3の3・70の3の4-2 平成21年改正前措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定を受けた特定同族株式等に係る相続税の納税猶予の適用	(新設)

改 正 後	改 正 前
旧70の3の3・70の3の4-3 <u>過去に特定同族株式等の贈与を受けた者に係る相続税の納税猶予の特例の適用</u>	(新設)
旧70の3の3・70の3の4-4 <u>平成22年4月1日以後に特定同族株式等事前届出書が提出された場合</u>	(新設)
〔措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係〕 (省略)	〔措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係〕 (同左)
〔措置法第70条の5((農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係〕 (省略)	〔措置法第70条の5((農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係〕 (同左)
〔措置法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予等))関係〕 (省略)	〔措置法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予等))関係〕 (同左)
<u>〔措置法第70条の7((非上場株式等についての贈与税の納税猶予))関係〕</u>	(新設)
70の7-1 <u>贈与税の納税猶予の対象となる非上場株式等の意義</u>	(新設)
70の7-2 <u>特例受贈非上場株式等の意義等</u>	(新設)
70の7-3 <u>特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合</u>	(新設)
70の7-4 <u>特例対象贈与に係る受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合</u>	(新設)
70の7-5 <u>申告期限前に全部確定事由が生じた場合</u>	(新設)
70の7-6 <u>修正申告等に係る贈与税額の納税猶予</u>	(新設)
70の7-7 <u>担保の提供等</u>	(新設)
70の7-8 <u>贈与税の額に相当する担保</u>	(新設)
70の7-9 <u>持分会社の持分が担保提供された場合</u>	(新設)
70の7-10 <u>常時使用従業員の意義</u>	(新設)
70の7-11 <u>特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義</u>	(新設)
70の7-12 <u>経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義</u>	(新設)
70の7-13 <u>役員である期間の意義</u>	(新設)
70の7-14 <u>特例受贈非上場株式等に係る贈与者又は認定贈与承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算</u>	(新設)
70の7-15 <u>相続時精算課税適用者等に係る贈与税の納税猶予</u>	(新設)
70の7-16 <u>代表権を有しないこととなった場合の意義</u>	(新設)

改 正 後	改 正 前
<u>70の7-17 特例受贈非上場株式等の譲渡等の判定</u>	(新設)
<u>70の7-18 譲渡等をした日の意義</u>	(新設)
<u>70の7-19 解散等をした場合等の意義</u>	(新設)
<u>70の7-20 確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義</u>	(新設)
<u>70の7-21 資本金等の額の減少がその効力を生じた日の意義</u>	(新設)
<u>70の7-22 経営承継受贈者が非上場株式等についての納税猶予の適用を取りやめる場合の期限</u>	(新設)
<u>70の7-23 合併がその効力を生じた日の意義</u>	(新設)
<u>70の7-24 株式交換等がその効力を生じた日の意義</u>	(新設)
<u>70の7-25 非上場株式等に該当しないこととなった場合等の意義</u>	(新設)
<u>70の7-26 風俗営業会社に該当することとなった日の意義等</u>	(新設)
<u>70の7-27 会社分割をした場合等の意義</u>	(新設)
<u>70の7-28 組織変更をした場合等の意義</u>	(新設)
<u>70の7-29 納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算</u>	(新設)
<u>70の7-30 みなす充足に該当しないこととなる事由</u>	(新設)
<u>70の7-31 担保財産の変更等が行われた場合のみなす充足</u>	(新設)
<u>70の7-32 譲渡制限株式の担保の取扱い</u>	(新設)
<u>70の7-33 特定事由</u>	(新設)
<u>70の7-34 既に非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等</u>	(新設)
<u>70の7-35 継続届出書の提出期間</u>	(新設)
<u>70の7-36 増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ</u>	(新設)
<u>70の7-37 持分会社の出資の持分等を担保提供できる場合</u>	(新設)
<u>70の7-38 破産免除等の申請書が申請期限までに提出されない場合等</u>	(新設)
<u>70の7-39 措置法第70条の7第17項第1号の規定の適用を受けるための譲渡等</u>	(新設)
<u>70の7-40 特例受贈非上場株式等の時価に相当する金額の意義</u>	(新設)
<u>70の7-41 免除申請があった場合の延滞税の計算</u>	(新設)
<u>70の7-42 免除申請があった場合の利子税の計算</u>	(新設)
<u>70の7-43 免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき贈与税額</u>	(新設)
<u>70の7-44 2以上の認定贈与承継会社がある場合等の担保の取扱い</u>	(新設)
<u>70の7-45 措置法第70条の7第24項各号の価額の意義</u>	(新設)

改 正 後	改 正 前
<u>〔措置法第70条の7の2（非上場株式等についての相続税の納税猶予）関係〕</u>	(新設)
<u>70の7の2-1 相続税の納税猶予の対象となる非上場株式等の意義</u>	(新設)
<u>70の7の2-2 特例非上場株式等の意義</u>	(新設)
<u>70の7の2-3 相続税の納税猶予の対象とならない非上場株式等</u>	(新設)
<u>70の7の2-4 代償分割により取得した非上場株式等についての相続税の納税猶予の 不適用</u>	(新設)
<u>70の7の2-5 特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合</u>	(新設)
<u>70の7の2-6 第2次経営承継相続人がある場合の第1次経営承継相続人に係る相続 税の納税猶予の適用要件</u>	(新設)
<u>70の7の2-7 申告期限前に全部確定事由が生じた場合</u>	(新設)
<u>70の7の2-8 相次相続控除の算式</u>	(新設)
<u>70の7の2-9 修正申告等に係る相続税額の納税猶予</u>	(新設)
<u>70の7の2-10 担保の提供等</u>	(新設)
<u>70の7の2-11 相続税の額に相当する担保</u>	(新設)
<u>70の7の2-12 持分会社の持分が担保提供された場合</u>	(新設)
<u>70の7の2-13 常時使用従業員の意義</u>	(新設)
<u>70の7の2-14 特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義</u>	(新設)
<u>70の7の2-15 経営承継相続人等を判定する場合等の議決権の数の意義</u>	(新設)
<u>70の7の2-16 特例非上場株式等に係る認定承継会社が2以上ある場合の納税猶予分 の相続税額の計算</u>	(新設)
<u>70の7の2-17 代表権を有しないこととなった場合の意義</u>	(新設)
<u>70の7の2-18 特例非上場株式等の譲渡等の判定</u>	(新設)
<u>70の7の2-19 譲渡等をした日の意義</u>	(新設)
<u>70の7の2-20 解散等をした場合等の意義</u>	(新設)
<u>70の7の2-21 確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義</u>	(新設)
<u>70の7の2-22 資本金等の額の減少がその効力を生じた日の意義</u>	(新設)
<u>70の7の2-23 経営承継相続人等が非上場株式等についての納税猶予の適用を取りや める場合の期限</u>	(新設)
<u>70の7の2-24 合併がその効力を生じた日の意義</u>	(新設)
<u>70の7の2-25 株式交換等がその効力を生じた日の意義</u>	(新設)
<u>70の7の2-26 非上場株式等に該当しないこととなった場合等の意義</u>	(新設)

改 正 後	改 正 前
<u>70の7の2-27 風俗営業会社に該当することとなった日の意義等</u>	(新設)
<u>70の7の2-28 会社分割をした場合等の意義</u>	(新設)
<u>70の7の2-29 組織変更をした場合等の意義</u>	(新設)
<u>70の7の2-30 納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税額の計算</u>	(新設)
<u>70の7の2-31 みなす充足に該当しないこととなる事由</u>	(新設)
<u>70の7の2-32 担保財産の変更等が行われた場合のみみなす充足</u>	(新設)
<u>70の7の2-33 譲渡制限株式の担保の取扱い</u>	(新設)
<u>70の7の2-34 特定事由</u>	(新設)
<u>70の7の2-35 既に非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等</u>	(新設)
<u>70の7の2-36 継続届出書の提出期間</u>	(新設)
<u>70の7の2-37 増担保命令に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ</u>	(新設)
<u>70の7の2-38 持分会社の出資の持分等を担保提供できる場合</u>	(新設)
<u>70の7の2-39 延納申請を行う場合の不動産等の割合の計算における端数処理</u>	(新設)
<u>70の7の2-40 措置法第70条の7の2第16項に規定する免除届出期限</u>	(新設)
<u>70の7の2-41 措置法第70条の7第1項の適用に係る贈与をした場合の免除税額等</u>	(新設)
<u>70の7の2-42 破産免除等の申請書が申請期限までに提出されない場合等</u>	(新設)
<u>70の7の2-43 措置法第70条の7の2第17項第1号の規定の適用を受けるための譲渡等</u>	(新設)
<u>70の7の2-44 特例非上場株式等の時価に相当する金額の意義</u>	(新設)
<u>70の7の2-45 免除申請があった場合の延滞税の計算</u>	(新設)
<u>70の7の2-46 免除申請があった場合の利子税の計算</u>	(新設)
<u>70の7の2-47 免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき相続税額</u>	(新設)
<u>70の7の2-48 2以上の認定承継会社がある場合の担保の取扱い</u>	(新設)
<u>70の7の2-49 措置法第70条の7の2第24項各号の価額の意義</u>	(新設)
<u>〔措置法第70条の7の3((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係〕</u>	(新設)
<u>70の7の3-1 措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例受贈非上場株式等の価額の計算</u>	(新設)
<u>70の7の3-2 贈与者の死亡の前3年以内に贈与を受けた非上場株式等</u>	(新設)

改 正 後	改 正 前
<u>〔措置法第70条の7の4（（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予）関係）〕</u>	(新設)
<u>70の7の4-1 特例相続非上場株式等の意義</u>	(新設)
<u>70の7の4-2 特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合</u>	(新設)
<u>70の7の4-3 修正申告等に係る相続税額の納税猶予</u>	(新設)
<u>70の7の4-4 特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義</u>	(新設)
<u>70の7の4-5 経営相続承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義</u>	(新設)
<u>70の7の4-6 特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算</u>	(新設)
<u>70の7の4-7 経営相続承継期間の意義</u>	(新設)
<u>70の7の4-8 確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義</u>	(新設)
<u>70の7の4-9 既に非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等</u>	(新設)
<u>70の7の4-10 継続届出書の提出期間</u>	(新設)
<u>70の7の4-11 70の7の2関係通達の準用</u>	(新設)

改正後	改正前
<p>[措置法第69条の4((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))関係]</p> <p>(相続開始前3年以内の贈与財産及び相続時精算課税の適用を受ける財産)</p> <p>69の4—1 措置法第69条の4第1項に規定する特例対象宅地等(以下69の5—11までにおいて「特例対象宅地等」という。)には、被相続人から贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずべき贈与(以下「死因贈与」という。))を除く。以下同じ。)により取得したものは含まれないため、相続税法(昭和25年法律第73号)第19条((相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額))の規定の適用を受ける財産及び相続時精算課税(同法第21条の9第3項((相続時精算課税の選択))の規定(措置法第70条の3第1項において準用する場合を含む。))をいう。以下70の7の2—3までにおいて同じ。)の適用を受ける財産については、措置法第69条の4第1項の規定の適用はない<u>こと</u>に留意する。</p> <p>(公共事業の施行により従前地及び仮換地について使用収益が禁止されている場合)</p> <p>69の4—1の3 ……から相続税の申告書の提出期限(以下69の4—36までにおいて「申告期限」という。)までの間に当該被相続人等が……</p> <p>(被相続人等の事業の用に供されていた宅地等の範囲)</p> <p>69の4—2 ……</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……から無償(相当の対価に至らない程度の対価の授受がある場合を含む。以下69の4—33までにおいて同じ。)で借り受けていた場合における当該建物等に限る。)の敷地の用に供されていたもの</p> <p>(小規模宅地等の特例と特定計画山林の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき)</p> <p>69の4—11 措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等(以下69の5—13までにおいて「小規模宅地等」という。)及び措置法第69条の5第1項に規定する<u>選択特定計画山林</u>(以下69の5—13までにおいて「<u>選択特定計画山林</u>」という。)について、措置法第69条の4第1項及び第69条の5第1項((特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例))の規定の適用を受けようとする場合において、その</p>	<p>[措置法第69条の4((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))関係]</p> <p>(相続開始前3年以内の贈与財産及び相続時精算課税の適用を受ける財産)</p> <p>69の4—1 措置法第69条の4第1項に規定する特例対象宅地等(以下69の5—28までにおいて「特例対象宅地等」という。)には、被相続人から贈与(死因贈与を除く。以下同じ。)により取得したものは含まれないため、相続税法(昭和25年法律第73号)第19条((相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額))の規定の適用を受ける財産及び相続時精算課税(同法第21条の9第3項((相続時精算課税の選択))の規定(措置法第70条の3第1項において準用する場合を含む。))をいう。以下70の6—38までにおいて同じ。)の適用を受ける財産については、措置法第69条の4第1項の規定の適用はない<u>のであるから留意する</u>。</p> <p>(公共事業の施行により従前地及び仮換地について使用収益が禁止されている場合)</p> <p>69の4—1の3 ……から相続税の申告書の提出期限(以下69の4—37までにおいて「申告期限」という。)までの間に当該被相続人等が……</p> <p>(被相続人等の事業の用に供されていた宅地等の範囲)</p> <p>69の4—2 ……</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……から無償(相当の対価に至らない程度の対価の授受がある場合を含む。以下69の4—34までにおいて同じ。)で借り受けていた場合における当該建物等に限る。)の敷地の用に供されていたもの</p> <p>(小規模宅地等の特例と特定事業用資産の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき)</p> <p>69の4—11 措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等(以下69の5—32までにおいて「小規模宅地等」という。)及び措置法第69条の5第1項に規定する<u>選択特定事業用資産</u>(以下69の5—32までにおいて「<u>選択特定事業用資産</u>」という。)について、措置法第69条の4第1項及び第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする場合において、その<u>選択特定事業用資産</u>の価額が、<u>同条第7項</u>に規定する限</p>

改正後	改正前
<p>選択特定計画山林の価額が、<u>同条第5項</u>に規定する限度額（<u>69の5—12</u>参照）を超えるときは、その小規模宅地等のすべてについて措置法第69条の4第1項の規定の適用はない<u>ことに留意する</u>。</p> <p>・・・</p> <p>（注）上記の限度額を超える場合には、<u>当該選択特定計画山林</u>のすべてについて措置法第69条の5第1項の規定の適用もない<u>ことに留意する</u>（<u>69の5—13</u>参照）。</p> <p>（共同相続人等が特例対象宅地等の分割前に死亡している場合）</p> <p><u>69の4—25</u> ・・・の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者（以下<u>69の5—11</u>までにおいて「共同相続人等」という。）によって分割される前に・・・</p> <p>（注）・・・が家庭裁判所における調停又は審判（以下<u>69の5—9</u>までにおいて「審判等」という。）に基づいて分割されている場合において、当該審判等の中で、当該死亡した者の具体的相続分（民法第900条（法定相続分）から第904条の2（寄与分）までに規定する相続分をいう。以下<u>69の5—9</u>までにおいて同じ。）のみが金額又は割合によって・・・</p> <p>（削除）</p> <p>（申告書の提出期限後に分割された特例対象宅地等について特例の適用を受ける場合）</p> <p><u>69の4—26</u> ・・・又は措置法令第40条の2第3項に規定する特例対象山林があるときであっても・・・措置法第69条の4第1項の規定の適用を受けるために<u>同条第5項</u>において準用する相続税法第32条の規定による・・・同条の規定による更正の請求をすることはできない<u>ことに留意する</u>。</p>	<p>度額（<u>69の5—30(1)から(3)まで参照</u>）を超えるときは、その小規模宅地等のすべてについて措置法第69条の4第1項の規定の適用はない<u>のであるから留意する</u>。</p> <p>・・・</p> <p>（注）上記の限度額を超える場合には、<u>当該選択特定事業用資産</u>のすべてについて措置法第69条の5第1項の規定の適用もない<u>のであるから留意する</u>（<u>69の5—32</u>参照）。</p> <p>（共同相続人等が特例対象宅地等の分割前に死亡している場合）</p> <p><u>69の4—25</u> ・・・の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者（以下<u>69の5—28</u>までにおいて「共同相続人等」という。）によって分割される前に・・・</p> <p>（注）・・・が家庭裁判所における調停又は審判（以下<u>69の5—26</u>までにおいて「審判等」という。）に基づいて分割されている場合において、当該審判等の中で、当該死亡した者の具体的相続分（民法第900条（法定相続分）から第904条の2（寄与分）までに規定する相続分をいう。以下<u>69の5—26</u>までにおいて同じ。）のみが金額又は割合によって・・・</p> <p>（<u>特定同族株式等の贈与の特例の適用を受けている場合</u>）</p> <p><u>69の4—26</u> <u>被相続人から相続若しくは遺贈又は贈与（相続時精算課税の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下69の5—32の2において同じ。）により財産を取得したいずれかの者が、当該被相続人である措置法第70条の3の3第6項に規定する特定贈与者（以下69の5—32の2において「特定贈与者」という。）からの贈与により取得した同条第3項第2号に規定する特定同族株式等（以下70の3の4—2までにおいて「特定同族株式等」という。）について同条第1項又は措置法第70条の3の4第1項の規定の適用を受け又は受けている場合には、措置法第69条の4第1項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p>（申告書の提出期限後に分割された特例対象宅地等について特例の適用を受ける場合）</p> <p><u>69の4—27</u> ・・・又は措置法令第40条の2第3項に規定する<u>特例対象株式等若しくは特例対象山林</u>があるときであっても・・・措置法第69条の4第1項の規定の適用を受けるために<u>同条第6項</u>において準用する相続税法第32条の規定による・・・同条の規定による更正の請求をすることはできない<u>のであるから留意する</u>。</p>

改正後	改正前
<p>(郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等に係る相続税の課税の特例)</p> <p><u>69の4—27</u> ……に規定する特定宅地等(以下<u>69の4—33</u>までにおいて「特定宅地等」という。)がある場合において……</p> <p>(郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等について相続税に係る課税の特例の適用を受けている場合)</p> <p><u>69の4—28</u> ……郵便局株式会社法(平成17年法律第100号)第2条第2項((定義))に規定する郵便局の用に供するため郵政民営化法第79条((設立))の規定により設立された郵便局株式会社(以下<u>69の4—37</u>までにおいて「郵便局株式会社」という。)に対し貸し付けられていた建物(以下<u>69の4—37</u>までにおいて「郵便局舎」という。)の敷地の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利(以下<u>69の4—37</u>までにおいて「土地等」という。)について……</p> <p>(「相続人」の意義)</p> <p><u>69の4—29</u> (省略)</p> <p>(特定宅地等の範囲)</p> <p><u>69の4—30</u> (省略)</p> <p>(建物の所有者の範囲)</p> <p><u>69の4—31</u> (省略)</p> <p>(特定宅地等とならない部分の範囲)</p> <p><u>69の4—32</u> ……郵便局株式会社法第4条第1項((業務の範囲))に規定する業務…… (注) ……例えば、当該郵便局株式会社から郵政民営化法第70条((設立))の規定により設立された……</p> <p>(郵便局舎の敷地を被相続人から無償により借り受けている場合)</p> <p><u>69の4—33</u> (省略)</p> <p>(賃貸借契約の変更に該当しない事項)</p>	<p>(郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等に係る相続税の課税の特例)</p> <p><u>69の4—28</u> ……に規定する特定宅地等(以下<u>69の4—34</u>までにおいて「特定宅地等」という。)がある場合において……</p> <p>(郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等について相続税に係る課税の特例の適用を受けている場合)</p> <p><u>69の4—29</u> ……郵便局株式会社法(平成17年法律第100号)第2条第2項に規定する郵便局の用に供するため郵政民営化法第79条の規定により設立された郵便局株式会社(以下<u>69の4—38</u>までにおいて「郵便局株式会社」という。)に対し貸し付けられていた建物(以下<u>69の4—38</u>までにおいて「郵便局舎」という。)の敷地の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利(以下<u>69の4—38</u>までにおいて「土地等」という。)について……</p> <p>(「相続人」の意義)</p> <p><u>69の4—30</u> (同左)</p> <p>(特定宅地等の範囲)</p> <p><u>69の4—31</u> (同左)</p> <p>(建物の所有者の範囲)</p> <p><u>69の4—32</u> (同左)</p> <p>(特定宅地等とならない部分の範囲)</p> <p><u>69の4—33</u> ……郵便局株式会社法第4条第1項に規定する業務…… (注) ……例えば、当該郵便局株式会社から郵政民営化法第70条の規定により設立された……</p> <p>(郵便局舎の敷地を被相続人から無償により借り受けている場合)</p> <p><u>69の4—34</u> (同左)</p> <p>(賃貸借契約の変更に該当しない事項)</p>

改正後	改正前
<p>69の4—34 (省略)</p> <p>(相続の開始以後の郵便局株式会社への郵便局舎の貸付)</p> <p>69の4—35 (省略)</p> <p>(災害のため業務が休業された場合)</p> <p>69の4—36 (省略)</p> <p>(宅地等の一部の譲渡又は郵便局株式会社との賃貸借契約の解除等があった場合)</p> <p>69の4—37 (省略)</p> <p><u>(平成21年改正前措置法第69条の4の取扱い)</u></p> <p>69の4—38 <u>平成21年改正法(所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)をいう。以下旧70の3の3・70の3の4—4までにおいて同じ。)</u> 附則第64条第11項((非上場株式等についての相続税の課税価格の計算の特例等に関する経過措置))の規定によりなお従前の例によるものとされる改正前の措置法(以下旧70の3の3・70の3の4—3までにおいて「平成21年改正前措置法」という。)第69条の4((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))、平成21年改正措置(租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)をいう。以下旧70の3の3・70の3の4—1までにおいて同じ。)による改正前の措置法令第40条の2((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))及び平成21年改正措置(租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成21年省令第19号)をいう。以下旧70の3の3・70の3の4—1までにおいて同じ。)による改正前の措置法規則第23条の2((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、平成21年6月17日付課資2—7ほか2課共同「租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて」の一部改正について(法令解釈通達)による改正前の「租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて」の取扱いの例による。</p> <p><u>(平成21年改正前措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けた特定同族株式等について措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けた場合の小規模宅地等の特例の不適用)</u></p> <p>69の4—39 被相続人から相続若しくは遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産</p>	<p>69の4—35 (同左)</p> <p>(相続の開始以後の郵便局株式会社への郵便局舎の貸付)</p> <p>69の4—36 (同左)</p> <p>(災害のため業務が休業された場合)</p> <p>69の4—37 (同左)</p> <p>(宅地等の一部の譲渡又は郵便局株式会社との賃貸借契約の解除等があった場合)</p> <p>69の4—38 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>を取得したいずれかの者が、当該被相続人である平成21年改正法附則第64条第7項に規定する特定同族株式等贈与者から平成20年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した同条第6項に規定する特定同族株式等（以下69の4-39において「特定同族株式等」という。）について平成21年改正前措置法第70条の3の3第1項（（特定の贈与者から特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例））又は平成21年改正前措置法第70条の3の4第1項（（特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例））の規定の適用を受けている場合には、平成21年改正法附則第64条第7項の規定の適用の有無にかかわらず、当該被相続人から相続若しくは遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得したすべての者について平成21年改正前措置法第69条の4第1項及び措置法第69条の4第1項の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>（注） 上記の平成21年改正前措置法第70条の3の3第1項又は平成21年改正前措置法第70条の3の4第1項の規定の適用を受けた特定同族株式等に係る会社と異なる会社に係る平成21年改正前措置法第69条の4第1項及び措置法第69条の4第1項に規定する特例対象宅地等を当該被相続人から相続又は遺贈により取得した場合であっても上記と同様の取扱いとなることに留意する。</p>	
<p>〔措置法第69条の5（（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）関係）〕</p> <p>（削除）</p>	<p>〔措置法第69条の5（（特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）関係）〕</p> <p>（特例対象株式等の意義）</p> <p>69の5-1 措置法第69条の5第2項第7号イ及びロの要件を満たす特定株式又は特定出資（以下69の5-31までにおいて「特例対象株式等」という。）には、次に掲げる株式又は出資は含まれないのであるから留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法人の株主総会又は社員総会（以下69の5-4までにおいて「法人の株主総会等」という。）において議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限された株式又は出資 2 法人の株主総会等において議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限がある株主又は社員の有する株式又は出資 <p>（注） 上記は、措置法第69条の5第2項第8号イ及びロの要件を満たす特定受贈株式又は特定受贈出資（以下69の5-3までにおいて「特例対象受贈株式等」という。）について準用する。</p>

改正後	改正前
(削除)	<p><u>(特定同族会社株式等の範囲)</u></p> <p><u>69の5—2 特例対象株式等に係る法人が2以上ある場合の措置法第69条の5第2項第7号に規定する特定同族会社株式等（以下69の5—29までにおいて「特定同族会社株式等」という。）とは、被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた当該各法人の特例対象株式等の単位数のうち当該各法人の当該相続開始の時ににおける発行済株式の総数又は出資の総額（以下69の5—31までにおいて「発行済株式総数等」という。）に次に掲げる場合の区分に応じ次に定める割合を乗じて算出した単位数に達するまでの部分をいうのであるから留意する。</u></p> <p>(1) <u>(2)に掲げる場合以外の場合</u> $\frac{2}{3}$</p> <p>(2) <u>被相続人である相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者（以下70の6—2の2までにおいて「特定贈与者」という。）が既に贈与（相続時精算課税の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下69の5—34までにおいて同じ。）をした当該各法人に係る特例対象受贈株式等で措置法第69条の5第10項の規定の適用を受けたもの（以下69の5—31までにおいて「届出済特例対象受贈株式等」という。）がある場合</u></p> <p>$\frac{2}{3} - A$</p> <p>$A = \frac{\text{当該贈与をした届出済特例対象受贈株式等の株数等}}{\text{当該贈与の時ににおける当該各法人の発行済株式総数等}}$</p> <p><u>なお、被相続人である特定贈与者が既に届出済特例対象受贈株式等の贈与を複数回行っているときは、上記に定める割合は、当該贈与ごとにAの割合を算出し、当該算出したAの割合を合計した割合を$\frac{2}{3}$から控除して求めることに留意する。</u></p> <p>(注) 1 <u>上記の届出済特例対象受贈株式等には、被相続人である特定贈与者から贈与により届出済特例対象受贈株式等を取得した者が、当該贈与の時から当該被相続人に係る相続開始の時までに有しないこととなったものが含まれるのであるから留意する。</u></p> <p>2 <u>措置法第69条の5第2項第12号イに掲げる特定事業用資産は、各法人ご</u></p>

改正後	改正前
(削除)	<p>との特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等(同項第8号に規定する特定受贈同族会社株式等(以下69の5—34までにおいて「特定受贈同族会社株式等」という。)のうち、当該特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時から特定贈与者の相続開始の時まで引き続き同項第11号ロ(1)から(3)までの要件を満たす特定事業用資産相続人等が有しているものに限る。)である株式の総数に相当する金額又は出資の総額(当該特定受贈同族会社株式等については当該贈与時の価額をいう。)の合計額のうち10億円以下の部分をいうのであるから留意する。</p> <p>3 措置法第69条の5第1項に規定する申告期限(以下69の5—25までにおいて「相続税の申告期限」という。)において特定同族会社株式等に係る法人が清算中であったときは、当該特定同族会社株式等については同項の規定の適用はないのであるから留意する。</p> <p><u>(特定受贈同族会社株式等の範囲)</u></p> <p><u>69の5—3 特例対象受贈株式等に係る法人が2以上ある場合の特定受贈同族会社株式等とは、被相続人である特定贈与者が贈与をした当該各法人の当該贈与の時に</u> <u>おける特例対象受贈株式等の単位数のうち当該各法人の発行済株式総数等に次</u> <u>掲げる場合の区分に応じ次に定める割合を乗じて算出した単位数に達するまでの</u> <u>部分をいうのであるから留意する。</u></p> <p>(1) <u>②に掲げる場合以外の場合</u> $\frac{2}{3}$</p> <p>(2) <u>被相続人である特定贈与者が既に贈与(以下69の5—7までにおいて「従前贈与」という。)をした当該各法人に係る届出済特例対象受贈株式等がある場合</u></p> $\frac{2}{3} - A$ $A = \frac{\text{当該従前贈与をした届出済特例対象受贈株式等の株数等}}{\text{当該従前贈与の時にける当該各法人の発行済株式総数等}}$ <p>なお、被相続人である特定贈与者が従前贈与を複数回行っているときには、上記に定める割合は、当該従前贈与ごとにAの割合を算出し、当該算出したAの割合を合計した割合を$\frac{2}{3}$から控除して求めることに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
(削除)	<p>(注) 1 <u>上記の届出済特例対象受贈株式等には、被相続人である特定贈与者から従前贈与により届出済特例対象受贈株式等を取得した者が、当該従前贈与の時から当該贈与の時までに有しないこととなったものが含まれるのであるから留意する。</u></p> <p>2 <u>贈与の時において特定受贈同族会社株式等に係る法人が清算中であったときは、当該特定受贈同族会社株式等については措置法第69条の5第1項の規定の適用はないのであるから留意する。</u></p> <p><u>(議決権の制限がある株式等がある場合の特定同族会社株式等の判定)</u></p> <p><u>69の5—4 特定株式又は特定出資（以下69の5—6までにおいて「特定株式等」という。）が、特定同族会社株式等に該当するかどうかの判定をする場合において、措置法第69条の5第2項第7号イに規定する「株式の総数又は出資の総額」には、措置法規則第23条の2の2第4項に規定する株式又は第5項において第4項の規定が準用される出資（以下69の5—4において「議決権のすべてに制限がある株式等」という。）の単位数は含まれないのであるが、措置法第69条の5第2項第7号柱書に規定する「発行済株式の総数又は出資の総額」、同号ロ(1)に規定する「発行済株式の総数」及び同号ロ(2)に規定する「出資の総額」には、議決権のすべてに制限がある株式等の単位数は含まれるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(注) 上記は、特定受贈株式又は特定受贈出資（以下69の5—7までにおいて「特定受贈株式等」という。）が、特定受贈同族会社株式等に該当するかどうかの判定をする場合について準用する。</u></p>
(削除)	<p><u>(措置法第69条の5第2項第7号ロ又は第8号ロに規定する発行済株式の総数に相当する金額又は出資の総額の時価の算定)</u></p> <p><u>69の5—5 措置法第69条の5第2項第7号ロ又は第8号ロに規定する発行済株式の総数に相当する金額として財務省令で定める金額又は出資の総額として財務省令で定める金額は、昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達」（以下69の5—5及び70の3—7において「評基通」という。）の定めにより算定した価額をいうのであるが、当該価額を算定する場合において、措置法規則第23条の2の2第6項から第9項までの規定により評基通185((純資産価額))のただし書及び評基通188—2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))に定める(評基通194((合名会社等の出資の評価))により準用される部分を含む。)評価方</u></p>

改正後	改正前
(削除)	<p><u>法が適用されることはないのであるから留意する。</u></p> <p><u>(特定同族会社株式等に係る20億円未満の判定対象となる法人)</u></p> <p><u>69の5—6 措置法第69条の5第2項第7号ロに規定する「すべての法人」とは、次の(1)及び(2)に掲げる法人のすべてをいい、次の(2)に掲げる法人には、同条第10項の規定の適用を受けていない特定受贈株式等に係る法人も含まれるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(1) 相続開始の直前及び当該相続開始の時ににおいて措置法第69条の5第2項第7号イに掲げる要件を満たす特定株式等に係る法人</u></p> <p><u>(2) 贈与の直前及び当該贈与の時ににおいて措置法第69条の5第2項第8号イに掲げる要件を満たす特定受贈株式等に係る法人</u></p> <p><u>(注) 上記(1)及び(2)のいずれの法人にも該当する同一の法人があるときには、措置法第69条の5第2項第7号ロの金額の計算上、重複計算は要しないのであるから留意する。</u></p>
(削除)	<p><u>(特定受贈同族会社株式等に係る20億円未満の判定対象となる法人)</u></p> <p><u>69の5—7 措置法第69条の5第2項第8号ロに規定する「すべての法人」とは、次の(1)から(3)までに掲げる法人のすべてをいい、次の(2)に掲げる法人には、同条第10項の規定の適用を受けていない特定受贈株式等に係る法人も含まれるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(1) 贈与の直前及び当該贈与の時ににおいて措置法第69条の5第2項第8号イに掲げる要件を満たす特定受贈株式等に係る法人</u></p> <p><u>(2) 従前贈与の直前及び当該従前贈与の時ににおいて措置法第69条の5第2項第8号イに掲げる要件を満たす特定受贈株式等に係る法人</u></p> <p><u>(3) 贈与の直前及び当該贈与の時ににおいて措置法規則第23条の2の2第11項の規定により読み替えて適用される措置法第69条の5第2項第8号イに掲げる要件を満たす措置法第69条の5第2項第5号に規定する特定保有株式又は同項第6号に規定する特定保有出資に係る法人</u></p> <p><u>(注) 上記(1)から(3)までのいずれか2以上に該当する同一の法人があるときには、措置法第69条の5第2項第8号ロの金額の計算上、重複計算は要しないのであるから留意する。</u></p>

改正後	改正前
(削除)	<p><u>(払戻請求権がある場合の20億円未満の判定)</u></p> <p><u>69の5—8 措置法令第40条の2の2第31項の規定により特定出資に該当する払戻請求権がある場合の措置法第69条の5第2項第7号ロの要件の判定は、当該払戻請求権の価額を基に行うのであるから留意する。</u></p> <p><u>(注) 贈与により取得した払戻請求権は、特定受贈出資とみなされていないことから、措置法第69条の5第1項の規定の適用はないのであるから留意する。</u></p>
(削除)	<p><u>(会社分割等の意義)</u></p> <p><u>69の5—9 措置法令第40条の2の2第10項に規定する会社分割、株式分割、株式無償割当て、株式交換、剰余金の配当その他の事由（以下69の5—15までにおいて「会社分割等」という。）には、次に掲げる事由は含まれないものとして取り扱うことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の10（（定義））に規定する分社型分割</u></p> <p><u>(2) 資本金の額若しくは資本剰余金の額の減少を伴わない剰余金の配当（同法第2条第12号の9に規定する分割型分割を除く。）又は利益の配当</u></p> <p><u>(3) 自己株式の取得</u></p> <p><u>(4) 措置法令第40条の2の2第11項第3号に掲げる法人の合併、第5号に掲げる株式交換及び第6号に掲げる株式移転に当たらない法人の合併、株式交換及び株式移転</u></p> <p><u>(5) 組織変更</u></p> <p><u>(注) (3)から(5)に掲げる事由により特定事業用資産相続人等が交付を受けた株式又は出資については、措置法第69条の5第1項の規定の適用はないのであるから留意する。</u></p>
(削除)	<p><u>(会社分割等により特定事業用資産相続人等が対応株式等を取得していない場合)</u></p> <p><u>69の5—10 特定事業用資産相続人等の有する特定受贈同族会社株式等（以下69の5—12までにおいて「分割等対象株式等」という。）について会社分割等があったことにより、当該特定事業用資産相続人等が措置法令第40条の2の2第10項第2号に規定する対応株式（以下69の5—16までにおいて「対応株式」という。）及び第3号に規定する剰余金の配当として金銭その他の資産の交付を受けていない場合には、当該分割等対象株式等について同条第10項から第12項に規定する計算は要しない</u></p>

改正後	改正前
(削除)	<p><u>いのであるから留意する。</u></p> <p><u>(法人の分割があった場合の措置法令第40条の2の2第10項第3号イの金額)</u></p> <p><u>69の5—11 法人の分割(措置法令第40条の2の2第11項第4号に掲げる法人の分割に当たらない法人の分割をいう。)があった場合の同条第10項第3号イに掲げる金額とは、分割によって分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する「分割法人」をいう。)の株主又は出資者である特定事業用資産相続人等が交付を受けた分割承継法人(同条第12号の3に規定する「分割承継法人」をいう。)の株式又は出資以外の金銭その他の資産の金額(当該金額のうち所得税法(昭和40年法律第33号)第24条第1項((配当所得))又は第25条第1項((配当等とみなす金額))の規定により配当所得の対象とされるものを除く。)をいうのであるから留意する。</u></p> <p><u>(注) 69の5—14(注)2参照</u></p>
(削除)	<p><u>(会社分割等があった場合の相続税の課税価格に加算する特定受贈同族会社株式等の価額の計算)</u></p> <p><u>69の5—12 措置法令第40条の2の2第10項に規定する「会社分割等前株式等総額に特定割合を乗じて得た価額を当該会社分割等時に当該特定事業用資産相続人等が有している当該分割等対象株式等の単位数で除して得た価額」、第11項に規定する「会社分割等前株式等総額に特定割合を乗じて得た価額を会社分割等時に当該特定事業用資産相続人等が有している対応株式の単位数で除して得た価額」又は第12項に規定する「会社分割等前株式等総額に特定割合を乗じて得た金額」の計算方法を算式で示すと、次に掲げるとおりである。</u></p> <p><u>(1) 同条第10項に規定する「会社分割等前株式等総額に特定割合を乗じて得た価額を当該会社分割等時に当該特定事業用資産相続人等が有している当該分割等対象株式等の単位数で除して得た価額」</u></p> $A \times \frac{B}{B + C + D} \div e$ <p><u>(2) 同条第11項に規定する「会社分割等前株式等総額に特定割合を乗じて得た価額を会社分割等時に当該特定事業用資産相続人等が有している対応株式の単位数で除して得た価額」</u></p>

改正後	改正前
	$\frac{A \times \frac{C}{B+C+D}}{\div h}$ <p>(3) <u>同条第12項に規定する「会社分割等前株式等総額に特定割合を乗じて得た金額」</u></p> $A \times \frac{D}{B+C+D}$ <p>(注) <u>算式中の符号及び計算上生じた一円未満の端数の処理については、次のとおりである。</u></p> <p>1 <u>算式中の符号</u></p> <p><u>Aは、次の算式により計算した措置法令第40条の2の2第10項の会社分割等前株式等総額</u></p> $a \times b$ <p><u>aは、分割等対象株式等に係る贈与の時における一単位当たりの価額（既に同条第10項又は第11項の規定の適用を受けた場合には当該規定の適用後の価額）</u></p> <p><u>bは、会社分割等があった時（以下69の5—12において「会社分割等時」という。）前に特定事業用資産相続人等が有していた分割等対象株式等の単位数</u></p> <p><u>Bは、次の算式により計算した措置法令第40条の2の2第10項第1号に掲げる金額（当該金額に小数点第三位未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てて差し支えないものとする。以下C及びDの金額について同じ。）</u></p> $c \times \frac{e}{d}$ <p><u>cは、会社分割等時後における分割等対象株式等に係る法人の法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（以下f及びjにおいて「資本金等の額」という。）</u></p> <p><u>dは、cの法人の発行済株式又は出資（当該法人が有する自己の株式</u></p>

改正後	改正前
	<p>又は出資を除く。以下 g 及び k において同じ。) の総数又は総額</p> <p><u>e は、会社分割等時後に特定事業用資産相続人等が有する c の法人に係る分割等対象株式等の単位数</u></p> <p><u>C は、次の算式により計算した措置法令第40条の2の2第10項第2号に掲げる金額</u></p> $\frac{f \times \frac{h}{g}}$ <p><u>f は、会社分割等（同条第11項各号に掲げる事由に該当するものに限る。）により特定事業用資産相続人等が取得した対応株式に係る法人の資本金等の額</u></p> <p><u>g は、f の法人の発行済株式の総数又は出資の総額</u></p> <p><u>h は、会社分割等時後に特定事業用資産相続人等が有する f の法人に係る対応株式の単位数</u></p> <p><u>D は、次の算式により計算した措置法令第40条の2の2第10項第3号に掲げる金額の合計額</u></p> $\frac{i + j \times \frac{1}{k}}$ <p><u>i は、会社分割等（同条第11項各号に掲げる事由に該当するものを除く。以下、j において同じ。）により特定事業用資産相続人等が特定受贈同族会社株式等に係る剰余金の配当として交付を受けた金銭その他の資産の金額（69の5—11参照）</u></p> <p><u>j は、会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得した特定受贈同族会社株式等に対応する株式又は出資（以下 1 において「非対応株式」という。）に係る法人の資本金等の額</u></p> <p><u>k は、j の法人の発行済株式の総数又は出資の総額</u></p> <p><u>1 は、会社分割等時後に特定事業用資産相続人等が有する j の法人に係る非対応株式の単位数</u></p> <p>2 計算上生じた一円未満の端数の処理</p> <p><u>上記(1)から(3)の算式により計算された価額又は金額に一円未満の端数がある場合には、課税上弊害がない限り、その端数金額を切り捨てて差し</u></p>

改 正 後	改 正 前
(削除)	<p><u>支えないものとする。</u></p> <p><u>(対応株式として合同会社の出資を取得した場合)</u></p> <p><u>69の5—13 措置法令第40条の2の2第11項第3号から第5号に掲げる事由により特定受贈同族会社株式等に対応する株式(出資を含む。以下69の5—14において同じ。)として、合同会社の出資を取得した場合には、当該出資は対応株式に該当し、当該出資は措置法第69条の5第1項の規定の適用があるのであるから留意する。</u></p>
(削除)	<p><u>(合併に際し合併法人から端数株式の譲渡代金を取得した場合)</u></p> <p><u>69の5—14 分割等対象株式等の発行人が行った合併が措置法令第40条の2の2第11項第3号に掲げる合併に該当するかどうかの判定をする場合において、合併法人(法人税法第2条第12号に規定する「合併法人」をいう。)が合併に際し、被合併法人(同条第11号に規定する「被合併法人」をいう。)の株主に交付する株式に一単位未満の端数が生じたためその端数の合計数に相当する株式を他に譲渡し、その譲渡代金を当該株主に交付したときは、当該株主に対してその一単位未満の端数に相当する株式(以下69の5—14において「端数株式」という。)を交付したものととして取り扱うことに留意する。</u></p> <p><u>なお、上記の取扱いにより当該合併が措置法令第40条の2の2第11項第3号に掲げる合併に該当することとなった場合の同項に規定する対応株式の一単位当たりの価額(以下69の5—14において「対応株式の価額」という。)の計算に際しては、当該端数株式の単位数を同条第10項第2号及び第11項に規定する「対応株式の単位数」に加算して計算することになるのであるが、当該端数株式については、措置法第69条の5第1項の規定の適用がないのであるから留意する。</u></p> <p><u>(注)1 上記の取扱いは、措置法令第40条の2の2第11項第4号から6号に掲げる事由に該当するかどうかの判定をする場合について準用する。</u></p> <p><u>2 上記なお書の対応株式の価額の計算方法は次に掲げる計算について準用する。</u></p> <p><u>(1) 措置法令第40条の2の2第11項第1号、第2号、第4号、第5号又は第6号に掲げる事由により取得した対応株式の価額の計算</u></p> <p><u>(2) 同条第11項第2号に掲げる株式無償割当て又は第4号に掲げる法人の分割に当たらない株式無償割当て又は法人の分割(以下69の5—14において「株式無償割当て等」という。)があった場合の同条第10項第3号口に</u></p>

改正後	改正前
(削除)	<p>掲げる金額の計算</p> <p>(3) <u>同条第11項第1号、第2号、第4号に掲げる事由又は株式無償割当て等があった場合の同条第10項に規定する分割等対象株式等の一単位当たりの価額の計算</u></p> <p><u>(会社分割等があった場合の相続税の課税価格に加算する特定同族会社株式等の価額の計算)</u></p> <p><u>69の5—15 会社分割等があった場合の特定同族会社株式等及び措置法令第40条の2の2第11項に掲げる事由により取得した特定同族会社株式等に対応する株式の価額の計算並びに第12項の規定による相続税の課税価格の計算に当たっては、69の5—9((会社分割等の意義))から69の5—14((合併に際し合併法人から端数株式の譲渡代金を取得した場合))を準用する。</u></p>
(削除)	<p><u>(役員である期間の意義)</u></p> <p><u>69の5—16 措置法第69条の5第2項第11号ロ(2)に規定する政令で定める期間において、選択特定事業用資産である特定受贈同族会社株式等に係る法人の措置法規則第23条の2の2第13項に規定する役員(以下69の5—16において「役員」という。)としての地位を有しているかどうかは、役員であった期間(当該特定受贈同族会社株式等の贈与の時以後の期間に限る。)を合計した期間が当該政令で定める期間以上の期間であるかどうかで判定するのであるから留意する。</u></p> <p><u>(注)1 当該法人に係る特定受贈同族会社株式等の贈与が複数回あるため上記の政令で定める期間が異なることとなる場合には、各贈与に係る当該政令で定める期間ごとに上記の判定を行うのであるから留意する。</u></p> <p><u>2 特定事業用資産相続人等が有する対応株式に係る法人の役員である期間の判定を行う上での措置法令第40条の2の2第9項に規定する贈与の日は、当該対応株式に係る特定受贈同族会社株式等を贈与により取得した日であるが、当該贈与の日から当該対応株式を取得することとなった同条第11項各号に掲げる事由が生じた時までの間において、当該特定事業用資産相続人等が当該特定受贈同族会社株式等に係る法人の役員であった場合には、当該期間において当該役員であった期間は、当該対応株式に係る法人の役員であった期間とみなして、上記の判定を行うものとして取り扱うことに留意する。</u></p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>(特定森林施業計画対象山林である特定計画山林)</p> <p><u>69の5—1</u> 措置法第69条の5第2項第4号イに掲げる特定計画山林とは、<u>同項第1号</u>に規定する特定森林施業計画対象山林（以下<u>69の5—12</u>までにおいて「特定森林施業計画対象山林」という。）のうち次に掲げるすべての要件を満たす区域内に存するものをいうことに留意する。</p> <p>(1) 被相続人又は当該被相続人から相続若しくは遺贈により当該特定森林施業計</p>	<p>(特定贈与者の死亡以前に特定事業用資産相続人等が死亡した場合の特定事業用資産相続人等)</p> <p><u>69の5—17</u> 特定受贈同族会社株式等の贈与の時から当該贈与に係る被相続人である特定贈与者の相続開始の時までに当該特定贈与者から当該特定受贈同族会社株式等を贈与により取得した措置法第69条の5第2項第11号ロ(1)から(3)までの要件を満たす特定事業用資産相続人等が死亡した場合には、当該特定事業用資産相続人等の納税義務等承継人（相続税法第21条の17又は第21条の18（相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等）の規定により同法第21条の9第5項に規定する相続時精算課税適用者（以下<u>70の6—2</u>の2までにおいて「相続時精算課税適用者」という。）が有していた相続時精算課税の適用を受けていたことに伴う納税に係る権利又は義務を承継した当該相続時精算課税適用者の相続人（包括受遺者を含む。）をいう。以下<u>69の5—25</u>までにおいて同じ。）を当該死亡の時から措置法第69条の5第2項第11号ロ(1)から(3)までの要件を満たす特定事業用資産相続人等に該当するものとして取り扱うものとする。この場合、当該納税義務等承継人が当該特定受贈同族会社株式等を選択特定事業用資産として選択をしたとき（納税義務等承継人が2人以上いる場合には、その全員が共同して選択したときに限る。）において、当該納税義務等承継人（納税義務等承継人が2人以上いる場合には、そのうちのいずれかの者）が当該死亡の時から当該特定贈与者の相続開始の時まで引き続き有している当該特定受贈同族会社株式等については、<u>同項第12号イ</u>に規定する特定受贈同族会社株式等に該当するのであるから留意する。</p> <p>(注) <u>上記の場合</u>において、当該特定贈与者の相続開始の時から当該相続に係る相続税の申告期限までの間に、納税義務等承継人が当該相続開始の時に有していた特定受贈同族会社株式等について一部でも有しないこととなるときは、当該特定受贈同族会社株式等のすべてについて、措置法第69条の5第1項の規定の適用はないのであるから留意する。</p> <p>(特定森林施業計画対象山林である特定事業用資産)</p> <p><u>69の5—18</u> 措置法第69条の5第2項第12号ロ(1)に掲げる特定事業用資産とは、<u>同項第9号</u>に規定する特定森林施業計画対象山林（以下<u>69の5—29</u>までにおいて「特定森林施業計画対象山林」という。）のうち次に掲げるすべての要件を満たす区域内に存するものをいうのであるから留意する。</p> <p>(1) 被相続人又は当該被相続人から相続若しくは遺贈により当該特定森林施業計</p>

改 正 後	改 正 前
<p>画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該被相続人に係る相続開始の前に同号に規定する市町村長等の認定（以下69の5—8までにおいて「市町村長等の認定」という。）を受けていた森林法（昭和26年法律第249号）第11条第1項（（森林施業計画）に規定する森林施業計画（以下69の5—8までにおいて「森林施業計画」という。）の定められている区域内に存するものであること。</p> <p>(2) <u>措置法第69条の5第1項に規定する申告期限（以下69の5—8までにおいて「相続税の申告期限」という。）</u>において現に効力を有する次に掲げるいずれかの森林施業計画の定められた区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第2条第2項第2号（定義）に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）であること。</p> <p>① 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画</p> <p>② 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人から相続又は遺贈により当該特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に森林法第12条（（森林施業計画の変更）の規定（木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第10条（（森林の施業計画の変更の特例）の規定を含む。次の⑤並びに69の5—2(2)④及び(注)1において同じ。）による変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の森林施業計画</p> <p>③ 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人から相続又は遺贈により当該特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に<u>措置法令第40条の2の2第4項第2号</u>の市町村長等の新認定（以下69の5—2までにおいて「市町村長等の新認定」という。）を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林施業計画</p> <p>④ 被相続人から相続又は遺贈により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画</p> <p>⑤ 被相続人から相続又は遺贈により特定森林施業計画対象山林を取得した当</p>	<p>画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該被相続人に係る相続開始の前に同号に規定する市町村長等の認定（以下69の5—25までにおいて「市町村長等の認定」という。）を受けていた森林法（昭和26年法律第249号）第11条第1項（（森林施業計画）に規定する森林施業計画（以下69の5—25までにおいて「森林施業計画」という。）の定められている区域内に存するものであること。</p> <p>(2) <u>相続税の申告期限</u>において現に効力を有する次に掲げるいずれかの森林施業計画の定められた区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第2条第2項第2号（定義）に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）であること。</p> <p>① 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画</p> <p>② 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人から相続又は遺贈により当該特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に森林法第12条（（森林施業計画の変更）の規定（木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第10条（（森林の施業計画の変更の特例）の規定を含む。次の⑤並びに69の5—19(2)④及び(注)1において同じ。）による変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の森林施業計画</p> <p>③ 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人から相続又は遺贈により当該特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に<u>措置法令第40条の2の2第15項第2号</u>の市町村長等の新認定（以下69の5—19までにおいて「市町村長等の新認定」という。）を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林施業計画</p> <p>④ 被相続人から相続又は遺贈により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画</p> <p>⑤ 被相続人から相続又は遺贈により特定森林施業計画対象山林を取得した当</p>

改正後	改正前
<p>該被相続人の親族が当該相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人の親族が当該相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に森林法第12条の規定により変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の森林施業計画</p> <p>⑥ 被相続人から相続又は遺贈により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人の親族が当該相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に市町村長等の新認定を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林施業計画</p> <p>(3) 相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する上記(2)に掲げる森林施業計画において、特定森林施業計画対象山林について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする被相続人の親族が施業を行うこととされている区域内に存するものであること。</p> <p>(注) 被相続人に係る相続開始の時から当該被相続人に係る相続税の申告期限を経過する時までの間のいずれかの時点で、特定森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画において、同項の規定の適用を受けようとする当該被相続人の親族が施業を行うこととされていた区域以外の区域内に存する特定森林施業計画対象山林については、<u>特定計画山林に該当しないこと</u>に留意する。</p> <p>(特定受贈森林施業計画対象山林である<u>特定計画山林</u>)</p> <p><u>69の5—2</u> 措置法第69条の5第2項第4号ロに掲げる<u>特定計画山林</u>とは、同項第2号に規定する特定受贈森林施業計画対象山林（以下<u>69の5—15</u>までにおいて「特定受贈森林施業計画対象山林」という。）のうち次に掲げるすべての要件を満たす区域内に存するものをいう<u>こと</u>に留意する。</p> <p>(1) <u>被相続人である相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者</u>（以下<u>69の5—15</u>までにおいて「<u>特定贈与者</u>」という。）又は<u>当該特定贈与者から贈与</u>（相続時精算課税の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下<u>69の5—15</u>までにおいて同じ。）により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人が当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林施業計画の定めら</p>	<p>該被相続人の親族が当該相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人の親族が当該相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に森林法第12条の規定により変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の森林施業計画</p> <p>⑥ 被相続人から相続又は遺贈により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人の親族が当該相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に市町村長等の新認定を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林施業計画</p> <p>(3) 相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する上記(2)に掲げる森林施業計画において、特定森林施業計画対象山林について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする被相続人の親族が施業を行うこととされている区域内に存するものであること。</p> <p>(注) 被相続人に係る相続開始の時から当該被相続人に係る相続税の申告期限を経過する時までの間のいずれかの時点で、特定森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画において、同項の規定の適用を受けようとする当該被相続人の親族が施業を行うこととされていた区域以外の区域内に存する特定森林施業計画対象山林については、<u>特定事業用資産に該当しないのであるから</u>留意する。</p> <p>(特定受贈森林施業計画対象山林である<u>特定事業用資産</u>)</p> <p><u>69の5—19</u> 措置法第69条の5第2項第12号ロ(2)に掲げる<u>特定事業用資産</u>とは、<u>同項第10号</u>に規定する特定受贈森林施業計画対象山林（以下<u>69の5—33</u>までにおいて「特定受贈森林施業計画対象山林」という。）のうち次に掲げるすべての要件を満たす区域内に存するものをいう<u>のであるから</u>留意する。</p> <p>(1) <u>被相続人である特定贈与者又は当該特定贈与者から贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人が当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林施業計画の定められている区域内に存するものであること。</u></p>

改正後	改正前
<p>れている区域内に存するものであること。</p> <p>(2) <u>措置法令第40条の2の2第6項</u>に規定する贈与税等の申告期限（以下69の5—2において「贈与税等の申告期限」という。）において現に効力を有する次に掲げるいずれかの森林施業計画の定められた区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第2条第2項第2号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）であること。</p> <p>① 被相続人である特定贈与者が贈与の前に市町村長等の認定を受けていた特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画</p> <p>② 被相続人である特定贈与者が贈与の前に市町村長等の認定を受けていた特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該特定贈与者からの贈与により当該特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人（納税義務等承継人（<u>相続税法第21条の17又は第21条の18（相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等）</u>）の規定により同法第21条の9第5項に規定する相続時精算課税適用者（以下70の7—3までにおいて「<u>相続時精算課税適用者</u>」という。）が有していた相続時精算課税の適用を受けていたことに伴う納税に係る権利又は義務を承継した当該相続時精算課税適用者の相続人（包括受遺者を含む。）をいう。以下69の5—8までにおいて同じ。）のうち当該特定受贈森林施業計画対象山林を取得した者（以下69の5—8までにおいて「<u>特定受贈森林施業計画対象山林承継人</u>」という。）を含む。）が、当該贈与の時から当該贈与に係る贈与税等の申告期限までの間に市町村長等の新認定を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林施業計画</p> <p>③ 被相続人である特定贈与者からの贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人が、当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画</p> <p>④ 被相続人である特定贈与者からの贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人が当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が当該贈与の時から当該贈与に係る贈与税等の申告期限までの間に森林法第12条の規定により変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の森林施業計画</p> <p>⑤ 被相続人である特定贈与者からの贈与により特定受贈森林施業計画対象山</p>	<p>(2) <u>措置法令第40条の2の2第17項</u>に規定する贈与税等の申告期限（以下69の5—19において「贈与税等の申告期限」という。）において現に効力を有する次に掲げるいずれかの森林施業計画の定められた区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第2条第2項第2号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）であること。</p> <p>① 被相続人である特定贈与者が贈与の前に市町村長等の認定を受けていた特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画</p> <p>② 被相続人である特定贈与者が贈与の前に市町村長等の認定を受けていた特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該特定贈与者からの贈与により当該特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人（納税義務等承継人のうち当該特定受贈森林施業計画対象山林を取得した者（以下69の5—25までにおいて「<u>特定受贈森林施業計画対象山林承継人</u>」という。）を含む。）が、当該贈与の時から当該贈与に係る贈与税等の申告期限までの間に市町村長等の新認定を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林施業計画</p> <p>③ 被相続人である特定贈与者からの贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人が、当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画</p> <p>④ 被相続人である特定贈与者からの贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人が当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が当該贈与の時から当該贈与に係る贈与税等の申告期限までの間に森林法第12条の規定により変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の森林施業計画</p> <p>⑤ 被相続人である特定贈与者からの贈与により特定受贈森林施業計画対象山</p>

改正後	改正前
<p>林を取得した当該特定贈与者の推定相続人が当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が当該贈与の時から当該贈与に係る贈与税等の申告期限までの間に市町村長等の新認定を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林施業計画</p> <p>(3) 被相続人である特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する上記(2)に掲げる森林施業計画において、特定受贈森林施業計画対象山林について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が施業を行うこととされている区域内に存するものであること。</p> <p>(注) 1 贈与税等の申告期限から当該被相続人である特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限を経過する時までの間に、当該特定贈与者又は特定贈与者から贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が上記(2)に掲げる森林施業計画について、市町村長等の新認定又は森林法第12条の規定による変更の認定を受けた場合であっても、当該新認定又は変更の認定後の森林施業計画の区域内に存する特定受贈森林施業計画対象山林については、<u>下記(注)2に該当しない限り、措置法第69条の5第2項第4号ロに掲げる特定計画山林に該当することに留意する。</u></p> <p>2 被相続人である特定贈与者が特定受贈森林施業計画対象山林を贈与した時から当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限を経過する時までの間のいずれかの時点で、当該特定受贈森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画において、措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が施業を行うこととされていた区域以外の区域内に存する特定受贈森林施業計画対象山林については、<u>同条第2項第4号ロに掲げる特定計画山林に該当しないことに留意する。</u></p> <p>(共同で市町村長等の認定を受けていた森林施業計画)</p>	<p>林を取得した当該特定贈与者の推定相続人が当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が当該贈与の時から当該贈与に係る贈与税等の申告期限までの間に市町村長等の新認定を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林施業計画</p> <p>(3) 被相続人である特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する上記(2)に掲げる森林施業計画において、特定受贈森林施業計画対象山林について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が施業を行うこととされている区域内に存するものであること。</p> <p>(注) 1 贈与税等の申告期限から当該被相続人である特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限を経過する時までの間に、当該特定贈与者又は特定贈与者から贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が上記(2)に掲げる森林施業計画について、市町村長等の新認定又は森林法第12条の規定による変更の認定を受けた場合であっても、当該新認定又は変更の認定後の森林施業計画の区域内に存する特定受贈森林施業計画対象山林については、<u>下記(注)2に該当しない限り、措置法第69条の5第2項第12号ロ(2)に掲げる特定事業用資産に該当するのであるから留意する。</u></p> <p>2 被相続人である特定贈与者が特定受贈森林施業計画対象山林を贈与した時から当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限を経過する時までの間のいずれかの時点で、当該特定受贈森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画において、措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が施業を行うこととされていた区域以外の区域内に存する特定受贈森林施業計画対象山林については、<u>同条第2項第12号ロ(2)に掲げる特定事業用資産に該当しないのであるから留意する。</u></p> <p>(共同で市町村長等の認定を受けていた森林施業計画)</p>

改正後	改正前
<p><u>69の5—3</u> 措置法第69条の5第2項第4号イ及びロ並びに措置法令第40条の2の2第4項から第7項までに規定する森林施業計画には、被相続人若しくは被相続人である特定贈与者が他の個人若しくは法人と共同で市町村長等の認定を受けていた森林施業計画又は当該被相続人の親族若しくは当該特定贈与者の推定相続人(特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。)が他の個人(当該被相続人又は特定贈与者を除く。)若しくは法人と共同で市町村長等の認定を受けていた森林施業計画がそれぞれ含まれる<u>ことに留意する。</u></p> <p>(特定森林施業計画対象山林を取得した被相続人の親族が他の個人又は法人と共同で施業している場合の<u>特定計画山林</u>に該当する部分)</p>	<p><u>69の5—20</u> 措置法第69条の5第2項第12号ロ(1)及び(2)並びに措置法令第40条の2の2第15項から第18項までに規定する森林施業計画には、被相続人若しくは被相続人である特定贈与者が他の個人若しくは法人と共同で市町村長等の認定を受けていた森林施業計画又は当該被相続人の親族若しくは当該特定贈与者の推定相続人(特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。)が他の個人(当該被相続人又は特定贈与者を除く。)若しくは法人と共同で市町村長等の認定を受けていた森林施業計画がそれぞれ含まれる<u>のであるから留意する。</u></p> <p>(特定森林施業計画対象山林を取得した被相続人の親族が他の個人又は法人と共同で施業している場合の<u>特定事業用資産</u>に該当する部分)</p>
<p><u>69の5—4</u> 措置法令第40条の2の2第5項に規定する「相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に当該特定森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画」又は「相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する森林施業計画」(以下<u>69の5—4</u>において「効力を有する森林施業計画」という。)が、同項に規定する特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族と他の個人又は法人が共同で市町村長等の認定を受けているものである場合において、当該被相続人の親族が施業を行うこととされている森林の区域と当該他の個人又は法人が施業を行うこととされている森林の区域が区分して定められているときには、特定森林施業計画対象山林のうち効力を有する森林施業計画において被相続人の親族が施業を行うこととされている森林の区域内に存するものが<u>措置法第69条の5第2項第4号イに掲げる特定計画山林に該当することに留意する。</u></p> <p>(特定受贈森林施業計画対象山林を取得した特定贈与者の推定相続人が他の個人又は法人と共同で施業している場合の<u>特定計画山林</u>に該当する部分)</p>	<p><u>69の5—21</u> 措置法令第40条の2の2第16項に規定する「相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に当該特定森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画」又は「相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する森林施業計画」(以下<u>69の5—21</u>において「効力を有する森林施業計画」という。)が、同項に規定する特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族と他の個人又は法人が共同で市町村長等の認定を受けているものである場合において、当該被相続人の親族が施業を行うこととされている森林の区域と当該他の個人又は法人が施業を行うこととされている森林の区域が区分して定められているときには、特定森林施業計画対象山林のうち効力を有する森林施業計画において被相続人の親族が施業を行うこととされている森林の区域内に存するものが<u>措置法第69条の5第2項第12号ロ(1)に掲げる特定事業用資産に該当することとなるのであるから留意する。</u></p> <p>(特定受贈森林施業計画対象山林を取得した特定贈与者の推定相続人が他の個人又は法人と共同で施業している場合の<u>特定事業用資産</u>に該当する部分)</p>
<p><u>69の5—5</u> 措置法令第40条の2の2第7項に規定する「贈与の時から当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限までの間に当該特定受贈森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画」又は「相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する森林施業計画」(以下<u>69の5—5</u>において「効力を有する受贈森林施業計画」という。)が、同項に規定する特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人(特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。)と他の個人又は法人が共同で市町村長等の認定を受けているもの</p>	<p><u>69の5—22</u> 措置法令第40条の2の2第18項に規定する「贈与の時から当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限までの間に当該特定受贈森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画」又は「相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する森林施業計画」(以下<u>69の5—22</u>において「効力を有する受贈森林施業計画」という。)が、同項に規定する特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人(特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。)と他の個人又は法人が共同で市町村長等の認定を受けているもの</p>

改 正 後	改 正 前
<p>である場合において、当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が施業を行うこととされている森林の区域と当該他の個人又は法人が施業を行うこととされている森林の区域が区分して定められているときには、特定受贈森林施業計画対象山林のうち効力を有する受贈森林施業計画において当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が施業を行うこととされている森林の区域内に存するものが<u>措置法第69条の5第2項第4号ロ</u>に掲げる<u>特定計画山林</u>に該当する<u>こと</u>に留意する。</p> <p>（相続開始の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林施業計画が存在しない場合の<u>措置法第69条の5第2項第3号イ</u>に規定する<u>特定計画山林相続人等の判定</u>）</p> <p>69の5—6 被相続人又は当該被相続人から相続若しくは遺贈（措置法令第40条の2の2第19項の適用がある特定の名義で行われるものを除く。）により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該特定森林施業計画対象山林に係る市町村長等の認定を受けていた森林施業計画（以下<u>69の5—6</u>において「消滅前計画」という。）の効力が当該相続開始の時から相続税の申告期限までの間に消滅し、かつ、その効力が消滅した日（以下<u>69の5—6</u>において「効力消滅日」という。）の翌日に現に効力を有する当該特定森林施業計画対象山林に係る新たな森林施業計画が存しない場合であっても、当該被相続人又は当該被相続人の親族が当該効力消滅日までに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第9条第1項（森林施業計画の認定の請求等）に規定する認定請求書及び森林施業計画書（当該特定森林施業計画対象山林に係るものに限る。）を提出し、後に当該認定請求に係る森林施業計画について市町村長等の認定を受け、当該認定を受けた森林施業計画に基づき当該被相続人の親族が施業を行っていたときには、<u>措置法第69条の5第2項第3号イ(2)</u>の要件の判定上、当該被相続人の親族が当該効力消滅日の翌日から当該認定を受けた森林施業計画の始期の前日（当該相続又は遺贈に係る申告期限が当該森林施業計画の始期の前日前に到来する場合には、その申告期限の日。）まで引き続き消滅前計画に基づき当該特定森林施業計画対象山林（当該認定を受けた森林施業計画において当該被相続人の親族が施業を行うこととされている区域内に存するものに限る。）について施業を行っていたものとして取り扱う。</p> <p>（注） 上記の取扱いは、特定森林施業計画対象山林の判定に当たっては適用がない</p>	<p>である場合において、当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が施業を行うこととされている森林の区域と当該他の個人又は法人が施業を行うこととされている森林の区域が区分して定められているときには、特定受贈森林施業計画対象山林のうち効力を有する受贈森林施業計画において当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が施業を行うこととされている森林の区域内に存するものが<u>措置法第69条の5第2項第12号ロ(2)</u>に掲げる<u>特定事業用資産</u>に該当する<u>こと</u>となるのであるから留意する。</p> <p>（相続開始の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林施業計画が存在しない場合の<u>措置法第69条の5第2項第11号イ</u>に規定する<u>特定事業用資産相続人等の判定</u>）</p> <p>69の5—23 被相続人又は当該被相続人から相続若しくは遺贈（措置法令第40条の2の2第34項の適用がある特定の名義で行われるものを除く。）により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該特定森林施業計画対象山林に係る市町村長等の認定を受けていた森林施業計画（以下<u>69の5—23</u>において「消滅前計画」という。）の効力が当該相続開始の時から相続税の申告期限までの間に消滅し、かつ、その効力が消滅した日（以下<u>69の5—23</u>において「効力消滅日」という。）の翌日に現に効力を有する当該特定森林施業計画対象山林に係る新たな森林施業計画が存しない場合であっても、当該被相続人又は当該被相続人の親族が当該効力消滅日までに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第9条第1項（森林施業計画の認定の請求等）に規定する認定請求書及び森林施業計画書（当該特定森林施業計画対象山林に係るものに限る。）を提出し、後に当該認定請求に係る森林施業計画について市町村長等の認定を受け、当該認定を受けた森林施業計画に基づき当該被相続人の親族が施業を行っていたときには、<u>措置法第69条の5第2項第11号イ(5)</u>の要件の判定上、当該被相続人の親族が当該効力消滅日の翌日から当該認定を受けた森林施業計画の始期の前日（当該相続又は遺贈に係る申告期限が当該森林施業計画の始期の前日前に到来する場合には、その申告期限の日。）まで引き続き消滅前計画に基づき当該特定森林施業計画対象山林（当該認定を受けた森林施業計画において当該被相続人の親族が施業を行うこととされている区域内に存するものに限る。）について施業を行っていたものとして取り扱う。</p> <p>（注） 上記の取扱いは、特定森林施業計画対象山林の判定に当たっては適用がない</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>ことに留意する。</u></p> <p>(贈与の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林施業計画が存在しない場合の措置法第69条の5第2項第3号ロに規定する特定計画山林相続人等の判定)</p> <p>69の5—7 被相続人である特定贈与者又は当該特定贈与者から贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人(特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。以下69の5—7において同じ。)が当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る市町村長等の認定を受けていた森林施業計画(以下69の5—7において「消滅前計画」という。)の効力が当該贈与の時から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間に消滅し、かつ、その効力が消滅した日(以下69の5—7において「効力消滅日」という。)の翌日に現に効力を有する当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る新たな森林施業計画が存しない場合であっても、当該特定贈与者又は当該特定贈与者の推定相続人が当該効力消滅日までに森林法施行規則第9条第1項に規定する認定請求書及び森林施業計画書(当該特定受贈森林施業計画対象山林に係るものに限る。)を提出し、後に当該認定請求に係る森林施業計画について市町村長等の認定を受け、当該認定を受けた森林施業計画に基づき当該特定贈与者の推定相続人が施業を行っていたときには、<u>措置法第69条の5第2項第3号ロ②</u>の要件の判定上、当該特定贈与者の推定相続人が当該効力消滅日の翌日から当該認定を受けた森林施業計画の始期の前日(当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限が当該森林施業計画の始期の前日前に到来する場合には、その申告期限の日。)まで引き続き消滅前計画に基づき当該特定受贈森林施業計画対象山林(当該認定を受けた森林施業計画において当該特定贈与者の推定相続人が施業を行うこととされている区域内に存するものに限る。)について施業を行っていたものとして取り扱う(措置法令第40条の2の2第20項の規定により施業を行っていたものとみなされる場合を除く。))。</p> <p>(注) 上記の取扱いは、特定受贈森林施業計画対象山林の判定に当たっては適用がない<u>ことに留意する。</u></p> <p>(特定贈与者の死亡以前に相続時精算課税適用者が死亡した場合の<u>特定計画山林相続人等</u>)</p> <p>69の5—8 特定受贈森林施業計画対象山林の贈与の時から当該贈与に係る被相続人である特定贈与者の相続開始の時までに当該特定贈与者から当該特定受贈森林</p>	<p><u>のであるから留意する。</u></p> <p>(贈与の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林施業計画が存在しない場合の措置法第69条の5第2項第11号ロに規定する特定事業用資産相続人等の判定)</p> <p>69の5—24 被相続人である特定贈与者又は当該特定贈与者から贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人(特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。以下69の5—24において同じ。)が当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る市町村長等の認定を受けていた森林施業計画(以下69の5—24において「消滅前計画」という。)の効力が当該贈与の時から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間に消滅し、かつ、その効力が消滅した日(以下69の5—24において「効力消滅日」という。)の翌日に現に効力を有する当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る新たな森林施業計画が存しない場合であっても、当該特定贈与者又は当該特定贈与者の推定相続人が当該効力消滅日までに森林法施行規則第9条第1項に規定する認定請求書及び森林施業計画書(当該特定受贈森林施業計画対象山林に係るものに限る。)を提出し、後に当該認定請求に係る森林施業計画について市町村長等の認定を受け、当該認定を受けた森林施業計画に基づき当該特定贈与者の推定相続人が施業を行っていたときには、<u>措置法第69条の5第2項第11号ロ⑤</u>の要件の判定上、当該特定贈与者の推定相続人が当該効力消滅日の翌日から当該認定を受けた森林施業計画の始期の前日(当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限が当該森林施業計画の始期の前日前に到来する場合には、その申告期限の日。)まで引き続き消滅前計画に基づき当該特定受贈森林施業計画対象山林(当該認定を受けた森林施業計画において当該特定贈与者の推定相続人が施業を行うこととされている区域内に存するものに限る。)について施業を行っていたものとして取り扱う(措置法令第40条の2の2第35項の規定により施業を行っていたものとみなされる場合を除く。))。</p> <p>(注) 上記の取扱いは、特定受贈森林施業計画対象山林の判定に当たっては適用がない<u>のであるから留意する。</u></p> <p>(特定贈与者の死亡以前に相続時精算課税適用者が死亡した場合の<u>特定事業用資産相続人等</u>)</p> <p>69の5—25 特定受贈森林施業計画対象山林の贈与の時から当該贈与に係る被相続人である特定贈与者の相続開始の時までに当該特定贈与者から当該特定受贈森林</p>

改正後	改正前
<p>施業計画対象山林を贈与により取得した相続時精算課税適用者が死亡した場合には、当該相続時精算課税適用者の納税義務等承継人（当該納税義務等承継人のうちに特定受贈森林施業計画対象山林承継人がおり、かつ、当該特定受贈森林施業計画対象山林承継人が当該死亡の時から当該特定贈与者の相続開始の時まで引き続き当該特定受贈森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行っている場合に限る。）を当該死亡の時から<u>措置法第69条の5第2項第3号ロ(1)及び(2)</u>に掲げる要件を満たす<u>特定計画山林相続人等</u>に該当するものとして取り扱うものとする。</p> <p>(注) 上記の場合において、当該特定贈与者の相続開始の時から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間に納税義務等承継人が当該相続開始の時に有していた特定受贈森林施業計画対象山林の一部でも有しないこととなるときには、当該特定受贈森林施業計画対象山林のすべてについて、措置法第69条の5第1項の規定の適用はない<u>こと</u>に留意する。</p> <p>(共同相続人等が<u>特定計画山林</u>の分割前に死亡している場合)</p> <p><u>69の5—9</u> 相続又は遺贈により取得した<u>措置法第69条の5第2項第4号</u>に規定する<u>特定計画山林</u>（以下<u>69の5—14</u>までにおいて「<u>特定計画山林</u>」という。）の全部又は一部が共同相続人等によって分割される前に当該相続（以下<u>69の5—9</u>において「<u>第一次相続</u>」という。）に係る共同相続人等のうちいずれか（当該被相続人の親族に限る。）が死亡した場合において、第一次相続により取得した<u>特定計画山林</u>の全部又は一部が、当該親族の共同相続人等及び第一次相続に係る当該親族以外の共同相続人等によって分割され、その分割により当該親族の取得した<u>特定計画山林</u>として確定させたものがあるときは、<u>同条第1項</u>の規定の適用に当たっては、その<u>特定計画山林</u>は分割により当該親族が取得したものとして取り扱うことができる。</p> <p>(注) 第一次相続に係る共同相続人等のうちいずれかが死亡した後、第一次相続により取得した財産の全部又は一部が家庭裁判所における審判等に基づいて分割されている場合において、当該審判等の中で、当該死亡した者の具体的相続分のみが金額又は割合によって示されているにすぎないときであっても、当該死亡した者の共同相続人等の全員の合意により、当該死亡した者の具体的相続分に対応する財産として特定させたもののうちに<u>特定計画山林</u>があるときは上記の取扱いができることに留意する。</p>	<p>施業計画対象山林を贈与により取得した相続時精算課税適用者が死亡した場合には、当該相続時精算課税適用者の納税義務等承継人（当該納税義務等承継人のうちに特定受贈森林施業計画対象山林承継人がおり、かつ、当該特定受贈森林施業計画対象山林承継人が当該死亡の時から当該特定贈与者の相続開始の時まで引き続き当該特定受贈森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行っている場合に限る。）を当該死亡の時から<u>同法第69条の5第2項第11号ロ(4)及び(5)</u>に掲げる要件を満たす<u>特定事業用資産相続人等</u>に該当するものとして取り扱うものとする。</p> <p>(注) 上記の場合において、当該特定贈与者の相続開始の時から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間に納税義務等承継人が当該相続開始の時に有していた特定受贈森林施業計画対象山林の一部でも有しないこととなるときには、当該特定受贈森林施業計画対象山林のすべてについて、措置法第69条の5第1項の規定の適用はない<u>のであるから</u>留意する。</p> <p>(共同相続人等が<u>特定事業用資産</u>の分割前に死亡している場合)</p> <p><u>69の5—26</u> 相続又は遺贈により取得した<u>措置法第69条の5第2項第12号</u>に規定する<u>特定事業用資産</u>（以下<u>69の5—33</u>までにおいて「<u>特定事業用資産</u>」という。）の全部又は一部が共同相続人等によって分割される前に当該相続（以下<u>69の5—26</u>において「<u>第一次相続</u>」という。）に係る共同相続人等のうちいずれか（当該被相続人の親族に限る。）が死亡した場合において、第一次相続により取得した<u>特定事業用資産</u>の全部又は一部が、当該親族の共同相続人等及び第一次相続に係る当該親族以外の共同相続人等によって分割され、その分割により当該親族の取得した<u>特定事業用資産</u>として確定させたものがあるときは、<u>措置法第69条の5第1項</u>の規定の適用に当たっては、その<u>特定事業用資産</u>は分割により当該親族が取得したものとして取り扱うことができる。</p> <p>(注) 第一次相続に係る共同相続人等のうちいずれかが死亡した後、第一次相続により取得した財産の全部又は一部が家庭裁判所における審判等に基づいて分割されている場合において、当該審判等の中で、当該死亡した者の具体的相続分のみが金額又は割合によって示されているにすぎないときであっても、当該死亡した者の共同相続人等の全員の合意により、当該死亡した者の具体的相続分に対応する財産として特定させたもののうちに<u>特定事業用資産</u>があるときは上記の取扱いができることに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(申告書の提出期限後に分割された<u>特定計画山林</u>について特例の適用を受ける場合)</p> <p>69の5—10 相続税法第27条の規定による申告書の提出期限後に<u>特定計画山林</u>の全部又は一部が分割された場合には、当該分割された日において他に分割されていない<u>特定計画山林</u>又は特例対象宅地等があるときであっても、当該分割された<u>特定計画山林</u>の全部又は一部について、措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けるために同条第6項において準用する相続税法第32条の規定による更正の請求を行うことができるのは、当該分割された日の翌日から4月以内に限られており、当該期間経過後において当該分割された<u>特定計画山林</u>について同条の規定による更正の請求をすることはできない<u>こと</u>に留意する。</p> <p>(申告書の提出期限から3年以内に<u>特定計画山林</u>の特例及び小規模宅地等の特例に係る遺産が分割できない場合の承認申請)</p> <p>69の5—11 相続税法第27条の規定による相続税の申告書の提出期限から3年以内に共同相続人等によって分割されていない<u>特定計画山林</u>及び特例対象宅地等がある場合において、当該分割されていない<u>特定計画山林</u>又は特例対象宅地等が分割された後に、措置法第69条の5第1項又は措置法第69条の4第1項のいずれかの規定の適用を受けるために、当該共同相続人等は、<u>措置法令第40条の2の2第8項</u>及び措置法令第40条の2第11項においてそれぞれ準用する相続税法施行令(昭和25年3月31日政令第71号)第4条の2第2項((配偶者に対する相続税額の軽減の場合の財産分割の特例))に規定する承認申請書をそれぞれ同時に提出することができるものとする。</p> <p>(注) <u>措置法令第40条の2の2第9項</u>各号かつこ書及び措置法令第40条の2第12項かつこ書の所轄税務署長の承認を受けようとする場合の承認申請書の提出についても、上記に準じて取り扱う。</p> <p>(削除)</p>	<p>(申告書の提出期限後に分割された<u>特定事業用資産</u>について特例の適用を受ける場合)</p> <p>69の5—27 相続税法第27条の規定による申告書の提出期限後に<u>特定事業用資産</u>の全部又は一部が分割された場合には、当該分割された日において他に分割されていない<u>特定事業用資産</u>又は特例対象宅地等があるときであっても、当該分割された<u>特定事業用資産</u>の全部又は一部について、措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けるために同条第8項において準用する相続税法第32条の規定による更正の請求を行うことができるのは、当該分割された日の翌日から4月以内に限られており、当該期間経過後において当該分割された<u>特定事業用資産</u>について同条の規定による更正の請求をすることはできない<u>のであるから</u>留意する。</p> <p>(申告書の提出期限から3年以内に<u>特定事業用資産</u>の特例及び小規模宅地等の特例に係る遺産が分割できない場合の承認申請)</p> <p>69の5—28 相続税法第27条の規定による相続税の申告書の提出期限から3年以内に共同相続人等によって分割されていない<u>特定事業用資産</u>及び特例対象宅地等がある場合において、当該分割されていない<u>特定事業用資産</u>又は特例対象宅地等が分割された後に、措置法第69条の5第1項又は措置法第69条の4第1項のいずれかの規定の適用を受けるために、当該共同相続人等は、<u>措置法令第40条の2の2第19項</u>及び措置法令第40条の2第11項においてそれぞれ準用する相続税法施行令(昭和25年3月31日政令第71号)第4条の2第2項((配偶者に対する相続税額の軽減の場合の財産分割の特例))に規定する承認申請書をそれぞれ同時に提出することができるものとする。</p> <p>(注) <u>措置法令第40条の2の2第21項</u>各号かつこ書及び措置法令第40条の2第12項かつこ書の所轄税務署長の承認を受けようとする場合の承認申請書の提出についても、上記に準じて取り扱う。</p> <p>(<u>特定(受贈)同族会社株式等及び特定(受贈)森林施業計画対象山林について特定事業用資産の特例を受ける場合の限度額計算</u>)</p> <p>69の5—29 措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等(以下69の5—30までにおいて「<u>特定(受贈)同族会社株式等</u>」という。)である株式の総数に相当する金額又は出資の合計額の</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(特定計画山林の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合の限度額の計算等)</p> <p><u>69の5—12</u> 措置法第69条の4第1項の規定の適用を受けようとする<u>措置法第69条の5第5項に規定する選択宅地等面積</u>(以下69の5—12において「<u>選択宅地等面積</u>」という。)が400㎡に満たない場合において、<u>同項の規定により同条第1項の規定の適用を受けることができる特定計画山林の価額の限度額は、次の算式により計算した価額となること</u>に留意する。</p> $A \times \frac{400\text{m}^2 - B}{400\text{m}^2}$ <p>(注) 1 措置法第69条の5第5項の規定により、同条第2項第3号イ又はロの要件を満たす<u>特定計画山林相続人等</u>が選択したすべての<u>特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林</u>(以下69の5—12において「<u>特定(受贈)森林施業計画対象山林</u>」という。)である<u>特定計画山林</u>(以下69の5—</p>	<p><u>合計額が同条第5項に規定するいずれか低い金額に満たない場合において、同条第1項の規定の適用を受けることができる特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林</u>(以下69の5—30までにおいて「<u>特定(受贈)森林施業計画対象山林</u>」という。)の<u>価額の限度額は、小規模宅地等について措置法第69条の4第1項の規定の適用を受ける場合(69の5—30(3)の算式による。)</u>を除き、<u>次の算式により計算した価額となるのであるから留意する。</u></p> $A \times \frac{B - C}{B}$ <p>(注) <u>算式中の符号は次のとおりである(69の5—30までにおいて同じ。)</u>。</p> <p><u>Aは、措置法第69条の5第2項第11号イ又はロの要件を満たす特定事業用資産相続人等に係るすべての特定(受贈)森林施業計画対象山林である特定事業用資産の価額の合計額</u></p> <p><u>Bは、措置法第69条の5第5項に規定するいずれか低い金額(69の5—31参照)</u></p> <p><u>Cは、措置法第69条の5第2項第11号イ又はロの要件を満たす特定事業用資産相続人等が選択したすべての特定(受贈)同族会社株式等である特定事業用資産(以下69の5—31までにおいて「<u>選択株式等</u>」という。)の価額の合計額</u></p> <p>(特定事業用資産の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合の限度額の計算等)</p> <p><u>69の5—30</u> 措置法第69条の4第1項の規定の適用を受けようとする<u>選択特例対象宅地等</u>に係る同条第2項第4号イからハまでに掲げるものの面積の合計が400㎡に満たない場合において、<u>措置法第69条の5第7項の規定により同条第1項の規定の適用を受けることができる特定事業用資産の価額の限度額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める算式により計算した価額となるのであるから留意する。</u></p> <p>(1) <u>特定(受贈)同族会社株式等について同項の規定の適用を受ける場合(3)に掲げる場合を除く。)</u></p> $B \times \frac{400\text{m}^2 - D}{400\text{m}^2}$

改正後	改正前
<p>12において「選択山林」という。)又は小規模宅地等について、同条第1項又は措置法第69条の4第1項の適用を受ける場合において、上記の計算に該当するときを算式で示せば、次のとおりとなる。</p> $B + \left[400\text{m}^2 \times \frac{C}{A} \right] \leq 400\text{m}^2$ <p>2 算式中の符号は次のとおりである。</p> <p>Aは、措置法第69条の5第2項第3号イ又はロの要件を満たす特定計画山林相続人等に係るすべての特定(受贈)森林施業計画対象山林である特定計画山林の価額の合計額</p> <p>Bは、選択宅地等面積</p> <p>Cは、選択山林の価額の合計額</p> <p>(削除)</p>	<p>(2) 特定(受贈)森林施業計画対象山林について同項の規定の適用を受ける場合(3)に掲げる場合を除く。)</p> $A \times \frac{400\text{m}^2 - D}{400\text{m}^2}$ <p>(3) 特定(受贈)同族会社株式等及び特定(受贈)森林施業計画対象山林について同項の規定の適用を受ける場合(選択株式等の価額が(1)の算式により計算した限度額未満となる場合に限る。)</p> $A \times \left[\frac{400\text{m}^2 - D}{400\text{m}^2} \right] - \frac{C}{B}$ <p>(注)1 措置法第69条の5第5項又は第7項の規定により、選択株式等、同条第2項第11号イ又はロの要件を満たす特定事業用資産相続人等が選択したすべての特定(受贈)森林施業計画対象山林である特定事業用資産(以下69の5—30において「選択山林」という。)又は小規模宅地等について、同条第1項又は措置法第69条の4第1項の適用を受ける場合の69の5—29及び上記に定める計算に該当するときを算式で示せば、次のとおりとなる。</p> $D + \left[400\text{m}^2 \times \frac{C}{B} \right] + \left[400\text{m}^2 \times \frac{E}{A} \right] \leq 400\text{m}^2$ <p>2 算式中のD及びEの符号は次のとおりである。</p> <p>Dは、措置法第69条の4第2項第4号イからハマまでに掲げる面積の合計(同項第4号の要件を満たす場合に限る。)</p> <p>Eは、選択山林の価額の合計額</p> <p>(措置法第69条の5第5項に規定する割合の計算)</p> <p>69の5—31 措置法第69条の5第5項に規定する割合は、次の算式により算出しても差し支えない。なお、下記の(2)及び(3)の「届出済特例対象受贈株式等」には、当該届出済特例対象受贈株式等を被相続人である特定贈与者から贈与により取得した者が、当該贈与の時から当該被相続人に係る相続開始の直前までに有しないこととなったものも含まれるのであるから留意する。</p>

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;">各法人ごとのAの合計額 <u>各法人ごとのBの合計額と10億円のいずれか低い金額</u></p> <p>A及びBは、次に掲げる各法人の区分に応じ次のとおりである。</p> <p>(1) <u>特例対象株式等に係る法人（(3)に掲げる法人を除く。）</u></p> $A = \left(a \times b \times \frac{2}{3} \right) - c$ $B = a \times b \times \frac{2}{3}$ <p>(注) <u>aは、相続開始の時ににおける当該特例対象株式等の一単位当たりの時価</u> <u>bは、相続開始の時ににおける当該法人の発行済株式総数等</u> <u>cは、措置法第69条の5第2項第11号イの要件を満たすすべての特定事業用資産相続人等に係るすべての選択株式等の価額の合計額</u></p> <p>(2) <u>届出済特例対象受贈株式等に係る法人（(3)に掲げる法人を除く。）</u></p> $A = (h + (d \times e \times f)) - g$ $B = h + (d \times e \times f)$ <p>(注) <u>dは、贈与（相続開始の時までに被相続人である特定贈与者が複数回贈与をしていた場合には、そのうち当該相続開始の時に最も近い贈与時の贈与をいう。以下69の5—31において「最終贈与」という）の時ににおける当該届出済特例対象受贈株式等の一単位当たりの時価</u> <u>eは、最終贈与の時ににおける当該法人の発行済株式総数等</u> <u>fは、最終贈与の時ににおける措置法令第40条の2の2第7項第1号に掲げる割合から同項第2号に掲げる割合を控除した割合</u> <u>gは、措置法第69条の5第2項第11号ロの要件を満たすすべての特定事業用資産相続人等に係るすべての選択株式等の価額の合計額</u> <u>hは、被相続人である特定贈与者が最終贈与以外の贈与をした当該法人に係るすべての届出済特例対象受贈株式等の価額の合計額</u></p> <p>(3) <u>特例対象株式等及び届出済特例対象受贈株式等に係る法人</u></p> $A = (m + (i \times j \times k)) - l$ $B = m + (i \times j \times k)$

改正後	改正前
<p>(特定計画山林の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき)</p> <p><u>69の5—13</u> 小規模宅地等又は<u>選択特定計画山林</u>について、措置法第69条の4第1項又は第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする場合において、その<u>選択特定計画山林</u>の価額が同条第5項に規定する限度額(69の5—12参照)を超えるときは、その<u>選択特定計画山林</u>のすべてについて同条第1項の規定の適用はない<u>ことに留意する</u>。</p> <p>なお、この場合、その後の国税通則法第18条第2項に規定する期限後申告書及び同法第19条第3項に規定する修正申告書において、当該限度額を超えないこととなったときは、その<u>選択特定計画山林</u>について措置法第69条の5第1項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(注) 上記の限度額を超える場合には、当該小規模宅地等のすべてについて措置法第69条の4第1項の規定の適用もない<u>ことに留意する</u>(69の4—11参照)。</p> <p>(削除)</p>	<p>(注) <u>iは、相続開始の時ににおける当該特例対象株式等の一単位当たりの時価</u> <u>jは、相続開始の時ににおける当該法人の発行済株式総数等</u> <u>kは、相続開始の時ににおける措置法令第40条の2の2第5項第1号に掲げる割合から同項第2号に掲げる割合を控除した割合</u> <u>lは、措置法第69条の5第2項第11号イ又はロの要件を満たすすべての特定事業用資産相続人等に係るすべての選択株式等の価額の合計額</u> <u>mは、被相続人である特定贈与者が贈与をした当該法人に係るすべての届出済特例対象受贈株式等の価額の合計額</u></p> <p>(特定事業用資産の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき)</p> <p><u>69の5—32</u> 小規模宅地等又は<u>選択特定事業用資産</u>について、措置法第69条の4第1項又は第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする場合において、その<u>選択特定事業用資産</u>の価額が同条第5項に規定する限度額(69の5—29参照)又は第7項に規定する限度額(69の5—30(1)から(3)まで参照)を超えるときは、その<u>選択特定事業用資産</u>のすべてについて同条第1項の規定の適用はない<u>のであるから留意する</u>。</p> <p>なお、この場合、その後の国税通則法第18条第2項に規定する期限後申告書及び同法第19条第3項に規定する修正申告書において、当該限度額を超えないこととなったときは、その<u>選択特定事業用資産</u>について措置法第69条の5第1項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(注) 上記の限度額を超える場合には、当該小規模宅地等のすべてについて措置法第69条の4第1項の規定の適用もない<u>のであるから留意する</u>(69の4—11参照)。</p> <p>(特定同族株式等の贈与の特例の適用を受けている場合)</p> <p><u>69の5—32の2</u> 被相続人から相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得したいずれかの者が、当該被相続人である特定贈与者からの贈与により取得した特定同族株式等について措置法第70条の3の3第1項又は第70条の3の4第1項の規定の適用を受け又は受けている場合には、措置法第69条の5第1項の規定の適用はない<u>ことに留意する</u>。</p>

改正後				改正前			
<p>(特定受贈森林施業計画対象山林である<u>特定計画山林</u>について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けるための手続)</p> <p>69の5—14 特定受贈森林施業計画対象山林の贈与に係る相続税法第28条第1項の規定による申告書の提出期限(措置法令第40条の2の2第13項から第18項までの規定の適用がある場合には、それぞれに定める期限)までに<u>措置法第69条の5第8項</u>に規定する書類(以下69の5—15までにおいて「<u>第8項</u>に規定する書類」という。)の提出をしなければ、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税対象となる当該特定受贈森林施業計画対象山林である<u>特定計画山林</u>について、同条第1項の規定の適用はない<u>ことに留意する</u>。</p> <p>(措置法第69条の5第8項に規定する書類の提出先等)</p> <p>69の5—15 被相続人である特定贈与者が特定受贈森林施業計画対象山林の贈与をした年の途中で死亡した場合又は特定受贈森林施業計画対象山林を贈与により取得した<u>措置法第69条の5第2項第3号ロ</u>の要件を満たす<u>特定計画山林相続人等</u>が同条第8項に規定する書類の提出期限前に<u>同項</u>に規定する書類を提出しないで死亡した場合において、当該贈与を受けた<u>特定受贈森林施業計画対象山林</u>について同条第1項の適用を受けるために提出する<u>同条第8項</u>に規定する書類の提出先及び提出期限は、次に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げるところによる<u>ことに留意する</u>。</p>				<p>(特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林である<u>特定事業用資産</u>について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けるための手続)</p> <p>69の5—33 特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林の贈与に係る相続税法第28条第1項の規定による申告書の提出期限(措置法令第40条の2の2第25項から<u>第30項</u>までの規定の適用がある場合には、それぞれに定める期限)までに<u>措置法第69条の5第10項</u>に規定する書類(以下69の5—34までにおいて「<u>第10項</u>に規定する書類」という。)の提出をしなければ、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税対象となる当該特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林である<u>特定事業用資産</u>について、同条第1項の規定の適用はない<u>のであるから留意する</u>。</p> <p>(措置法第69条の5第10項に規定する書類の提出先等)</p> <p>69の5—34 被相続人である特定贈与者が<u>特定受贈同族会社株式等</u>又は特定受贈森林施業計画対象山林(以下69の5—34において「<u>特定受贈事業用資産</u>」という。)の贈与をした年の途中で死亡した場合又は<u>特定受贈事業用資産</u>を贈与により取得した<u>措置法第69条の5第2項第11号ロ</u>の要件を満たす<u>特定事業用資産相続人等</u>が<u>第10項</u>に規定する書類の提出期限前に<u>第10項</u>に規定する書類を提出しないで死亡した場合において、当該贈与を受けた<u>特定受贈事業用資産</u>について同条第1項の適用を受けるために提出する<u>第10項</u>に規定する書類の提出先及び提出期限は、次に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げるところによる<u>のであるから留意する</u>。</p>			
区分		提出先	提出期限	区分		提出先	提出期限
(1) 被相続人である特定贈与者が <u>特定受贈森林施業計画対象山林</u> の贈与をした年の途中で死亡した場合 (注) 措置法	① <u>特定計画山林</u> 相続人等に係る贈与税の申告書の提出期限(相続税法第28条第1項又は第2項に規定する期限)以前に当該特定贈与者	当該特定贈与者に係る相続税の納税地を所轄する税務署長	当該特定贈与者に係る相続税の申告書の提出期限	(1) 被相続人である特定贈与者が <u>特定受贈事業用資産</u> の贈与をした年の途中で死亡した場合 (注) 措置法第69	① <u>特定事業用資産</u> 相続人等に係る贈与税の申告書の提出期限(相続税法第28条第1項又は第2項に規定する期限)以前に当該特定贈与	当該特定贈与者に係る相続税の納税地を所轄する税務署長	当該特定贈与者に係る相続税の申告書の提出期限

改 正 後				改 正 前			
第 69 条 の 5 第 8 項に 規定す る書類 に係る 受贈財 産につ いては、 贈与税 の申告 を要し ないの である から留 意する。	の死亡に係る 相続税の申告 書の提出期限 (同法第27条 第1項又は第 2項に規定す る期限)が到 来するとき			条の 5 第10項 に規定 する書 類に係 る受贈 財産に ついて は、贈 与税の 申告を 要しな いので あるか ら留意 する。	者の死亡に係 る相続税の申 告書の提出期 限(同法第27 条第1項又は 第2項に規定 する期限)が 到来するとき		
	② 特定贈与者 の死亡に係る 相続税の申告 書の提出期限 (相続税法第 27条第1項又 は第2項に規 定する期限) 前に <u>特定計画 山林相続人等</u> に係る贈与税 の申告書の提 出期限(同法 第28条第1項 又は第2項に 規定する期 限)が到来す るとき		<u>当該特定計画山林相 続人等に係る贈与税 の申告書の提出期限</u>		② 特定贈与者 の死亡に係る 相続税の申告 書の提出期限 (相続税法第 27条第1項又 は第2項に規 定する期限) 前に <u>特定事業 用資産相続人 等</u> に係る贈与 税の申告書の 提出期限(同 法第28条第1 項又は第2項 に規定する期 限)が到来す るとき		<u>当該特定事業用資産 相続人等に係る贈与 税の申告書の提出期 限</u>
(2) <u>特定受贈森林施業計画対象 山林を贈与により取得した特 定計画山林相続人等</u> が第8項 に規定する書類の提出期限前 に当該書類を提出しないで死 亡した場合(上記(1)に該当する		当該特定計画山林 相続人等に係る贈 与税の納税地を所 轄する税務署長	<u>当該特定計画山林相 続人等に係る贈与税 の申告書の提出期限</u>	(2) <u>特定受贈事業用資産を贈与 により取得した特定事業用資 産相続人等</u> が第10項に規定す る書類の提出期限前に当該書 類を提出しないで死亡した場合 (上記(1)に該当する場合を除		当該特定事業用資 産相続人等に係る 贈与税の納税地を 所轄する税務署長	<u>当該特定事業用資産 相続人等に係る贈与 税の申告書の提出期 限</u>

改 正 後			改 正 前		
場合を除く。)			く。)		
<p><u>(平成21年改正前措置法第69条の5の取扱い)</u></p> <p><u>69の5-16</u> 平成21年改正法附則第64条第1項又は第11項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成21年改正前措置法第69条の5((特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例))、平成21年改正措置による改正前の措置法令第40条の2の2((特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例))及び平成21年改正措置による改正前の措置法規則第23条の2の2((特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例))の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、平成21年6月17日付課資2-7ほか2課共同「租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて」の一部改正について(法令解釈通達)による改正前の「租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて」の取扱いの例による。</p>			(新設)		
<p><u>(措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けた場合の特定事業用資産の特例の不適用)</u></p> <p><u>69の5-17</u> 平成21年3月31日以前に死亡した被相続人から当該死亡に係る相続若しくは遺贈により取得した平成21年改正法附則第63条第1項に規定する非上場株式等(以下旧70の3の3・70の3の4-3までにおいて「非上場株式等」という。)又は同日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した平成21年改正法附則第64条第1項に規定する特定受贈同族会社株式等(以下69の5-22までにおいて「特定受贈同族会社株式等」という。)について、当該取得したいずれかの者が当該死亡に係る相続税において措置法第70条の7の2第1項((非上場株式等についての相続税の納税猶予))の規定の適用を受ける場合には、当該適用を受ける者については当該被相続人から相続又は遺贈により取得した非上場株式等及び相続時精算課税に係る贈与により取得した特定受贈同族会社株式等のすべてについて、また、当該適用を受ける者以外の者については当該被相続人から相続又は遺贈により取得した非上場株式等について、平成21年改正前措置法第69条の5第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>また、平成21年4月1日以後に死亡した被相続人から当該死亡に係る相続若しくは遺贈により取得した非上場株式等又は平成21年3月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した特定受贈同族会社株式等について、措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受ける場合には、当該適用を受ける者については当該特定受贈同族会社株式等のすべてについて平成21年改正前措置法第69条の5第1項の規定の適用はないこと</p>			(新設)		

改 正 後	改 正 前
<p><u>に留意する。</u> <u>(注) 上記については、会社ごとに判定することに留意する。</u></p>	
<p><u>(平成21年改正前措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けた特定同族株式等について措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けた場合の特定事業用資産の特例の不適用)</u></p> <p><u>69の5—18 被相続人から相続若しくは遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得したいずれかの者が、当該被相続人である平成21年改正法附則第64条第7項に規定する特定同族株式等贈与者から平成20年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した同条第6項に規定する特定同族株式等（以下69の5—18において「特定同族株式等」という。）について平成21年改正前措置法第70条の3の3第1項又は平成21年改正前措置法第70条の3の4第1項の規定の適用を受けている場合には、平成21年改正法附則第64条第7項の規定の適用の有無にかかわらず、当該被相続人から相続若しくは遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得したすべての者について平成21年改正前措置法第69条の5第1項及び措置法第69条の5第1項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 上記の平成21年改正前措置法第70条の3の3第1項又は平成21年改正前措置法第70条の3の4第1項の適用を受けた特定同族株式等に係る会社と異なる会社に係る株式等(株式又は出資をいう。以下旧70の7の3・70の7の4—3までにおいて同じ。)を当該被相続人から相続若しくは遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した場合であっても上記と同様の取扱いとなることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(平成21年改正前措置法第69条の5第10項の書類を提出した特定受贈同族会社株式等についての相続税の納税猶予の適用)</u></p> <p><u>69の5—19 平成21年改正法附則第64条第1項に規定する特定事業用資産相続人等（以下69の5—22までにおいて「特定事業用資産相続人等」という。）が平成21年3月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した特定受贈同族会社株式等について平成21年改正前措置法第69条の5第10項の書類を提出し、かつ、当該特定受贈同族会社株式等に係る特定贈与者（平成21年改正法附則第64条第2項に規定する特定贈与者をいう。以下69の5—22までにおいて同じ。）が平成20年10月1日以後に死亡している場合において、当該特定事業用資産相続人等が措置法第70条の7の2第1項の適用に係る要件及び平成21年改正法附則第64条第2項に掲げる要件のすべてを満たすときは、当該特定受</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>贈同族会社株式等（平成21年改正令附則第43条第1項（（非上場株式等についての相続税の課税価格の計算の特例等に関する経過措置）の規定により選択したものに限る。以下69の5-22までにおいて「選択特定受贈同族会社株式等」という。）は当該特定贈与者から相続（当該特定事業用資産相続人等が当該特定贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈）により取得した非上場株式等とみなされて、措置法第70条の7の2第1項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>（注） 選択特定受贈同族会社株式等について措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けようとする場合の措置法令第40条の8の2第1項第2号（（非上場株式等についての相続税の納税猶予）の要件の判定に当たっては、「被相続人が有する認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数」に、平成21年4月1日前に相続時精算課税に係る贈与をした上記の特定受贈同族会社株式等に係る議決権の数が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>（過去に特定受贈同族会社株式等の贈与を受けた者に係る非上場株式等について相続税の納税猶予の特例の適用）</u></p> <p><u>69の5-20 特定贈与者が平成20年10月1日以後に死亡した場合で、当該特定贈与者から相続又は遺贈により取得した非上場株式等及び平成21年3月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した特定受贈同族会社株式等があるときにおいて、当該特定受贈同族会社株式等の全部について平成21年改正令附則第43条第1項の規定による選択をせず措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けないときには、当該選択をしない者の当該特定受贈同族会社株式等に係る会社の株式等のすべてについて同項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>（注） 上記については、会社ごとに判定することに留意する。</u></p> <p><u>（平成22年4月1日以後に特定受贈同族会社株式等事前届出書が提出された場合）</u></p> <p><u>69の5-21 特定事業用資産相続人等が平成21年改正法附則第64条第2項第1号に規定する書類（以下69の5-21において「特定受贈同族会社株式等事前届出書」という。）を平成22年3月31日までに提出していない場合には、当該特定事業用資産相続人等について同項の規定の適用がないことに留意する。</u></p> <p><u>（注） 平成22年3月31日までに特定受贈同族会社株式等事前届出書が提出されなかった場合におけるゆうじょ規定は設けられていないことに留意する。</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>(役員である期間の意義)</u></p> <p><u>69の5—22</u> 平成21年改正法附則第64条第2項第2号に規定する政令で定める期間において、<u>選択特定受贈同族会社株式等に係る認定承継会社（措置法第70条の7の2第2項第1号に規定する認定承継会社をいう。）の平成21年改正規則附則第21条第3項（（非上場株式等についての相続税の課税価格の計算の特例等に関する経過措置））に規定する地位（以下69の5—22において「役員等」という。）を有しているかどうかは、役員等であった期間（特定受贈同族会社株式等の贈与の時以後の期間に限る。）を合計した期間が当該政令で定める期間以上の期間であるかどうかにより判定することに留意する。</u></p> <p><u>ただし、平成21年改正措令附則第43条第2項第2号に該当する場合における平成22年4月1日以後の期間については、同日から当該贈与に係る特定贈与者の死亡により開始した相続に係る申告期限（特定事業用資産相続人等が当該申告期限前に死亡した場合には、当該死亡した日）までの間となることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 当該認定承継会社に係る選択特定受贈同族会社株式等の贈与が複数回あるため上記の政令で定める期間が異なることとなる場合には、それぞれの贈与ごとに上記の判定を行うことに留意する。</u></p> <p><u>[措置法第70条の3（（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例））関係]</u></p> <p><u>(居住の用に供したとき等)</u></p> <p><u>70の3—1</u> ……、同条第3項第5号に規定する住宅取得等資金（以下<u>70の3の2—4</u>までにおいて「住宅取得等資金」という。）の贈与を受け、……これに該当するものとして取り扱う。</p> <p><u>(住宅取得等資金の贈与の特例と特定同族株式等の贈与の特例の重複適用)</u></p> <p><u>70の3—1の2</u> ……からの贈与により取得した平成21年改正前措置法第70条の3の3第3項第2号に規定する特定同族株式等について同条第1項の規定の適用を受けている場合には、当該住宅取得等資金について措置法第70条の3第1項の規定の適用は受けられない<u>ことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>[措置法第70条の3（（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例））関係]</u></p> <p><u>(居住の用に供したとき等)</u></p> <p><u>70の3—1</u> ……、同条第3項第5号に規定する住宅取得等資金（以下<u>70の3の4—2</u>までにおいて「住宅取得等資金」という。）の贈与を受け、……これに該当するものとして取り扱う。</p> <p><u>(住宅取得等資金の贈与の特例と特定同族株式等の贈与の特例の重複適用)</u></p> <p><u>70の3—1の2</u> ……からの贈与により取得した特定同族株式等について措置法第70条の3の3第1項の規定の適用を受けている場合には、当該住宅取得等資金について措置法第70条の3第1項の規定の適用は受けられない<u>のであるが、同一年中に当該住宅資金贈与者（その年の1月1日において60歳以上の者に限る。）からの贈与により取得した住宅取得等資金及び特定同族株式等がある場合には、措置法第70</u></p>

改正後	改正前
<p>(定期借地権等の設定に際し保証金等の支払いがある場合)</p> <p>70の3—7 ……その保証金等につき定期借地権等を設定した日における基準年利率(昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達」(以下70の7の2—49までにおいて「評価基本通達」という。))4—4((基準年利率))に定める年利率をいう。以下70の3—7において同じ。)未満の利率(以下70の3—7において「約定利率」という。)による……</p> <p>(措置法第70条の3第7項に規定する書類の提出先等)</p> <p>70の3—13 被相続人である相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者(以下70の7—15までにおいて「特定贈与者」という。)が住宅取得等資金の贈与をした年の中途において死亡した場合……よる<u>こと</u>に留意する。</p> <p>(修正申告書の提出期限)</p> <p>70の3—14 ……</p> <p>(注)1 ……により計算することとなる<u>こと</u>に留意する。</p> <p>2 ……ときは、相続税法第21条の9第2項の届出書の提出が再度必要となる<u>こと</u>に留意する。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p><u>条の3第1項及び第70条の3の3第1項の規定の適用を受ける旨の相続税法第28条第1項の申告書(措置法第70条の3第7項及び同法第70条の3の3第10項に規定する計算の明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある申告書(以下70の3の3—1において「贈与税の申告書」という。))に限る。))を提出することにより双方の規定の適用を受けることができることに留意する。</u></p> <p>(定期借地権等の設定に際し保証金等の支払いがある場合)</p> <p>70の3—7 ……その保証金等につき定期借地権等を設定した日における基準年利率(評基通4—4((基準年利率))に定める年利率をいう。以下70の3—7において同じ。)未満の利率(以下70の3—7において「約定利率」という。)による……</p> <p>(措置法第70条の3第7項に規定する書類の提出先等)</p> <p>70の3—13 被相続人である<u>特定贈与者が住宅取得等資金の贈与をした年の中途において死亡した場合……よるのであるから</u>留意する。</p> <p>(修正申告書の提出期限)</p> <p>70の3—14 ……</p> <p>(注)1 ……により計算することとなる<u>のであるから</u>留意する。</p> <p>2 ……ときは、相続税法第21条の9第2項の届出書(以下70の3の3—5において「届出書」という。)の提出が再度必要となる<u>のであるから</u>留意する。</p> <p><u>[措置法第70条の3の3((特定の贈与者から特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係]</u></p> <p><u>(特定同族株式等の贈与の特例と住宅取得等資金の贈与の特例の重複適用)</u></p> <p><u>70の3の3—1 措置法第70条の3の3第3項第1号に規定する特定受贈者(以下70の3の3—5までにおいて「特定受贈者」という。))が特定同族株式等の贈与を受</u></p>

改 正 後	改 正 前
(削除)	<p><u>けた年(措置法第70条の3の3第3項第1号ロに規定する選択年(以下70の3の4一3までにおいて「選択年」という。))に限る。))の前年以前において当該特定同族株式等の贈与をした者(以下70の3の3一5までにおいて「特定贈与者」という。))からの贈与により取得した住宅取得等資金について措置法第70条の3第1項の規定の適用を受けている場合には、当該特定同族株式等について措置法第70条の3の3第1項の規定の適用は受けられないのであるが、当該選択年中に当該特定贈与者(当該選択年の1月1日において60歳以上の者に限る。))からの贈与により取得した特定同族株式等及び住宅取得等資金がある場合には、同項及び措置法第70条の3第1項の規定の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出することにより双方の規定の適用を受けることができることに留意する。</u></p> <p><u>(特定同族株式等を贈与により取得した年分以降に財産の贈与を受けた場合の取扱い)</u></p> <p><u>70の3の3一2 措置法第70条の3の3第1項の規定の適用を受けた特定受贈者が、選択年分以降に当該特定受贈者に係る特定贈与者から財産の贈与を受けた場合には、当該特定贈与者が当該贈与をした年の1月1日において65歳未満であっても、当該財産については相続時精算課税が適用されることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 特定贈与者から選択年中に特定同族株式等とそれ以外の財産の贈与があった場合において、当該特定同族株式等以外の財産の贈与が当該特定同族株式等の贈与前にあったとしても、当該特定同族株式等について同項の規定の適用を受けるときには、当該特定同族株式等以外の財産についても相続時精算課税が適用されることに留意する。</u></p>
(削除)	<p><u>(種類株式発行会社の定款に拒否権付種類株式の内容に関する事項が定められている場合)</u></p> <p><u>70の3の3一3 会社法第2条第13号((定義))に規定する種類株式発行会社の定款においていわゆる拒否権付種類株式の内容に関する事項が定められている場合には、当該種類株式発行会社は措置法第70条の3の3第3項第3号に規定する特定同族法人に該当しないことに留意する。</u></p>
(削除)	<p><u>(特定同族株式等の贈与があった年中に特定贈与者又は特定受贈者が死亡した場合)</u></p> <p><u>70の3の3一4 特定同族株式等の贈与があった選択年中に当該特定同族株式等に</u></p>

改 正 後	改 正 前
(削除)	<p><u>係る特定贈与者又は特定受贈者が死亡した場合には、措置法第70条の3の3第1項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>(提出期限までに確認書の提出がなかった場合等)</u></p> <p><u>70の3の3—5 措置法第70条の3の3第5項の規定の適用がある場合の特定受贈者は、選択年から措置令第40条の5の3第3項各号に規定するいずれかの事由が生じた日の属する年の前年までの間に当該特定受贈者に係る特定贈与者からの贈与により取得した財産(相続時精算課税の適用を受けたものに限る。)のうち当該選択年の翌年以降に贈与により取得した次に掲げる財産を除き、措置法第70条の3の3第5項に規定する提出期限(以下70の3の3—7までにおいて「提出期限」という。)までに当該財産に係る各年分の贈与税についての修正申告書を提出し、かつ、当該提出期限までに当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 当該贈与を受けた年の1月1日において65歳以上の特定贈与者から特定受贈者が贈与を受けた財産で、提出期限までに当該財産に係る届出書を選択年の年分の修正申告書に添付して提出しているもの</u></p> <p><u>(2) 当該贈与を受けた年の1月1日において65歳未満の特定贈与者から特定受贈者が贈与を受けた住宅取得等資金(当該住宅取得等資金に係る贈与税の申告において措置法第70条の3の2第1項の規定の適用を受けているものに限る。)で、提出期限までに当該住宅取得等資金に係る同法第70条の3第1項において準用する届出書を選択年の年分の修正申告書に添付して提出しているもの</u></p> <p><u>(注) 当該修正申告書に係る贈与税は、当該特定受贈者が選択年中に当該特定贈与者から贈与により取得した住宅取得等資金について措置法第70条の3第1項の規定の適用を受けている場合を除き、暦年課税により計算することに留意する。</u></p>
(削除)	<p><u>(期限後申告等に係る「特定の贈与者から特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例」の適用)</u></p> <p><u>70の3の3—6 措置法第70条の3の3第1項の規定は、期限後申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定に係る贈与税については、適用がないことに留意する。</u></p>
(削除)	<p><u>(特例の適用要件に該当しないものについて証明書の提出があった場合)</u></p>

改 正 後	改 正 前
(削除)	<p><u>70の3の3-7 措置法第70条の3の3第1項の規定は、提出期限までに同条第1項に規定する確認書の提出があった場合であっても、税務署長において同項の要件を満たしていないと認めるときは、適用がないことに留意する。</u></p>
(削除)	<p><u>[措置法第70条の3の4（(特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例)関係]</u></p>
(削除)	<p><u>(相続時精算課税の特別控除額と特定同族株式等特別控除額の控除する順序)</u></p> <p><u>70の3の4-1 措置法第70条の3の4第1項の規定の適用を受ける場合において、同項に規定する同族株式等贈与者（以下70の3の4-3までにおいて「同族株式等贈与者」という。）からの贈与により取得した財産に係る贈与税の課税価格から500万円を控除し、その残額から相続税法第21条の12第1項に規定する金額を控除することに留意する。</u></p>
(削除)	<p><u>(特定同族株式等特別控除の適用がない者)</u></p> <p><u>70の3の4-2 措置法第70条の3の4第1項に規定する特定受贈者とは、同項第1号又は第2号に規定する者であることから、選択年の1月1日において60歳未満の同族株式等贈与者から特定同族株式等を贈与により取得した者は、当該選択年の前年以前において当該同族株式等贈与者からの贈与により取得した住宅取得等資金について措置法第70条の3第1項の規定の適用を受けていない限り、当該特定同族株式等について措置法第70条の3の4第1項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</u></p>
(削除)	<p><u>(特定同族株式等の贈与があった年中に同族株式等贈与者又は特定受贈者が死亡した場合)</u></p> <p><u>70の3の4-3 70の3の3-4（(特定同族株式等の贈与があった年中に特定贈与者又は特定受贈者が死亡した場合)の取扱いは、措置法第70条の3の4第1項の規定の適用について準用する。</u></p>
(削除)	<p><u>(期限後申告に係る「特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例」の適用)</u></p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>〔旧措置法第70条の3（住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例）関係〕</p> <p>（旧措置法第70条の3の取扱い）</p> <p>旧70の3—1 所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）附則第123条第8項（<u>相続税及び贈与税の特例に関する経過措置</u>）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第139号）附則第37条（<u>相続税及び贈与税の特例に関する経過措置</u>）及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第34号）附則第14条第5項（<u>相続税及び贈与税の特例に関する経過措置</u>）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の措置法（以下旧70の3—3までにおいて「平成15年改正前措置法」という。）第70条の3（<u>住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例</u>）、改正前の措置法令第40条の5（<u>住宅取得資金等に係る贈与税額の計算の特例の対象となる住宅用の家屋の要件等</u>）及び改正前の措置法規則第23条の6（<u>住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例</u>）の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、平成15年6月24日付課資2—3ほか2課共同「租税特別措置法（相続税法の特例のうち延納の特例関係以外）の取扱いについて」の一部改正について（法令解釈通達）による改正前の「租税特別措置法（相続税法の特例のうち延納の特例関係以外）の取扱いについて」の取扱いの例による。</p> <p>（平成14年12月31日までに旧措置法第70条の3の規定の適用を受けた場合の相続時</p>	<p><u>70の3の4—4 措置法第70条の3の4第1項の規定は、期限後申告に係る贈与税については適用がないことに留意する。なお、修正申告又は更正に係る贈与税については、同条第7項に該当する場合にのみ同条第1項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>（特例の適用要件に該当しないものについて証明書の提出があった場合）</u></p> <p><u>70の3の4—5 70の3の3—7（特例の適用要件に該当しないものについて証明書の提出があった場合）の取扱いは、措置法第70条の3の4第1項の規定の適用について準用する。</u></p> <p>〔旧措置法第70条の3（住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例）関係〕</p> <p>（旧措置法第70条の3の取扱い）</p> <p>旧70の3—1 所得税法等の一部を改正する法律附則第123条第8項、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第139号）附則第37条及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第34号）附則第14条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の措置法（以下「旧措置法」という。）第70条の3、改正前の措置法令第40条の5及び改正前の措置法規則第23条の6の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、平成15年6月24日付課資2—3ほか2課共同「租税特別措置法（相続税法の特例のうち延納の特例関係以外）の取扱いについて」の一部改正について（法令解釈通達）による改正前の「租税特別措置法（相続税法の特例のうち延納の特例関係以外）の取扱いについて」の取扱いの例による。</p> <p>（平成14年12月31日までに旧措置法第70条の3の規定の適用を受けた場合の相続時</p>

改 正 後	改 正 前
<p>精算課税の適用等)</p> <p>旧70の3—2 平成11年1月1日から平成14年12月31日までの間に<u>平成15年改正前措置法第70条の3第8項に規定する住宅取得資金等(以下旧70の3—3までにおいて「住宅取得資金等」という。)を取得し、・・・すること</u>に留意する。</p> <p>(平成15年1月1日以後に旧措置法第70条の3の規定の適用を受けた場合の相続時精算課税の適用)</p> <p>旧70の3—3 平成15年1月1日以後に住宅取得資金等を贈与により取得し、当該住宅取得資金等について<u>平成15年改正前措置法第70条の3第1項・・・できること</u>に留意する。</p> <p><u>〔旧措置法第70条の3の3(特定の贈与者から特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)・旧措置法第70条の3の4(特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例)関係〕</u></p> <p><u>(平成21年改正前措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の取扱い)</u></p> <p>旧70の3の3・70の3の4—1 <u>平成21年改正法附則第64条第6項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成21年改正前措置法第70条の3の3及び第70条の3の4、平成21年改正措令による改正前の措置法令第40条の5の3((特定の贈与者から特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))及び第40条の5の4((特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例))並びに平成21年改正措規による改正前の措置法規則第23条の6の3((特定の贈与者から特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))及び第23条の6の4((特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例))の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、平成21年6月17日付課資2—7ほか2課共同「租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて」の一部改正について(法令解釈通達)による改正前の「租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて」の取扱いの例による。</u></p>	<p>精算課税の適用等)</p> <p>旧70の3—2 平成11年1月1日から平成14年12月31日までの間に<u>旧措置法第70条の3第8項に規定する住宅取得資金等(以下「住宅取得資金等」という。)を取得し、当該住宅取得資金等について同条第1項又は第5項の規定の適用を受けた者が、平成15年1月1日以後に贈与により財産を取得し、・・・する</u>のであるから留意する。</p> <p>(平成15年1月1日以後に旧措置法第70条の3の規定の適用を受けた場合の相続時精算課税の適用)</p> <p>旧70の3—3 平成15年1月1日以後に住宅取得資金等を贈与により取得し、当該住宅取得資金等について<u>旧措置法第70条の3第1項・・・できる</u>のであるから留意する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(平成21年改正前措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定を受けた特定同族株式等に係る相続税の納税猶予の適用)</p> <p><u>旧70の3の3・70の3の4-2</u> 平成21年改正法附則第64条第6項に規定する特定受贈者(以下旧70の3の3・70の3の4-4までにおいて「特定受贈者」という。)が、平成20年12月31日以前に贈与により取得した同項に規定する特定同族株式等(以下旧70の3の3・70の3の4-2において「特定同族株式等」という。)について平成21年改正前措置法第70条の3の3第1項又は第70条の3の4第1項の規定により贈与税の申告書(これらの規定の適用を受ける旨の記載があるものに限る。)を納税地の所轄税務署長に提出し、かつ、当該特定受贈者に係る平成21年改正法附則第64条第7項に規定する特定同族株式等贈与者(以下旧70の3の3・70の3の4-3までにおいて「特定同族株式等贈与者」という。)が平成20年10月1日以後に死亡している場合において、当該特定受贈者が措置法第70条の7の2第1項の適用に係る要件及び平成21年改正法附則第64条第7項に掲げる要件のすべてを満たすときは、次に掲げる株式等(平成21年改正令附則第43条第5項の規定により選択したものに限り、以下旧70の3の3・70の3の4-2において「選択特定同族株式等」という。)については当該特定同族株式等贈与者から相続(当該特定受贈者が当該特定同族株式等贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈)により取得した非上場株式等とみなされて、措置法第70条の7の2第1項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>1 <u>平成20年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した特定同族株式等(贈与税の申告書に平成21年改正前措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受ける旨の記載があるものに限る。)</u></p> <p>2 <u>当該特定同族株式等贈与者から平成21年改正前措置法第70条の3の3第3項第1号ロに規定する選択年中における当該特定同族株式等の最初の相続時精算課税に係る贈与の日から同項第4号に規定する確認日までの間に相続時精算課税に係る贈与により取得した当該特定同族株式等に係る会社の株式等(上記1に該当するものを除く。)</u></p> <p>(注) <u>選択特定同族株式等について措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けようとする場合の措置法令第40条の8の2第1項第2号の要件の判定に当たっては、「被相続人が有する認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数」には、平成21年1月1日前に相続時精算課税に係る贈与をした上記の特定同族株式等に係る議決権の数が含まれることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(過去に特定同族株式等の贈与を受けた者に係る相続税の納税猶予の特例の適用)</u> <u>旧70の3の3・70の3の4-3</u> 平成20年10月1日以後に特定同族株式等贈与者が死亡した場合において、当該特定同族株式等贈与者から相続又は遺贈により取得した非上場株式等及び旧70の3の3・70の3の4-2(平成21年改正前措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定を受けた特定同族株式等に係る相続税の納税猶予の適用)の1又は2に掲げる株式等があるときは、当該1又は2に掲げる株式等の全部について平成21年改正令附則第43条第5項の規定による選択をせず措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けないときには、当該選択をしない者の当該株式等に係る会社の株式等のすべてについて同項の規定の適用はないことに留意する。 <u>(注) 上記については、会社ごとに判定することに留意する。</u></p> <p><u>(平成22年4月1日以後に特定同族株式等事前届出書が提出された場合)</u> <u>旧70の3の3・70の3の4-4</u> 特定受贈者が平成21年改正法附則第64条第7項第1号に規定する書類(以下旧70の3の3・70の3の4-4において「特定同族株式等事前届出書」という。)を平成22年3月31日までに提出していない場合には、当該特定受贈者について同項の規定の適用がないことに留意する。 <u>(注) 平成22年3月31日までに特定同族株式等事前届出書が提出されなかった場合におけるゆうじょ規定は設けられていないことに留意する。</u></p> <p>[措置法第70条の4(農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予)関係]</p> <p>(交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合) 70の4—33 ……が行われた場合で、当該交換又は換地処分が所得税法(昭和40年法律第33号)第58条((固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例))又は……</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>[措置法第70条の4(農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予)関係]</p> <p>(交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合) 70の4—33 ……が行われた場合で、当該交換又は換地処分が所得税法第58条((固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例))又は……</p>

〔措置法第70条の7（（非上場株式等についての贈与税の納税猶予）関係）〕

(新設)

〔贈与税の納税猶予の対象となる非上場株式等の意義〕

(新設)

70の7-1 措置法第70条の7第1項の適用対象となる同条第2項第2号に規定する非上場株式等（以下70の7の4-9までにおいて「非上場株式等」という。）は、議決権に制限のない株式又は出資（以下70の7の4-9までにおいて「株式等」という。）に限られていることから、次に掲げる株式等は含まれないことに留意する。

(1) 会社の株主総会又は社員総会（以下70の7-12までにおいて「株主総会等」という。）において議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限がある株式等

(2) 会社の株主総会等において議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限がある株主又は社員（以下70の7の4-5までにおいて「株主等」という。）の有する株式等

〔特例受贈非上場株式等の意義等〕

(新設)

70の7-2 措置法第70条の7第1項の適用対象となる非上場株式等（議決権に制限のない株式等に限る。以下70の7-2において同じ。）の贈与及び同項に規定する特例受贈非上場株式等（以下70の7の4-6までにおいて「特例受贈非上場株式等」という。）とは、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ、中欄に掲げる贈与（以下70の7の4-7までにおいて「特例対象贈与」という。）及び右欄に掲げる株式の数又は出資の金額に達するまでの部分をいうことに留意する。

区分	特例対象贈与	特例受贈非上場株式等
(1) $A + B \geq \frac{C \times \frac{2}{3}}$ の場合	$\frac{C \times \frac{2}{3} - B}{3}$ 以上の贈与	$\frac{C \times \frac{2}{3} - B}{3}$
(2) $A + B < \frac{C \times \frac{2}{3}}$ の場合	Aの全部の贈与	A

改正後	改正前
<p>(注) 1 <u>上記算式中の符号は次のとおり。</u></p> <p><u>Aは、贈与者が措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の直前に有していた非上場株式等の数又は金額</u></p> <p><u>Bは、同条第2項第3号に規定する経営承継受贈者（以下70の7の3-2までにおいて「経営承継受贈者」という。）が当該贈与の直前に有していた非上場株式等の数又は金額</u></p> <p><u>Cは、当該贈与の時における同条第2項第1号に規定する認定贈与承継会社（以下70の7の4-2までにおいて「認定贈与承継会社」という。）の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。）の総数又は総額</u></p> <p><u>2 同一年中に、異なる贈与者から同一の認定贈与承継会社に係る非上場株式等を贈与により取得した場合、異なる贈与者から複数の認定贈与承継会社に係る非上場株式等を贈与により取得した場合及び同一の贈与者から複数の認定贈与承継会社に係る非上場株式等を贈与により取得した場合の特例対象贈与及び特例受贈非上場株式等に該当するかの判定は、それぞれの認定贈与承継会社及び贈与ごとに行うことに留意する。</u></p> <p><u>3 上記(1)又は(2)により計算された株式の数又は出資の金額のうち、措置法第70条の7第1項に規定する贈与税の申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載がある部分が特例受贈非上場株式等に該当することに留意する。</u></p> <p><u>4 上記(1)の右欄のC×$\frac{2}{3}$の数又は金額に1株又は1円未満の端数がある場合には、措置法令第40条の8第2項（（非上場株式等についての贈与税の納税猶予））の規定により、その端数は切り上げることに留意する。</u></p> <p><u>（特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合）</u></p> <p><u>70の7-3 特例対象贈与に係る贈与者が、当該特例対象贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前にかつ、受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合における措置法第70条の7第1項の規定の適用については、次に掲げることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 贈与者が特例対象贈与をした日の属する年に死亡した場合</u></p> <p><u>イ 受贈者が贈与者の死亡に係る相続又は遺贈により財産を取得したとき</u></p> <p><u>当該特例対象贈与により取得した認定贈与承継会社の非上場株式等については、相続税法第21条の2第4項の規定に該当する場合には贈与税の課税価格</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>の計算の基礎に算入されないので、措置法第70条の7第1項の規定の適用はない。</u></p> <p><u>(注) 上記の場合、贈与者の死亡に係る相続税については、当該非上場株式等は、措置法令第40条の8の2第2項の規定により受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされることから、同項の規定により読み替えられた措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る要件を満たしている場合には、同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</u></p> <p><u>ロ 受贈者が贈与者の死亡に係る相続又は遺贈により財産を取得しなかったとき</u></p> <p><u>受贈者が、当該特例対象贈与により取得した認定贈与承継会社の非上場株式等について措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したとき(同項の規定の適用に係る要件を満たしている場合に限る。)</u>は、当該申告書は、<u>同項の規定の適用のある申告書となることに留意する。</u></p> <p><u>この場合において、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件のうち担保の提供については、その提供を要しないものとし、同条第16項の規定による贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該申告書の提出があった時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。</u></p> <p><u>なお、当該受贈者が当該贈与者に係る相続時精算課税適用者(相続時精算課税の適用を受けようとする者を含む。)であり、同条第1項の規定の適用を受けないときは上記イを準用することに留意する。</u></p> <p><u>(2) 贈与者が特例対象贈与をした日の属する年の翌年に死亡した場合</u></p> <p><u>上記(1)のロ(なお書を除く。)を準用する。</u></p> <p><u>(特例対象贈与に係る受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</u></p> <p><u>70の7-4 特例対象贈与に係る受贈者が、当該特例対象贈与を受けた日の属する年</u> <u>の中途において死亡した場合又は当該特例対象贈与に係る贈与税の申告書の提出</u> <u>期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合において、当該受贈者の相続人</u> <u>(包括受遺者を含む。)が当該受贈者の当該特例対象贈与に係る認定贈与承継会社</u> <u>の非上場株式等について措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける旨の贈与</u> <u>税の申告書を提出したとき(同項の規定の適用に係る要件を満たしている場合に限</u> <u>る。)</u>は、当該申告書は、<u>同項の規定の適用のある申告書として取り扱って差し支</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>えない。</u></p> <p><u>この場合において、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件のうち担保の提供については、その提供を要しないものとし、同条第16項の規定による贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該申告書の提出があった時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。</u></p>	
<p><u>(申告期限前に全部確定事由が生じた場合)</u></p> <p><u>70の7-5 特例対象贈与があった日の翌日から贈与税の申告書の提出期限までの間に、措置法第70条の7第4項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった場合には、当該特例対象贈与に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について同条第1項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(修正申告等に係る贈与税額の納税猶予)</u></p> <p><u>70の7-6 措置法第70条の7第1項の規定は、特例受贈非上場株式等の贈与に係る贈与税についての期限後申告、修正申告又は更正に係る税額について適用がないことに留意する。</u></p> <p><u>ただし、修正申告又は更正があった場合で、当該修正申告又は更正が期限内申告において同項の規定の適用を受けた特例受贈非上場株式等の評価又は税額計算の誤りのみに基づいてされるときにおける当該修正申告又は更正により納付すべき贈与税額(附帯税を除く。)については、当初から同項の規定の適用があることとして取り扱う。</u></p> <p><u>この場合において、当該修正申告又は更正により納税猶予を受ける贈与税の本税の額と当該本税に係る利子税の額に相当する担保については、当該修正申告書の提出の日又は当該更正に係る通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに提供しなければならないこととして取り扱う。</u></p>	(新設)
<p><u>(担保の提供等)</u></p> <p><u>70の7-7 措置法第70条の7第1項の規定による担保の提供については、国税通則法第50条から第54条までの規定の適用があることに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(贈与税の額に相当する担保)</u></p> <p><u>70の7-8 措置法第70条の7第1項に規定する「当該贈与税の額に相当する担保」</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p>とは、納税猶予に係る贈与税の本税の額と当該本税に係る納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保をいうことに留意する。</p> <p>なお、この場合の当該本税に係る猶予期間中の利子税の額は、当該年分の贈与税の申告書の提出期限における贈与者の平均余命年数を納税猶予期間として計算した額によるものとして取り扱うことに留意する。</p> <p>(注) 上記平均余命年数は、所得税法施行令別表((余命年数表))に定める年数によることに留意する(以下70の7の2—11までにおいて同じ。)</p> <p><u>(持分会社の持分が担保提供された場合)</u></p> <p><u>70の7-9 措置法第70条の7第7項本文により認定贈与承継会社(持分会社に限る。)の持分を担保として提供を受け質権を設定した場合には、納税猶予期間中においては、当該持分から生じる配当その他の利益処分については、税務署長はその支払い又は引渡し等を受けないことに留意する。</u></p> <p><u>(常時使用従業員の意義)</u></p> <p><u>70の7-10 経営承継受贈者の親族であっても、措置法規則第23条の9第4項((非上場株式等についての贈与税の納税猶予))に規定する者に該当すれば、当該親族は、措置法第70条の7第2項第1号イに規定する常時使用従業員に該当することに留意する。</u></p> <p><u>(特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</u></p> <p><u>70の7-11 措置法第70条の7第2項第1号ロの要件を判定する場合において、同項第8号に規定する資産保有型会社に該当するかの判定は、特例対象贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該特例対象贈与に係る贈与税の申告期限までの間のいずれかの日において次の(1)に掲げる算式を満たすかどうかにより行い、同項第9号に規定する資産運用型会社に該当するかの判定は、特例対象贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該特例対象贈与に係る贈与税の申告期限までの間に終了するいずれかの事業年度において次の(2)に掲げる算式を満たすかどうかにより行うのであるが、これらの会社のうち措置法令第40条の8第5項第1号及び第2号の要件のすべてに該当するものに係る非上場株式等が、措置法第70条の7第1項の適用対象とならないことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) $\frac{B+C}{A+C} \geq \frac{70}{100}$</p> <p>A = 当該いずれかの日における当該会社の資産の帳簿価額の総額</p> <p>B = 当該いずれかの日における当該会社の特定資産（現金、預貯金その他これらに類する資産として措置法規則第23条の9第14項に規定するものをいう。以下70の7-11において同じ。）の帳簿価額の合計額</p> <p>C = 当該いずれかの日以前5年以内において経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者の同族関係者（措置法令第40条の8第9項に規定する者をいう。）がその会社から受けた次のa及びbに掲げる額の合計額</p> <p>a 当該会社から受けた当該会社の株式等に係る剰余金の配当又は利益の配当（特例対象贈与の時前に受けたものを除く。）の額</p> <p>b 当該会社から支給された給与（特例対象贈与の時前に支給されたものを除く。）の額のうち、法人税法（昭和40年法律第34号）第34条（役員給与の損金不算入）又は第36条（過大な使用人給与の損金不算入）の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額</p> <p>(2) $\frac{B}{A} \geq \frac{75}{100}$</p> <p>A = 当該いずれかの事業年度における総収入金額</p> <p>B = 当該いずれかの事業年度における特定資産の運用収入の合計額</p> <p><u>（経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義）</u></p> <p><u>70の7-12 措置法第70条の7第2項第3号ハ及びニの要件を判定する場合の同号ハの「議決権の数」及び「総株主等議決権数」並びに同号ニの「議決権の数」には、次の(1)及び(2)に掲げる株式等に係る議決権の数が含まれることに留意する。</u></p> <p>(1) 株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等</p> <p>(2) 株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等が有する株式等</p> <p>(注) 1 措置法第70条の7第2項第3号ハ及びニの要件の判定は、特例対象贈与直後の株主等の構成により行うことに留意する。</p> <p>2 措置法令第40条の8第1項第1号及び第2号の要件、措置法規則第23条の</p>	<p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>9 第32項第 1 号及び第 2 号の要件、措置法令第40条の 8 第 6 項の特別の関係がある会社並びに同条第 9 項の特別の関係がある者を判定する場合も上記に準じて行うことに留意する。</u></p> <p><u>(役員である期間の意義)</u></p> <p><u>70の 7-13 措置法第70条の 7 第 2 項第 3 号への要件は、同号の個人が特例対象贈与の日からさかのぼって 3 年目の応当日から当該特例対象贈与の日までの間(以下70の 7-13において「直近 3 年間」という。)、継続して、同項第 1 号の認定贈与承継会社が株式会社の場合にはその役員(取締役、会計参与及び監査役をいう。)としての地位を、持分会社の場合にはその業務を執行する社員としての地位を有することをいうことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 1 直近 3 年間において、当該地位を有しない期間がある場合には、措置法第70条の 7 第 2 項第 3 号の要件は満たさないことに留意する。</u></p> <p><u>2 当該地位は、直近3年間において当該地位のいずれかを有していれば、同一の地位を有する必要はないことに留意する。</u></p> <p><u>(特例受贈非上場株式等に係る贈与者又は認定贈与承継会社が 2 以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算)</u></p> <p><u>70の 7-14 特例受贈非上場株式等に係る贈与者又は特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が 2 以上ある場合における措置法第70条の 7 第 2 項第 5 号に規定する納税猶予分の贈与税額の計算は、次の順により行うことに留意する。</u></p> <p><u>1 当該特例受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者がその年中において特例対象贈与により取得したすべての認定贈与承継会社の当該特例受贈非上場株式等の価額の合計額を当該経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、同号により計算する(措置法令第40条の 8 第10項の規定による100円未満の端数処理は行わない。)</u></p> <p><u>2 措置法令第40条の 8 第12項の規定により、当該特例受贈非上場株式等に係る贈与者又は認定贈与承継会社の異なるものごとの納税猶予分の贈与税額を計算する(同項の規定による100円未満の端数処理を行う。)</u></p> <p><u>3 上記 2 により算出されたそれぞれの納税猶予分の贈与税額の合計が当該経営承継受贈者に係る納税猶予分の贈与税額となる。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(相続時精算課税適用者等に係る贈与税の納税猶予)</u></p> <p><u>70の7-15 措置法第70条の7第3項各号に掲げる者が特定贈与者から特例対象贈与により取得した認定贈与承継会社の特例受贈非上場株式等について同条第1項の規定の適用を受ける場合には、当該特例受贈非上場株式等に係る贈与税については、暦年課税により計算することに留意する。</u></p> <p><u>なお、同条第3項各号に掲げる者が当該特例対象贈与に係る特定贈与者から贈与により取得した特例受贈非上場株式等以外の財産に係る贈与税については、相続時精算課税の適用となることに留意する(特例受贈非上場株式等の意義については、70の7-2参照。)</u></p>	(新設)
<p><u>(代表権を有しないこととなった場合の意義)</u></p> <p><u>70の7-16 措置法第70条の7第4項第1号に掲げる「代表権を有しないこととなった場合」とは、次のいずれかをいうことに留意する。</u></p> <p><u>ただし、次のいずれかに該当する場合であっても措置法規則第23条の9第15項に掲げるいずれかの事由に該当するときは、措置法第70条の7第4項第1号に掲げる「代表権を有しないこととなった場合」には該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 経営承継受贈者が有していた制限のない代表権を有しないこととなった場合</u></p> <p><u>(2) 経営承継受贈者が有していた制限のない代表権に制限が加えられた場合</u></p>	(新設)
<p><u>(特例受贈非上場株式等の譲渡等の判定)</u></p> <p><u>70の7-17 措置法第70条の7第4項第5号若しくは第6号又は同条第6項の表の第1号若しくは第2号の特例受贈非上場株式等の全部又は一部の同条第4項第5号に規定する譲渡等(以下70の7-39までにおいて「譲渡等」という。)があったかどうかの判定は、措置法令第40条の8第41項及び第42項の規定により行うことに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(譲渡等をした日の意義)</u></p> <p><u>70の7-18 措置法第70条の7第4項第5号、同項第6号及び同条第6項の表の第2号下欄の「当該譲渡等をした日」とは、当該譲渡等の効力が発生した日をいうのであるが、具体的には次に掲げる場合の区分に応じ次に定める日であることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 株券発行会社(会社法(平成17年法律第86号)第117条第6項((株式の価格</u></p>	(新設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>の決定等))に規定する株券発行会社をいう。以下70の7-18において同じ。)</u> <u>の場合 株券の交付を行った日</u> (2) <u>株券不発行会社(株券発行会社以外の株式会社をいう。以下70の7-18において同じ。)</u> <u>の場合 譲渡契約効力発生日</u> (注) <u>ただし、株券不発行会社の株式について書面によらない贈与を行った場合には、株主名簿の名義変更の日とする。</u></p> <p><u>(解散等をした場合等の意義)</u> 70の7-19 <u>措置法第70条の7第4項第8号の「解散をした場合」とは、会社法第471条各号(同条第4号を除く。)</u> <u>又は第641条各号(同条第5号を除く。)</u> <u>((解散の事由))に掲げるいずれかの事由が生じた場合をいい、「解散をした日」とは、当該事由が生じた日をいうことに留意する。</u> <u>また、措置法第70条の7第4項第8号の「会社法の規定により解散をしたものとみなされた場合」とは、会社法第472条第1項((休眠会社のみなし解散))の規定に該当する場合をいい、「そのみなされた日」とは、同項の「期間の満了の時」をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</u> 70の7-20 <u>措置法第70条の7第4項第9号の要件を判定する場合には、70の7-11((特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義))の規定を準用する。</u> <u>この場合において、「特例対象贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日」とあるのは「贈与税の申告期限の翌日」と、「贈与税の申告期限」とあるのは「措置法第70条の7第2項第7号ロに規定する猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日」と、「第40条の8第5項」とあるのは「第40条の8第21項」となることに留意する。</u></p> <p><u>(資本金等の額の減少がその効力を生じた日の意義)</u> 70の7-21 <u>措置法第70条の7第4項第11号の「資本金の額の減少又は当該準備金の額の減少がその効力を生じた日」とは、会社法第449条第6項又は第627条第6項((債権者の異議))に定める日(同法第449条第6項ただし書の規定の適用がある場合には、同条第7項の規定による変更した日)をいうことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経営承継受贈者が非上場株式等についての納税猶予の適用を取りやめる場合の期限)</u></p> <p><u>70の7-22 措置法第70条の7第4項第12号の規定に該当することによる納税の猶予に係る期限は、同条第1項の規定の適用を受けている経営承継受贈者から同項の規定の適用を受けることをやめる旨の届出書の提出があった日から2月を経過する日(当該届出書の提出があった日から当該2月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日)となることから、当該納税猶予に係る贈与税の額及び当該贈与税の額に係る利子税の額の納付の有無に関わらず、当該2月を経過する日に確定することに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(合併がその効力を生じた日の意義)</u></p> <p><u>70の7-23 措置法第70条の7第4項第13号及び第6項の表の第3号下欄並びに同条第5項の「合併がその効力を生じた日」とは、吸収合併の場合には吸収合併契約において定めたその効力を生ずる日をいい、新設合併の場合には新設合併設立会社の成立の日(設立登記の日)をいうことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(株式交換等がその効力を生じた日の意義)</u></p> <p><u>70の7-24 措置法第70条の7第4項第14号及び第6項の表の第4号下欄並びに同条第5項の「株式交換等がその効力を生じた日」とは、株式交換の場合には株式交換契約において定めたその効力を生ずる日をいい、株式移転の場合には株式移転設立完全親会社の成立の日(設立登記の日)をいうことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(非上場株式等に該当しないこととなった場合等の意義)</u></p> <p><u>70の7-25 措置法第70条の7第4項第15号の「当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の株式等が非上場株式等に該当しないこととなった場合」とは、次に掲げる場合をいい、「その該当しないこととなった日」とは、当該場合の区分に応じ次に定める日をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 措置法規則第23条の9第6項第1号に規定する金融商品取引所(金融商品取引所に類するものであって外国に所在するものを含む。)への上場又は当該上</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>場の申請がなされた場合 当該上場の申請がなされた日（申請が不要の場合には、当該上場がなされた日）</u></p> <p><u>(2) 措置法規則第23条の9第6項第3号に規定する店頭売買有価証券登録原簿（店頭売買有価証券登録原簿に類するものであって外国に備えられているものを含む。）への登録若しくは当該登録の申請がなされた場合 当該登録の申請がなされた日（申請が不要の場合には、当該登録がなされた日）</u></p> <p><u>(注) 持分会社の出資の場合にも、上記に準ずることに留意する。</u></p> <p><u>(風俗営業会社に該当することとなった日の意義等)</u></p> <p><u>70の7-26 措置法第70条の7第4項第16号に規定する「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）（以下70の7-26において「風営法」という。）第2条第5項((用語の意義))に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいい、同号の「その該当することとなった日」とは、風営法第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項、第31条の12第1項又は第31条の17第1項((営業等の届出))の届出書を提出した日とする。</u></p> <p><u>(会社分割をした場合等の意義)</u></p> <p><u>70の7-27 措置法第70条の7第6項の表の第5号上欄に掲げる場合には、株式等以外のみを配当財産とする剰余金の配当があった場合は含まれないことに留意する。</u> <u>また、同号下欄の「会社分割がその効力を生じた日」とは、吸収分割の場合には吸収分割契約において定めたその効力を生ずる日をいい、新設分割の場合には新設分割設立会社の成立の日（設立登記の日）をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(組織変更をした場合等の意義)</u></p> <p><u>70の7-28 措置法第70条の7第6項の表の第6号上欄に掲げる「組織変更」とは、会社法第2条第26号((定義))に規定する組織変更をいうのであるから、持分会社の中で会社の種類を変更した場合（例えば、合名会社から合資会社への変更など）は含まれないことに留意する。</u> <u>また、同号下欄の「組織変更がその効力を生じた日」とは、組織変更計画において定めたその効力を生ずる日をいうことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算)</u></p> <p><u>70の7-29 措置法第70条の7第5項又は第6項の規定により納税猶予税額の一部について、納税猶予の期限が確定する場合における贈与税の額の計算は、これらの項の規定に該当する直前の猶予中贈与税額(同条第2項第7号ロに規定する猶予中贈与税額をいう。以下70の7の4-7までにおいて同じ。)に、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める割合を乗ずることにより行うことに留意する。</u></p> <p><u>なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、その切り捨てた金額は、納税猶予税額として残ることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 同条第5項の規定に該当する場合</u> <u>吸収合併存続会社等又は同項の他の会社が、消滅する認定贈与承継会社又は株式交換完全子会社等のすべての株主等に対し交付しなければならない金銭等(株式等以外の金銭その他の資産をいう。以下70の7-29において同じ。)の額</u> <u>合併前純資産額又は交換等前純資産額</u></p> <p><u>(注)1 上記の分子の金銭等に、合併又は株式交換等(株式交換又は株式移転をいう。以下70の7の2-31までにおいて同じ。)に際して交付すべき吸収合併存続会社等又は措置法第70条の7第5項の他の会社の株式に1株未満の端数が生じたため交付されたものがある場合の措置法規則第23条の9第18項第5号又は第19項第5号の要件の判定に当たっては、当該交付された金銭等は同条第18項第5号又は第19項第5号の交付しなければならない株式に含まれるものとして判定することに留意する。</u></p> <p><u>2 「吸収合併存続会社等」とは、措置法第70条の7第5項に規定する吸収合併存続会社等をいう。以下70の7-29において同じ。</u></p> <p><u>3 「株式交換完全子会社等」とは、措置法第70条の7第4項第6号に規定する株式交換完全子会社等をいう。以下70の7-30までにおいて同じ。</u></p> <p><u>4 「合併前純資産額」とは、合併がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における認定贈与承継会社の純資産額(資産の額から負債の額を控除した残額をいう。「承継純資産額」という場合を除き、この70の7-29において同じ。)をいう。以下70の7-29において同じ。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>5 「交換等前純資産額」とは、株式交換等がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における認定贈与承継会社の純資産額をいう。以下70の7-29において同じ。</p> <p>6 上記4及び5の「純資産額」を算定する場合における各資産及び各負債の価額は、評価基本通達の定めにより算定した価額となることに留意する。</p> <p>(2) 同条第6項の表の第2号の規定に該当する場合 $\frac{\text{譲渡等をした特例受贈非上場株式等の数又は金額}}{\text{譲渡等の直前における特例受贈非上場株式等の数又は金額}}$</p> <p>(3) 同条第6項の表の第3号の規定に該当する場合 $\frac{\text{吸収合併存続会社等が、消滅する認定贈与承継会社のすべての株主等に対し交付しなければならない金銭等の額}}{\text{合併前純資産額}}$</p> <p>(4) 同条第6項の表の第4号の規定に該当する場合 $\frac{\text{同号の中欄の他の会社が、株式交換等完全子会社等のすべての株主等に対し交付しなければならない金銭等の額}}{\text{交換等前純資産額}}$</p> <p>(5) 同条第6項の表の第5号の規定に該当する場合 $\frac{\text{承継純資産額} \times \frac{\text{認定贈与承継会社から、当該認定贈与承継会社のすべての株主等に対し配当された吸収分割承継会社等の株式等の数又は金額}}{\text{吸収分割承継会社等から、当該認定贈与承継会社が交付を受けた当該吸収分割承継会社等の株式等の数又は金額}}}{\text{分割前純資産額}}$</p>	
<p>(注) 1 「承継純資産額」とは、吸収分割承継会社等が認定贈与承継会社から承継した資産の当該会社分割がその効力を生ずる日の属する年の前年12月31日における価額から当該吸収分割承継会社等が当該認定贈与承継会社から承継した負債の同日における価額を控除した残額をいう。</p> <p>2 「吸収分割承継会社等」とは、措置法第70条の7第6項の表の第5号の上欄に規定する吸収分割承継会社等をいう。以下70の7-29において同じ。</p> <p>3 「分割前純資産額」とは、会社分割がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における認定贈与承継会社の純資産額をいう。</p>	

改正後	改正前
<p><u>4 上記1の「承継した資産の当該会社分割がその効力を生ずる日の属する年の前年12月31日における価額」及び「承継した負債の同日における価額」並びに上記3の「純資産額」を算定する場合における各資産及び各負債の価額は、評価基本通達の定めにより算定した価額となることに留意する。</u></p> <p><u>(6) 同条第6項の表の第6号の規定に該当する場合</u> <u>認定贈与承継会社から当該認定贈与承継会社のすべての株主等に対し交付された金銭等の額</u> <u>組織変更前純資産額</u></p> <p><u>(注)1 「組織変更前純資産額」とは、組織変更がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における認定贈与承継会社の純資産額をいう。</u></p> <p><u>2 上記1の「純資産額」を算定する場合における各資産及び各負債の価額は、評価基本通達の定めにより算定した価額となることに留意する。</u></p> <p><u>(みなす充足に該当しないこととなる事由)</u></p> <p><u>70の7-30 措置法令第40条の8第30項第1号の「担保の全部又は一部につき変更があった場合」とは、例えば、次のようなものをいうことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 担保として提供された特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が合併により消滅した場合</u></p> <p><u>(2) 担保として提供された特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等になった場合</u></p> <p><u>(3) 担保として提供された特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が組織変更した場合</u></p> <p><u>(4) 担保として提供された特例受贈非上場株式等である株式の併合又は分割があった場合</u></p> <p><u>(5) 担保として提供された特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が会社法第185条((株式無償割当て))に規定する株式無償割当てをした場合</u></p> <p><u>(6) 担保として提供された特例受贈非上場株式等の名称変更があったことその他の事由により担保として提供された当該特例受贈非上場株式等に係る株券の差替えの手續が必要となった場合</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(7) <u>担保財産の変更等が行われたため、特例受贈非上場株式等のすべてが担保として提供されていないこととなった場合</u></p> <p>(8) <u>担保として提供された特例受贈非上場株式等について、措置法規則第23条の9第26項に掲げる要件に該当しないこととなった場合</u></p> <p><u>(担保財産の変更等が行われた場合のみならず充足)</u></p> <p><u>70の7-31 措置法第70条の7第7項本文の規定は、同条第1項の規定の適用を受けようとする場合に特例受贈非上場株式等のすべてを担保として提供したときに適用されるものであることから、同条第1項の規定の適用を受けるに当たり特例受贈非上場株式等以外の財産を担保として提供したこと等により同条第7項本文の規定が適用されなかった場合又は同条第7項本文の規定が適用されたものの担保の全部若しくは一部につき変更があったため同条第7項ただし書に該当した場合には、その後に担保財産の変更を行った結果、特例受贈非上場株式等のすべてを担保提供している状況が生じても、その時点から同条第7項本文の規定が適用されるものではないことに留意する。</u></p> <p><u>ただし、同条第7項本文の規定が適用されたものの担保の全部又は一部につき変更があったため同条第7項ただし書に該当した場合であっても、担保として提供している特例受贈非上場株式等について措置法令第40条の8第31項に規定する特定事由が生じた又は生じることが確実と認められるため、同項の規定に基づき、当該特例受贈非上場株式等に対応するものとして新たに取得した特例受贈非上場株式等の全部が担保として提供されたときには、同項第1号の規定により当該担保の解除はなかったものとみなすことから、措置法第70条の7第7項本文の規定が継続して適用されることに留意する。</u></p> <p><u>(譲渡制限株式の担保の取扱い)</u></p> <p><u>70の7-32 特例受贈非上場株式等のすべてが担保として提供される場合には、当該特例受贈非上場株式等が会社法第107条第1項第1号((株式の内容についての特別の定め))又は同法第108条第1項第4号((異なる種類の株式))の規定により譲渡に制限が付されているものであっても、措置法第70条の7第7項の規定により、当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保が提供されたものとみなすことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(特定事由)</u></p> <p><u>70の7-33 措置法令第40条の8第31項に規定する「特定事由」とは、70の7-30((みなす充足に該当しないこととなる事由))(1)から(6)に掲げるようなものをいうことに留意する。</u></p> <p><u>(既に非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等)</u></p> <p><u>70の7-34 認定贈与承継会社の非上場株式等について、措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けようとする場合において、同項の規定の適用を受けようとする者以外の者が当該認定贈与承継会社の非上場株式等について次に掲げるいずれかの規定の適用を現に受けているときは、同項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 措置法第70条の7第1項</u></p> <p><u>(2) 措置法第70条の7の2第1項</u></p> <p><u>(3) 措置法第70条の7の4第1項</u></p> <p><u>(注)1 措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けようとする者が当該認定贈与承継会社に係る株式等について上記(1)から(3)までのいずれかの規定の適用を受けている場合には、同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</u></p> <p><u>2 上記の措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けることができるかどうかの判定は、認定贈与承継会社ごとに行うことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p><u>(継続届出書の提出期間)</u></p> <p><u>70の7-35 措置法第70条の7第10項に規定する届出書は、特例対象贈与に係る同条第2項第7号イに規定する第1種贈与基準日の翌日から5月を経過するごとの日及び同号ロに規定する第2種贈与基準日の翌日から3月を経過するごとの日まで提出しなければならないのであるが、その提出期間は、それぞれ、当該第1種贈与基準日の翌日から当該5月を経過するごとの日までの期間及び当該第2種贈与基準日の翌日から当該3月を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</u></p> <p><u>70の7-36 措置法第70条の7第13項の規定により、増担保命令等に応じないため</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(措置法令第40条の8第31項第2号の規定により増担保命令等に応じなかったものとみなす場合を含む。)</u> 納税の猶予に係る期限を繰り上げる場合には、当該担保不足に対応する納税猶予税額だけでなく、猶予中贈与税額の全額について納税猶予の期限を繰り上げることに留意する。</p> <p><u>(持分会社の出資の持分等を担保提供できる場合)</u></p> <p><u>70の7-37</u> 措置法第70条の7第14項第2号の規定は、同条第1項の規定の適用を受けようとする場合に特例受贈非上場株式等のすべてを担保として提供するとき又は措置法令第40条の8第31項の規定により特例受贈非上場株式等を再び担保として提供する場合に適用されることに留意する。</p> <p><u>(破産免除等の申請書が申請期限までに提出されない場合等)</u></p> <p><u>70の7-38</u> 経営承継受贈者が措置法第70条の7第17項の規定に基づき贈与税の免除を受けようとする場合には、同項に規定する申請期限(以下70の7-38において「免除申請期限」という。)までに同項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければ、同項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>当該申請書を免除申請期限までに提出しない場合には、同項各号に掲げる場合の区分に応じ同条第6項の表の各号の中欄に掲げる金額に相当する贈与税については当該各号の下欄に掲げる日から2月を経過する日(当該各号の下欄に掲げる日から当該2月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日)に納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</p> <p>(注) 免除申請期限までに措置法第70条の7第17項に規定する申請書の提出がなかった場合のようじょ規定は設けられていない。</p> <p><u>(措置法第70条の7第17項第1号の規定の適用を受けるための譲渡等)</u></p> <p><u>70の7-39</u> 措置法第70条の7第17項第1号の規定の適用を受けようとする場合には、同条第1項の規定の適用を受けている特例受贈非上場株式等のみならず、経営承継受贈者が有する当該特例受贈非上場株式等に係る会社の株式等のすべてを譲渡等する必要があることに留意する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(特例受贈非上場株式等の時価に相当する金額の意義)</u></p> <p><u>70の7-40 措置法第70条の7第17項第1号イ、第3号イ及び第4号イの「特例受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額」は、措置法規則第23条の9第33項に規定する金額をいうのであるが、同項の「1単位当たりの価額」は、同項の規定に基づき評価基本通達の定めにより算定することに留意する。</u></p> <p><u>この場合において、同項の規定により評価基本通達185((純資産価額))のただし書及び評価基本通達188-2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))に定める評価方法(これらの定めと同様に評価することとされている評価基本通達に定める評価方法を含む。)が適用されることはないことに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(免除申請があった場合の延滞税の計算)</u></p> <p><u>70の7-41 措置法令第40条の8第37項の規定は、措置法第70条の7第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、納期限又は免除申請書の提出があった日のいずれか遅い日の翌日から免除通知を発した日までの間に猶予中贈与税額から同条第17項に規定する免除申請贈与税額(以下70の7-43までにおいて「免除申請贈与税額」という。)を控除した額に相当する贈与税を納付するときに、それと併せて納付すべき延滞税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、免除通知書を発した日後においては、猶予中贈与税額から同条第18項の規定により免除をする税額を控除した額に相当する贈与税を基礎金額として、納付すべき延滞税の額を計算することに留意する。</u></p> <p><u>(注) 免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8第37項の規定により計算した延滞税の額と免除後の贈与税額を基礎金額として計算した納付すべき延滞税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した延滞税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(免除申請があった場合の利子税の計算)</u></p> <p><u>70の7-42 措置法令第40条の8第38項の規定は、措置法第70条の7第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、免除申請書の提出があった日から免除通知を発した日までの間に猶予中贈与税額から免除申請贈与税額を控除した額に相当する贈与税を納付するときに、それと併せて納付すべき利子税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、免除通知書を発した日後において</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p>は、猶予中贈与税額から同条第18項の規定により免除をする税額を控除した額に相当する贈与税を基礎金額として、納付すべき利子税の額を計算することに留意する。</p> <p>(注) 免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8第38項の規定により計算した利子税の額と免除後の贈与税額を基礎金額として計算した納付すべき利子税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した利子税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。</p>	
<p><u>(免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき贈与税額)</u></p> <p>70の7-43 措置法令第40条の8第39項に規定する「同項各号の猶予中贈与税額から同項に規定する免除申請贈与税額を控除した額に相当する贈与税」とは、措置法第70条の7第17項各号の猶予中贈与税額から免除申請贈与税額を控除した額に相当する贈与税の額と、措置法令第40条の8第38項の規定により計算した当該贈与税の額に係る納税猶予期間中の利子税の額の合計額をいうことに留意する。</p>	(新設)
<p><u>(2以上の認定贈与承継会社がある場合等の担保の取扱い)</u></p> <p>70の7-44 特例受贈非上場株式等に係る贈与者又は認定贈与承継会社が2以上ある場合、措置法第70条の7第1項に係る担保の提供手続き、同条第7項に係るみなす充足の取扱い、同条第13項に係る納税猶予の期限の繰り上げの取扱いに当たっては、贈与者又は認定贈与承継会社の異なるものごとの納税猶予分の贈与税額にそれぞれの規定を適用することに留意する。</p>	(新設)
<p><u>(措置法第70条の7第24項各号の価額の意義)</u></p> <p>70の7-45 措置法第70条の7第24項第1号の「認定贈与承継会社の資産の価額」及び同項第2号の「現物出資等資産の価額」は、特例対象贈与があった時における評価基本通達の定めにより算定した価額をいうことに留意する。</p> <p>(注) 特例対象贈与時に現物出資等資産を認定贈与承継会社が有していない場合でも、当該現物出資等資産を有しているものとして上記により措置法第70条の7第24項第2号の価額を算定することに留意する。</p>	(新設)
<p><u>[措置法第70条の7の2((非上場株式等についての相続税の納税猶予)関係)]</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p><u>(相続税の納税猶予の対象となる非上場株式等の意義)</u></p> <p><u>70の7の2-1 措置法第70条の7の2第1項の適用対象となる非上場株式等の意義</u> <u>については、70の7-1((贈与税の納税猶予の対象となる非上場株式等の意義))</u> <u>を準用する。</u></p> <p><u>(特例非上場株式等の意義)</u></p> <p><u>70の7の2-2 措置法第70条の7の2第1項に規定する特例非上場株式等(以下70</u> <u>の7の2-48までにおいて「特例非上場株式等」という。)</u>とは、次に掲げる場合 <u>の区分に応じ次に掲げる株式の数又は出資の金額に達するまでの部分をいうこと</u> <u>に留意する。</u></p> <p><u>(1) $A + B \geq C \times \frac{2}{3}$ の場合</u></p> $\frac{C \times \frac{2}{3} - B}{3}$ <p><u>(2) $A + B < C \times \frac{2}{3}$ の場合</u></p> <p><u>A</u></p> <p><u>(注)1 上記算式中の符号は次のとおり。</u></p> <p><u>Aは、措置法第70条の7の2第2項第3号に規定する経営承継相続人等</u> <u>(以下70の7の2-43までにおいて「経営承継相続人等」という。)</u>が当該 <u>相続又は遺贈により取得した同項第1号に規定する認定承継会社(以下70の</u> <u>7の2-48までにおいて「認定承継会社」という。)</u>の非上場株式等(議決 <u>権に制限のない株式等に限る。以下70の7の2-2において同じ。)</u>の数又 <u>は金額</u></p> <p><u>Bは、経営承継相続人等が当該相続の開始の直前において有していた認定</u> <u>承継会社の非上場株式等の数又は金額</u></p> <p><u>Cは、当該相続の開始の時ににおける認定承継会社の発行済株式又は出資(議</u> <u>決権に制限のない株式等に限る。)</u>の総数又は総額</p> <p><u>2 複数の認定承継会社に係る非上場株式等を相続又は遺贈により取得した</u> <u>場合の特例非上場株式等に該当するかの判定は、それぞれの認定承継会社ご</u> <u>とに行うことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>3 <u>上記(1)又は(2)により計算された株式の数又は出資の金額のうち、措置法第70条の7の2第1項に規定する相続税の申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載がある部分が特例非上場株式等に該当することに留意する。</u></p> <p>4 <u>上記の(1)により計算された$C \times \frac{2}{3}$の数又は金額に1株又は1円未満の端数がある場合には、措置法令第40条の8の2第4項の規定により、その端数は切り上げることに留意する。</u></p> <p><u>(相続税の納税猶予の対象とならない非上場株式等)</u></p> <p><u>70の7の2-3 措置法第70条の7の2第1項の適用対象となる非上場株式等には、次に掲げる株式等は含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 相続税法第19条の規定の適用を受ける株式等（措置法令第40条の8の2第2項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされるものを除く。）</u></p> <p><u>(2) 相続時精算課税の適用を受ける株式等（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第64条第2項又は第7項の規定の適用を受けるもの及び措置法令第40条の8の2条第2項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされるものを除く。）</u></p> <p><u>(3) 措置法第70条の7の3第1項((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))の規定により措置法第70条の7の2第1項の被相続人から相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社と同一の会社の株式等</u></p> <p><u>(注) 上記(3)のうち措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例受贈非上場株式等については、措置法第70条の7の4第1項((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予))の適用に係る要件を満たせば、同項の規定の適用の対象となることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(代償分割により取得した非上場株式等についての相続税の納税猶予の不適用)</u></p> <p><u>70の7の2-4 遺産の分割に当たり、遺産の代償として取得した他の共同相続人の所有に属する非上場株式等は、被相続人が相続の開始の直前に有していたものではないので、措置法第70条の7の2第1項の規定による納税猶予の対象となる非上場株式等に該当しないことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</u></p> <p><u>70の7の2-5 特例対象贈与により取得した認定承継会社の非上場株式等の受贈者が、70の7-3 ((特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合))の(1)イ又はロのなお書に該当し措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けることができない場合であっても、当該特例対象贈与により取得した認定承継会社の非上場株式等は措置法令第40条の8の2第2項の規定により当該受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされることから、同項の規定により読み替えられた措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る要件を満たすときには、当該受贈者は当該贈与者の死亡に係る相続税について同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(第2次経営承継相続人がある場合の第1次経営承継相続人に係る相続税の納税猶予の適用要件)</u></p> <p><u>70の7の2-6 措置法令第40条の8の2第3項に規定する第2次経営承継相続人等(以下70の7の2-6において「第2次経営承継相続人等」という。)がある場合の同項に規定する第1次経営承継相続人等(以下70の7の2-6において「第1次経営承継相続人等」という。)に係る措置法第70条の7の2第1項の規定の適用については、次に掲げることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 当該第1次経営承継相続人等が被相続人の相続の開始の日から5月を経過する日前に死亡した場合には、当該第1次経営承継相続人等は、措置法第70条の7の2第2項第3号ロの要件を満たしているものとみなされること。</u></p> <p><u>(2) 措置法第70条の7の2第1項の適用対象となる非上場株式等は、第2次経営承継相続人等が第1次経営承継相続人等からの相続又は遺贈に係る相続税の期限内申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載をしたものに限られること。</u></p> <p><u>(3) 担保は、第2次経営承継相続人等が第1次経営承継相続人等からの相続又は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限までに、第2次経営承継相続人等に係る納税猶予分の相続税の額に相当するものの提供をすればよいこと。</u></p>	(新設)
<p><u>(申告期限前に全部確定事由が生じた場合)</u></p> <p><u>70の7の2-7 相続の開始の日の翌日から相続税の申告書の提出期限までの間に、措置法第70条の7の2第3項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった場合には、当該相続に係る認定承継会社の非上場株式等について同条第1項の</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p><u>規定の適用を受けることができないことに留意する。</u></p> <p><u>(相次相続控除の算式)</u></p> <p><u>70の7の2-8 第2次相続に係る被相続人が措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けていた場合又は第2次相続により財産を取得した者のうちに同項の規定の適用を受ける者がある場合における相次相続控除額は、相続税法基本通達20-3((相次相続控除の算式))に準じて算出することに留意する。</u></p> <p><u>この場合において、相続税法基本通達20-3中のAは、当該被相続人が当該納税猶予の適用を受けていた場合には、同条第16項又は第17項の規定により免除された相続税額以外の税額に限ることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(修正申告等に係る相続税額の納税猶予)</u></p> <p><u>70の7の2-9 措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受ける旨の相続税の申告について特例非上場株式等の評価又は税額計算の誤りがあり、その誤りのみに基づいて修正申告又は更正があった場合における当該修正申告又は更正により納付すべき相続税額(附帯税を除く。)については、70の7-6((修正申告等に係る贈与税額の納税猶予))を準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(担保の提供等)</u></p> <p><u>70の7の2-10 措置法第70条の7の2第1項の規定による担保の提供については、国税通則法第50条から第54条までの規定の適用があることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(相続税の額に相当する担保)</u></p> <p><u>70の7の2-11 措置法第70条の7の2第1項に規定する「当該相続税の額に相当する担保」とは、納税猶予に係る相続税の本税の額と当該本税に係る納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保をいうことに留意する。</u></p> <p><u>なお、この場合の当該本税に係る猶予期間中の利子税の額は、当該相続に係る相続税の申告書の提出期限における経営承継相続人等の平均余命年数を納税猶予期間として計算した額によるものとして取り扱うことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(持分会社の持分が担保提供された場合)</u></p> <p><u>70の7の2-12 措置法第70条の7の2第6項本文により認定承継会社(持分会社</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>に限る。)の持分を担保として提供を受け質権を設定した場合には、納税猶予期間中においては、当該持分から生じる配当その他の利益処分については、税務署長はその支払い又は引渡し等を受けないことに留意する。</p> <p><u>(常時使用従業員の意義)</u></p> <p><u>70の7の2-13 措置法第70条の7の2第2項第1号イに規定する常時使用従業員の意義については、70の7-10((常時使用従業員の意義))を準用する。</u></p> <p><u>(特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</u></p> <p><u>70の7の2-14 措置法第70条の7の2第2項第1号ロの要件を判定する場合において、同項第8号に規定する資産保有型会社に該当するかの判定は、相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該相続に係る相続税の申告期限までの間のいずれかの日において次の(1)に掲げる算式を満たすかどうかにより行い、同項第9号に規定する資産運用型会社に該当するかの判定は、相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該相続に係る相続税の申告期限までの間に終了するいずれかの事業年度において次の(2)に掲げる算式を満たすかどうかにより行うのであるが、これらの会社のうち措置法令第40条の8の2第7項第1号及び第2号の要件のすべてに該当するものに係る非上場株式等が、措置法第70条の7の2第1項の適用対象とならないことに留意する。</u></p> <p>(1) $\frac{B+C}{A+C} \geq \frac{70}{100}$</p> <p><u>A = 当該いずれかの日における当該会社の資産の帳簿価額の総額</u></p> <p><u>B = 当該いずれかの日における当該会社の特定資産 (現金、預貯金その他これらに類する資産として措置法規則第23条の10第13項((非上場株式等についての相続税の納税猶予))の規定により準用する措置法規則第23条の9第14項に規定するものをいう。以下同じ。)の帳簿価額の合計額</u></p> <p><u>C = 当該いずれかの日以前5年以内において経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等の同族関係者 (措置法令第40条の8の2第11項に規定する者をいう。)がその会社から受けた次のa及びbに掲げる額の合計額</u></p> <p><u>a 当該会社から受けた当該会社の株式等に係る剰余金の配当又は利益の配当 (相続の開始の時前に受けたものを除く。)の額</u></p> <p><u>b 当該会社から支給された給与 (相続の開始の時前に支給されたものを除</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>く。)の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる金額</p> <p>(2) $\frac{B}{A} \geq \frac{75}{100}$</p> <p>A = 当該いずれかの事業年度における総収入金額 B = 当該いずれかの事業年度における特定資産の運用収入の合計額</p> <p><u>(経営承継相続人等を判定する場合等の議決権の数の意義)</u></p> <p><u>70の7の2-15 措置法第70条の7の2第2項第3号ハ及びニの要件を判定する場合の同号ハの「議決権の数」及び「総株主等議決権数」並びに同号ニの「議決権の数」の意義については、70の7-12((経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義))を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、同条第2項第3号ハ及びニの要件の判定は、相続の開始直後の株主等の構成により行うことに留意する。</u></p> <p><u>(特例非上場株式等に係る認定承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算)</u></p> <p><u>70の7の2-16 特例非上場株式等に係る認定承継会社が2以上ある場合における措置法第70条の7の2第2項第5号に規定する納税猶予分の相続税額の計算は、次の順により行うことに留意する。</u></p> <p><u>この場合において、経営承継相続人等が2以上あるときにおける当該計算は、それぞれの経営承継相続人等ごとに行うことに留意する。</u></p> <p><u>1 当該特例非上場株式等に係る経営承継相続人等が被相続人から同条第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得したすべての認定承継会社の当該特例非上場株式等の価額の合計額(債務控除後の金額)を当該経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、同条第2項第5号の規定により計算する(措置法令第40条の8の2第14項の規定による100円未満の端数処理は行わない。)</u></p> <p><u>2 措置法令第40条の8の2第16項の規定により、当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の異なるものごとの納税猶予分の相続税額を計算する(同項の規定による100円未満の端数処理を行う。)</u></p> <p><u>3 上記2により算出されたそれぞれの納税猶予分の相続税額の合計が、当該経</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>営承継相続人等に係る納税猶予分の相続税額となる。</u></p> <p><u>(代表権を有しないこととなった場合の意義)</u> <u>70の7の2-17 措置法第70条の7の2第3項第1号に掲げる「代表権を有しないこととなった場合」の意義については、70の7-16((代表権を有しないこととなった場合の意義))を準用する。</u></p> <p><u>(特例非上場株式等の譲渡等の判定)</u> <u>70の7の2-18 措置法70条の7の2第3項第5号若しくは第6号又は同条第5項の表の第1号若しくは第2号の特例非上場株式等の全部又は一部の同条第3項第5号に規定する譲渡等(以下70の7の2-43までにおいて「譲渡等」という。)があったかどうかの判定は、措置法令第40条の8の2第49項及び第50項の規定により行うことに留意する。</u> <u>(注) なお、特例非上場株式等を措置法第70条の7の2第16項第2号の規定による贈与をしたかどうかの判定についても上記により行うことに留意する。</u></p> <p><u>(譲渡等をした日の意義)</u> <u>70の7の2-19 措置法第70条の7の2第3項第5号、同項第6号及び同条第5項の表の第2号下欄の「当該譲渡等をした日」の意義については、70の7-18((譲渡等をした日の意義))を準用する。</u></p> <p><u>(解散等をした場合等の意義)</u> <u>70の7の2-20 措置法第70条の7の2第3項第8号の「解散をした場合」、「解散をした日」、「会社法の規定により解散をしたものとみなされた場合」及び「そのみなされた日」の意義については、70の7-19((解散等をした場合等の意義))を準用する。</u></p> <p><u>(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</u> <u>70の7の2-21 措置法第70条の7の2第3項第9号の要件を判定する場合には、70の7の2-14((特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義))を準用する。</u> <u>この場合において、「相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>の日」とあるのは「相続税の申告期限の翌日」と、「相続税の申告期限」とあるのは「措置法第70条の7の2第2項第7号ロに規定する猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日」と、「第40条の8の2第7項」とあるのは「第40条の8の2第28項」となることに留意する。</u></p>	
<p><u>(資本金等の額の減少がその効力を生じた日の意義)</u> <u>70の7の2-22 措置法第70条の7の2第3項第11号の「資本金の額の減少又は当該準備金の額の減少がその効力を生じた日」の意義については、70の7-21((資本金等の額の減少がその効力を生じた日の意義))を準用する。</u></p>	(新設)
<p><u>(経営承継相続人等が非上場株式等についての納税猶予の適用を取りやめる場合の期限)</u> <u>70の7の2-23 措置法第70条の7の2第3項第12号の規定に該当することによる納税の猶予に係る期限は、同条第1項の規定の適用を受けている経営承継相続人等から同項の規定の適用を受けることをやめる旨の届出書の提出があった日から2月を経過する日(当該届出書の提出があった日から当該2月を経過する日までの間に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人(包括受遺者を含む。)が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日)となることから、当該納税猶予に係る相続税の額及び当該相続税の額に係る利子税の額の納付の有無に関わらず、当該2月を経過する日に確定することに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(合併がその効力を生じた日の意義)</u> <u>70の7の2-24 措置法第70条の7の2第3項第13号及び第5項の表の第3号下欄並びに同条第4項の「合併がその効力を生じた日」の意義については、70の7-23((合併がその効力を生じた日の意義))を準用する。</u></p>	(新設)
<p><u>(株式交換等がその効力を生じた日の意義)</u> <u>70の7の2-25 措置法第70条の7の2第3項第14号及び第5項の表の第4号下欄並びに同条第4項の「株式交換等がその効力を生じた日」の意義については、70の7-24((株式交換等がその効力を生じた日の意義))を準用する。</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p><u>(非上場株式等に該当しないこととなった場合等の意義)</u> <u>70の7の2-26 措置法第70条の7の2第3項第15号の「当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の株式等が非上場株式等に該当しないこととなった場合」及び「その該当しないこととなった日」の意義については、70の7-25((非上場株式等に該当しないこととなった場合等の意義))を準用する。</u></p>	(新設)
<p><u>(風俗営業会社に該当することとなった日の意義等)</u> <u>70の7の2-27 措置法第70条の7第3項第16号に規定する「風俗営業会社」の意義及び同号の「その該当することとなった日」の意義については、70の7-26((風俗営業会社に該当することとなった日の意義等))を準用する。</u></p>	(新設)
<p><u>(会社分割をした場合等の意義)</u> <u>70の7の2-28 措置法第70条の7の2第5項の表の第5号上欄に掲げる場合の意義及び同号下欄の「会社分割がその効力を生じた日」の意義については、70の7-27((会社分割をした場合等の意義))を準用する。</u></p>	(新設)
<p><u>(組織変更をした場合等の意義)</u> <u>70の7の2-29 措置法第70条の7の2第5項の表の第6号上欄に掲げる「組織変更」の意義及び同号下欄の「組織変更がその効力を生じた日」の意義については、70の7-28((組織変更をした場合等の意義))を準用する。</u></p>	(新設)
<p><u>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算)</u> <u>70の7の2-30 措置法第70条の7の2第4項又は第5項の規定により納税猶予税額の一部について、納税猶予の期限が確定する場合における相続税の額の計算は、これらの項の規定に該当する直前の猶予中相続税額(同条第2項第7号ロに規定する猶予中相続税額をいう。以下70の7の2-47までにおいて同じ。)に、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める割合を乗ずることにより行うことに留意する。</u> <u>なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、その切り捨てた金額は、納税猶予税額として残ることに留意する。</u> <u>(1) 同条第4項の規定に該当する場合</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p>吸収合併存続会社等又は同項の他の会社が、消滅する認定承継会社又は株式交換完全子会社等のすべての株主等に対し交付しなければならない金銭等（株式等以外の金銭その他の資産をいう。以下70の7の2-30において同じ。）の額 <u>合併前純資産額又は交換等前純資産額</u></p> <p>(注) 1 <u>上記の分子の金銭等に、合併又は株式交換等に際して交付すべき吸収合併存続会社等又は措置法第70条の7の2第4項の他の会社の株式に1株未満の端数が生じたため交付されたものがある場合の措置法規則第23条の10第17項において準用する措置法規則第23条の9第18項第5号又は措置法規則第23条の10第18項において準用する措置法規則第23条の9第19項第5号の要件の判定に当たっては、当該交付された金銭等は同条第18項第5号又は第19項第5号の交付しなければならない株式に含まれるものとして判定することに留意する。</u></p> <p>2 <u>「吸収合併存続会社等」とは、措置法第70条の7の2第4項に規定する吸収合併存続会社等をいう。以下70の7の2-30において同じ。</u></p> <p>3 <u>「株式交換完全子会社等」とは、措置法第70条の7の2第3項第6号に規定する株式交換完全子会社等をいう。以下70の7の2-31までにおいて同じ。</u></p> <p>4 <u>「合併前純資産額」とは、合併がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における認定承継会社の純資産額（資産の額から負債の額を控除した残額をいう。「承継純資産額」という場合を除き、この70の7の2-30において同じ。）をいう。以下70の7の2-30において同じ。</u></p> <p>5 <u>「交換等前純資産額」とは、株式交換等がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における認定承継会社の純資産額をいう。以下70の7の2-30において同じ。</u></p> <p>6 <u>上記4及び5の「純資産額」を算定する場合における各資産及び各負債の価額は、評価基本通達の定めにより算定した価額となることに留意する。</u></p> <p>(2) <u>同条第5項の表の第2号の規定に該当する場合</u> <u>譲渡等をした特例非上場株式等の数又は金額</u> <u>譲渡等の直前における特例非上場株式等の数又は金額</u></p> <p>(3) <u>同条第5項の表の第3号の規定に該当する場合</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p>吸収合併存続会社等が、消滅する認定承継会社のすべての株主等に対し交付しなければならない金銭等の額</p> <hr/> <p style="text-align: center;">合併前純資産額</p>	
<p>(4) 同条第5項の表の第4号の規定に該当する場合</p> <p>同号の中欄の他の会社が、株式交換等完全子会社等のすべての株主等に対し交付しなければならない金銭等の額</p> <hr/> <p style="text-align: center;">交換等前純資産額</p>	
<p>(5) 同条第5項の表の第5号の規定に該当する場合</p> <p style="text-align: center;">認定承継会社から、当該認定承継会社のすべての株主等に対し 配当された吸収分割承継会社等の株式等の数又は金額</p> <p>承継純資産額 × $\frac{\text{吸収分割承継会社等から、当該認定承継会社が交付を受けた当該吸収分割承継会社等の株式等の数又は金額}}{\text{分割前純資産額}}$</p> <hr/> <p style="text-align: center;">分割前純資産額</p>	
<p>(注) 1 「承継純資産額」とは、吸収分割承継会社等が認定承継会社から承継した資産の当該会社分割がその効力を生ずる日の属する年の前年12月31日における価額から当該吸収分割承継会社等が当該認定承継会社から承継した負債の同日における価額を控除した残額をいう。</p> <p>2 「吸収分割承継会社等」とは、措置法第70条の7の2第5項の表の第5号の上欄に規定する吸収分割承継会社等をいう。以下70の7の2-30において同じ。</p> <p>3 「分割前純資産額」とは、会社分割がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における認定承継会社の純資産額をいう。</p> <p>4 上記1の「承継した資産の当該会社分割がその効力を生ずる日の属する年の前年12月31日における価額」及び「承継した負債の同日における価額」並びに上記3の「純資産額」を算定する場合における各資産及び各負債の価額は、評価基本通達の定めにより算定した価額となることに留意する。</p>	
<p>(6) 同条第5項の表の第6号の規定に該当する場合</p> <p>認定承継会社から当該認定承継会社のすべての株主等に対し交付された金銭等の額</p> <hr/> <p style="text-align: center;">組織変更前純資産額</p>	
<p>(注) 1 「組織変更前純資産額」とは、組織変更がその効力を生ずる日の属する年の前年の12月31日における認定承継会社の純資産額をいう。</p>	

改正後	改正前
<p>2 上記1の「純資産額」を算定する場合における各資産及び各負債の価額は、評価基本通達の定めにより算定した価額となることに留意する。</p> <p><u>(みなす充足に該当しないこととなる事由)</u></p> <p><u>70の7の2-31 措置法令第40条の8の2第37項第1号の「担保の全部又は一部につき変更があった場合」とは、例えば、次のようなものをいうことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 担保として提供された特例非上場株式等に係る認定承継会社が合併により消滅した場合</u></p> <p><u>(2) 担保として提供された特例非上場株式等に係る認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等になった場合</u></p> <p><u>(3) 担保として提供された特例非上場株式等に係る認定承継会社が組織変更した場合</u></p> <p><u>(4) 担保として提供された特例非上場株式等である株式の併合又は分割があった場合</u></p> <p><u>(5) 担保として提供された特例非上場株式等に係る認定承継会社が会社法第185条に規定する株式無償割当てをした場合</u></p> <p><u>(6) 担保として提供された特例非上場株式等の名称変更があったことその他の事由により担保として提供された当該特例非上場株式等に係る株券の差替えの手続が必要となった場合</u></p> <p><u>(7) 担保財産の変更等が行われたため、特例非上場株式等のすべてが担保として提供されていないこととなった場合</u></p> <p><u>(8) 担保として提供された特例非上場株式等について、措置法規則第23条の10第25項に掲げる要件に該当しないこととなった場合</u></p> <p><u>(担保財産の変更等が行われた場合のみなす充足)</u></p> <p><u>70の7の2-32 措置法第70条の7の2第6項本文の規定は、同条第1項の規定の適用を受けようとする場合に特例非上場株式等のすべてを担保として提供したときに適用されるものであることから、同条第1項の規定の適用を受けるに当たり特例非上場株式等以外の財産を担保として提供したこと等により同条第6項本文の規定が適用されなかった場合又は同条第6項本文の規定が適用されたものの担保の全部若しくは一部につき変更があったため同条第6項ただし書に該当した場合</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>には、その後に担保財産の変更を行った結果、特例非上場株式等のすべてを担保提供している状況が生じても、その時点から同条第6項本文の規定が適用されるものではないことに留意する。</p> <p>ただし、同条第6項本文の規定が適用されたものの担保の全部又は一部につき変更があったため同条第7項ただし書に該当した場合であっても、担保として提供している特例非上場株式等について措置法令第40条の8の2第38項に規定する特定事由が生じた又は生じることが確実と認められるため、同項の規定に基づき、当該特例非上場株式等に対応するものとして新たに取得した特例非上場株式等の全部が担保として提供されたときには、同項第1号の規定により当該担保の解除はなかったものとみなすことから、措置法第70条の7の2第6項本文の規定が継続して適用されることに留意する。</p> <p><u>(譲渡制限株式の担保の取扱い)</u></p> <p><u>70の7の2-33</u> 特例非上場株式等のすべてが担保として提供される場合には、当該特例非上場株式等が会社法第107条第1項第1号又は同法第108条第1項第4号の規定により譲渡に制限が付されているものであっても、措置法第70条の7の2第6項の規定により、当該納税猶予分の相続税額に相当する担保が提供されたものとみなすことに留意する。</p> <p><u>(特定事由)</u></p> <p><u>70の7の2-34</u> 措置法令第40条の8の2第38項に規定する「特定事由」とは、<u>70の7の2-31((みなす充足に該当しないこととなる事由))(1)から(6)に掲げるようなものをいうことに留意する。</u></p> <p><u>(既に非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等)</u></p> <p><u>70の7の2-35</u> 認定承継会社の非上場株式等について、措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けようとする場合において、同項の規定の適用を受けようとする者以外の者が当該認定承継会社の非上場株式等について次に掲げるいずれかの規定の適用を現に受けているときは、同項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</p> <p><u>(1) 措置法第70条の7第1項</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) <u>措置法第70条の7の2第1項</u></p> <p>(3) <u>措置法第70条の7の4第1項</u></p> <p>(注) 1 <u>措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けようとする者が当該認定承継会社に係る株式等について上記(1)から(3)までのいずれかの規定の適用を受けている場合には、同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</u></p> <p>2 <u>上記の措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けることができるかどうかの判定は、認定承継会社ごとに行うことに留意する。</u></p>	
<p><u>(継続届出書の提出期間)</u></p> <p><u>70の7の2-36 措置法第70条の7の2第10項に規定する届出書は、同条第1項の相続に係る同条第2項第7号イに規定する第1種基準日の翌日から5月を経過するごとの日及び同号ロに規定する第2種基準日の翌日から3月を経過するごとの日まで提出しなければならないのであるが、その提出期間は、それぞれ、当該第1種基準日の翌日から当該5月を経過するごとの日まで期間及び当該第2種基準日の翌日から当該3月を経過するごとの日まで期間として取り扱う。</u></p>	(新設)
<p><u>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</u></p> <p><u>70の7の2-37 措置法第70条の7の2第13項の規定により、増担保命令等に応じないため(措置法令第40条の8の2第38項第2号の規定により増担保命令等に応じなかったものとみなす場合を含む。)納税の猶予に係る期限を繰り上げる場合には、当該担保不足に対応する納税猶予税額だけでなく、猶予中相続税額の全額について納税猶予の期限を繰り上げることに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(持分会社の出資の持分等を担保提供できる場合)</u></p> <p><u>70の7の2-38 措置法第70条の7の2第14項第2号の規定は、同条第1項の規定の適用を受けようとする場合に特例非上場株式等のすべてを担保として提供するとき又は措置法令第40条の8の2第38項の規定により特例非上場株式等を再び担保として提供する場合に適用されることに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(延納申請を行う場合の不動産等の割合の計算における端数処理)</u></p> <p><u>70の7の2-39 措置法第70条の7の2第14項第10号の適用に当たり、認定承継</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p>会社ごとの特例非上場株式等の価額に100分の20を乗じた価額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てることに留意する。</p> <p><u>(措置法第70条の7の2第16項に規定する免除届出期限)</u></p> <p><u>70の7の2-40 措置法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用を受けようとする場合においては、同項に規定する免除届出期限までに同項の届出書を提出しなければならないのであるが、当該届出書を同項第2号の贈与の日以後6月を経過する日後に提出した場合であっても、当該提出をした日が、当該特例非上場株式等の受贈者が措置法第70条の7第1項の適用を受けた申告書を提出した日以後6月を経過する日以前であれば、当該免除届出期限までに提出された届出書として差し支えない。</u></p> <p><u>(措置法第70条の7第1項の適用に係る贈与をした場合の免除税額等)</u></p> <p><u>70の7の2-41 措置法第70条の7の2第16項第2号の規定により免除となる相続税は、同号の贈与の直前の猶予中相続税額に次の割合を乗じて計算した金額となることに留意する。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">同号の贈与をした特例非上場株式等（措置法第70条の7第1項の適用を受けるものに限る。）の数又は金額</p> <hr style="width: 30%; margin-left: 2em;"/> <p style="margin-left: 2em;">同号の贈与の直前における当該特例非上場株式等の数又は金額</p> <p><u>なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u></p> <p><u>この場合において、当該猶予中相続税額（下記(注)2により期限が到来した部分を除く。）のうち、上記により免除された金額以外の金額は、納税猶予税額として残ることに留意する。</u></p> <p><u>(注)1 措置法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用を受ける経営承継相続人等から特例非上場株式等を贈与により取得した受贈者が、当該特例非上場株式等及び当該特例非上場株式等以外の当該特例非上場株式等に係る会社と同一の会社の非上場株式等を贈与により取得した場合には、当該特例非上場株式等から先に措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けるものとして差し支えない。</u></p> <p><u>2 経営承継相続人等から贈与により取得した当該特例非上場株式等について、当該贈与に係る受贈者が措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けな</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>い部分がある場合には、当該部分に係る猶予中相続税額については免除されず措置法第70条の7の2第5項の規定により納税の猶予に係る期限が到来することに留意する。</u></p> <p><u>3 当該免除後に納税猶予税額が残った場合には、当該免除に係る措置法第70条の7の2第16項の届出書に措置法令第40条の8の2第41項の書類の添付は要しないことに留意する。</u></p> <p><u>(破産免除等の申請書が申請期限までに提出されない場合等)</u></p> <p><u>70の7の2-42 70の7-38((破産免除等の申請書が申請期限までに提出されない場合等))は、経営承継相続人等が措置法第70条の7の2第17項の規定に基づき相続税の免除を受けようとする場合に準用する。</u></p> <p><u>(措置法第70条の7の2第17項第1号の規定の適用を受けるための譲渡等)</u></p> <p><u>70の7の2-43 措置法第70条の7の2第17項第1号の規定の適用を受けようとする場合には、同条第1項の規定の適用を受けている特例非上場株式等のみならず、経営承継相続人等が有する当該特例非上場株式等に係る会社の株式等のすべてを譲渡等する必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(特例非上場株式等の時価に相当する金額の意義)</u></p> <p><u>70の7の2-44 措置法第70条の7の2第17項第1号イ、第3号イ及び第4号イの「特例非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額」の意義については、70の7-40((特例受贈非上場株式等の時価に相当する金額の意義))を準用する。</u></p> <p><u>(免除申請があった場合の延滞税の計算)</u></p> <p><u>70の7の2-45 措置法令第40条の8の2第45項の規定は、措置法第70条の7の2第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、納期限又は免除申請書の提出があった日のいずれか遅い日の翌日から免除通知を発した日までの間に猶予中相続税額から同条第17項に規定する免除申請相続税額(以下70の7の2-47までにおいて「免除申請相続税額」という。)を控除した額に相当する相続税を納付するときに、それと併せて納付すべき延滞税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、免除通知書を発した日後においては、猶予中相続税額から</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>同条第18項の規定により免除をする税額を控除した額に相当する相続税を基礎金額として、納付すべき延滞税の額を計算することに留意する。</u></p> <p><u>(注) 免除申請相続税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8の2第45項の規定により計算した延滞税の額と免除後の相続税額を基礎金額として計算した納付すべき延滞税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した延滞税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(免除申請があった場合の利子税の計算)</u></p> <p><u>70の7の2-46 措置法令第40条の8の2第46項の規定は、措置法第70条の7の2第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、免除申請書の提出があった日から免除通知を発した日までの間に猶予中相続税額から免除申請相続税額を控除した額に相当する相続税を納付するときに、それと併せて納付すべき利子税の額の計算に関する取扱いであることに留意する。したがって、免除通知書を発した日後においては、猶予中相続税額から同条第18項の規定により免除をする税額を控除した額に相当する相続税を基礎金額として、納付すべき利子税の額を計算することに留意する。</u></p> <p><u>(注) 免除申請相続税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8の2第46項の規定により計算した利子税の額と免除後の相続税額を基礎金額として計算した納付すべき利子税の額に差額が生じることになるため、同項の規定により計算した利子税の額の増額又は減額の処理を行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき相続税額)</u></p> <p><u>70の7の2-47 措置法令第40条の8の2第47項に規定する「同項各号の猶予中相続税額から同項に規定する免除申請相続税額を控除した額に相当する相続税」とは、措置法第70条の7の2第17項各号の猶予中相続税額から免除申請相続税額を控除した額に相当する相続税の額と、措置法令第40条の8の2第46項の規定により計算した当該相続税の額に係る納税猶予期間中の利子税の額の合計額をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(2以上の認定承継会社がある場合の担保の取扱い)</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>70の7の2-48 特例非上場株式等に係る認定承継会社が2以上ある場合、措置法第70条の7の2第1項に係る担保の提供手続き、同条第6項に係るみなす充足の取扱い、同条第13項に係る納税猶予の期限の繰り上げの取扱いに当たっては、認定承継会社の異なるものごとの納税猶予分の相続税額にそれぞれの規定を適用することに留意する。</u></p>	
<p><u>(措置法第70条の7の2第24項各号の価額の意義)</u></p>	(新設)
<p><u>70の7の2-49 措置法第70条の7の2第24項各号の価額の意義については、70の7-45((措置法第70条の7第24項各号の価額の意義))を準用する。</u></p>	
<p><u>この場合において、「特例対象贈与」とあるのは「相続の開始」となることに留意する。</u></p>	
<p><u>[措置法第70条の7の3((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係]</u></p>	(新設)
<p><u>(措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例受贈非上場株式等の価額の計算)</u></p>	(新設)
<p><u>70の7の3-1 措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例受贈非上場株式等の価額の計算は、次の算式により算定して差し支えない。</u></p>	
$A \times \frac{B}{C}$	
<p><u>(注)1 上記算式中の符号は次のとおり。</u></p>	
<p><u>Aは、措置法第70条の7の3第1項の死亡した贈与者から贈与により取得した特例受贈非上場株式等のうち措置法第70条の7第2項第5号に規定する納税猶予分の贈与税額(以下「納税猶予分の贈与税額」という。)に対応する当該特例受贈非上場株式等の価額</u></p>	
<p><u>Bは、当該贈与者の死亡直前の当該贈与者に係る経営承継受贈者の猶予中贈与税額</u></p>	
<p><u>Cは、Aに規定する納税猶予分の贈与税額</u></p>	
<p><u>2 当該死亡した贈与者から複数の認定贈与承継会社に係る非上場株式等を贈与により取得した場合のA及びBの価額は、それぞれの認定贈与承継会社</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>ごとに算定することに留意する(措置法令第40条の8第12項の規定により算出した納税猶予分の贈与税額がAに規定する納税猶予分の贈与税額となる。)</u>。</p> <p><u>3 上記により計算した価額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てて差し支えない。</u></p>	
<p><u>(贈与者の死亡の前3年以内に贈与を受けた非上場株式等)</u></p> <p><u>70の7の3-2 措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与者が死亡(当該適用に係る特例対象贈与後3年以内の死亡に限る。)した場合の当該死亡に係る相続税の課税関係は、次に掲げるところによることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 当該贈与者の死亡の時に、現に同項の規定の適用を受けている特例受贈非上場株式等(措置法第70条の7の3第1項に規定する特例受贈非上場株式等をいう。以下(1)において同じ。)は、同項の規定により経営承継受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈(当該経営承継受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には遺贈)により取得したものとみなされ、特例対象贈与の時の価額を基礎として計算した価額で相続税が課税されることに留意する。</u></p> <p><u>なお、当該特例受贈非上場株式等は、措置法第70条の7の4第1項の適用に係る要件を満たせば、同項の規定の適用対象となることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 当該特例受贈非上場株式等は、措置法第70条の7の2第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。</u></p> <p><u>(2) 当該贈与者の死亡の前日、当該納税猶予に係る贈与税の全部又は一部についての納税猶予の期限が確定しており、かつ、経営承継受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により財産を取得している場合における当該期限の確定に係る特例受贈非上場株式等は、相続税法第19条の規定により、特例対象贈与の時の価額で相続税が課税されることに留意する。</u></p> <p><u>なお、当該特例受贈非上場株式等は、措置法第70条の7の2第1項及び第70条の7の4第1項の規定の適用対象とならないことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>[措置法第70条の7の4((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予)関係]</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(特例相続非上場株式等の意義)</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>70の7の4-1 措置法第70条の7の4第1項に規定する特例相続非上場株式等(以下70の7の4-6までにおいて「特例相続非上場株式等」という。)</u>とは、同条第2項第3号に規定する<u>経営相続承継受贈者(以下70の7の4-11までにおいて「経営相続承継受贈者」という。)</u>が同条第1項に係る相続の開始の時に有していた措置法第70条の7第4項に規定する特例受贈非上場株式等(措置法第70条の7の3第1項の規定の適用がある部分に限る。(70の7の3-1参照。))のうち、次に掲げる場合の区分に応じ次に掲げる算式により算出した株式の数又は出資の金額に達するまでの部分をいうことに留意する。</p> <p>(1) 当該特例受贈非上場株式等の特例対象贈与の直前において、当該経営相続承継受贈者が有していた措置法第70条の7の4第2項第1号に規定する認定相続承継会社(以下70の7の4-9までにおいて「認定相続承継会社」という。)の非上場株式等(議決権に制限のないものに限る。以下70の7の4-1において同じ。)がある場合</p> $\frac{A \times 2}{3} - B$ <p>(2) 当該特例受贈非上場株式等の特例対象贈与の直前において、当該経営相続承継受贈者が有していた認定相続承継会社の非上場株式等がない場合</p> $\frac{A \times 2}{3}$ <p>(注)1 上記算式中の符号は次のとおり。</p> <p>Aは、当該相続の開始の時ににおける当該認定相続承継会社の発行済株式又は出資(議決権に制限のない株式等に限る。)の総数又は総額</p> <p>Bは、当該経営相続承継受贈者が当該特例対象贈与の直前において有していた当該認定相続承継会社の非上場株式等の数又は金額(当該特例対象贈与の時から当該相続の開始の直前までの間に特例受贈非上場株式等に係る会社の株式等の併合があったことその他の措置法規則第23条の12第1項((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予))に定める事由により特例受贈非上場株式等の数又は金額が増加又は減少をしている場合には、当該贈与又は減少をした後の数又は金額に換算した数又は金額)</p> <p>2 複数の認定相続承継会社に係る特例受贈非上場株式等を措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合の特例相続非上場株式等に該当するかの判定は、それぞれの認定相続承継</p>	

改正後	改正前
<p><u>会社ごとに行うことに留意する。</u></p> <p>3 <u>上記(1)又は(2)により計算された株式の数又は出資の金額のうち、措置法第70条の7の2第1項に規定する相続税の申告書に措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける旨の記載がある部分が特例相続非上場株式等に該当することに留意する。</u></p> <p>4 <u>上記の(1)又は(2)により計算された$A \times \frac{2}{3}$の数又は金額に1株又は1円未満の端数がある場合には、措置法令第40条の8の3第1項((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予))の規定により、その端数は切り上げることに留意する。</u></p> <p><u>(特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</u></p> <p><u>70の7の4-2 特例対象贈与により取得した認定贈与承継会社の非上場株式等の受贈者が、70の7-3((特例対象贈与に係る贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合))の(1)のロ(なお書を除く。)又は(2)に該当し措置法第70条の7第1項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受ける特例受贈非上場株式等は措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされることから、措置法第70条の7の4第1項の適用に係る要件を満たすときには、当該受贈者は当該贈与者の死亡に係る相続税について同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</u></p> <p><u>この場合において、当該贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出期限が、当該贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限より後であるため、当該贈与税の申告書の提出があったことにより当該相続税について期限後申告書又は修正申告書(以下70の7の4-2において「期限後申告書等」という。)の提出を要する場合において、当該期限後申告書等の提出があったときにおける相続税の取扱いについては、次に掲げるところによる。</u></p> <p><u>(1) 当該贈与者の死亡に係る相続についての相続人又は受遺者の提出した当該期限後申告書等は、相続税法第30条又は第31条第1項に規定する期限後申告書又は修正申告書に該当するものとし、当該期限後申告書等の提出により納付すべき相続税については、同法第51条第2項第1号ハの規定に該当するものとして同項の規定を適用する。</u></p> <p><u>(2) 当該受贈者から措置法第70条の7の4第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける旨の当該期限後申告書等の提出があった場合における同項の規</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>定の適用については、当該期限後申告書等が当該特例受贈非上場株式等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに提出された場合に限り、当該期限後申告書等は、相続税の申告書の提出期限内に提出されたものとする。</u></p> <p><u>(注) 上記の場合、受贈者による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出前において、当該特例受贈非上場株式等について措置法第70条の7の4第1項の規定の適用があるものとする相続税の申告書の提出及び担保の提供があった場合には、当該相続税の申告書は、これらの規定の適用のある相続税の申告書として取り扱い、当該贈与税の申告書の提出期限までに当該贈与税の申告書の提出がなされないときは、これらの規定の適用を受けない相続税の申告書として取り扱うことに留意する。</u></p> <p><u>(修正申告等に係る相続税額の納税猶予)</u></p> <p><u>70の7の4-3 措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける旨の相続税の申告について税額計算の誤りがあり、その誤りのみに基づいて修正申告又は更正があつた場合における当該修正申告又は更正により納付すべき相続税額（附帯税を除く。）については、70の7-6を準用する。</u></p> <p><u>(特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</u></p> <p><u>70の7の4-4 措置法第70条の7の4第1項の規定の適用がない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義については、70の7の2-14を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、「相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日から当該相続に係る相続税の申告期限までの間のいずれかの日」とあるのは「相続の開始の日から当該相続に係る相続税の申告期限までの間のいずれかの日」と、(1)中「相続の開始の時前」とあるのは「特例対象贈与の時前」となることに留意する。</u></p> <p><u>(経営相続承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義)</u></p> <p><u>70の7の4-5 措置法第70条の7の4第2項第3号ハ及びニの要件を判定する場合の同号ハの「議決権の数」及び「総株主等議決権数」並びに同号ニの「議決権の数」の意義については、70の7-12((経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義))を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、同条第2項第3号ハ及びニの要件の判定は、相続の開始直後</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>の株主等の構成により行うことに留意する。</u></p> <p><u>なお、同条第1項の適用要件には、措置法令第40条の8第1項第1号及び第2号に相当する要件はないことに留意する。</u></p> <p><u>(特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算)</u></p> <p><u>70の7の4-6 特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社が2以上ある場合における措置法第70条の7の4第2項第4号に規定する納税猶予分の相続税額の計算は、次の順により行うことに留意する。</u></p> <p><u>この場合において、経営相続承継受贈者が2以上あるときにおける当該計算は、それぞれの経営相続承継受贈者ごとに行うことに留意する。</u></p> <p><u>1 当該特例相続非上場株式等に係る経営相続承継受贈者が被相続人から同条第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をしたものとみなされたすべての認定相続承継会社の当該特例相続非上場株式等の価額の合計額（債務控除後の金額）を当該経営相続承継受贈者に係る相続税の課税価格とみなして、同条第2項第4号の規定により計算する（措置法令第40条の8の3第7項の規定により準用する措置法令第40条の8の2第14項の規定による100円未満の端数処理は行わない。）。</u></p> <p><u>2 措置法令第40条の8の3第7項の規定により準用する措置法令第40条の8の2第16項の規定により、当該特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社の異なるものごとの納税猶予分の相続税額を計算する（同項の規定による100円未満の端数処理を行う。）。</u></p> <p><u>3 上記2により算出されたそれぞれの納税猶予分の相続税額の合計が、当該経営相続承継受贈者に係る納税猶予分の相続税額となる。</u></p> <p><u>(注) 上記1の特例相続非上場株式等の価額は、それぞれ特例対象贈与により取得をした特例受贈非上場株式等の当該特例対象贈与の時における価額を基礎として計算することに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(経営相続承継期間の意義)</u></p> <p><u>70の7の4-7 措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける場合における同条第2項第5号に規定する経営相続承継期間は、次に掲げる場合の区分に応じ次に定めるとおりとなることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>措置法第70条の7第2項第6号に規定する経営贈与承継期間（以下70の7の4-7において「経営贈与承継期間」という。）内に特例対象贈与に係る贈与者が死亡した場合</u> <u>当該死亡に係る相続の開始の日から経営贈与承継期間の末日又は当該特例対象贈与に係る経営相続承継受贈者の死亡の日のいずれか早い日までが経営相続承継期間となる。</u></p> <p>(2) <u>経営贈与承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間に特例対象贈与に係る贈与者が死亡した場合</u> <u>経営相続承継期間は存在しない。</u></p> <p><u>（確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義）</u></p> <p><u>70の7の4-8 措置法第70条の7の4第3項の規定により読み替えて適用する措置法第70条の7の2第3項第9号の要件を判定する場合には、70の7の4-4（（特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義））を準用する。</u></p> <p><u>（既に非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例等の適用を受けている他の者がいる場合等）</u></p> <p><u>70の7の4-9 認定相続承継会社の非上場株式等について、措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、同項の規定の適用を受けようとする者以外の者が当該認定相続承継会社の非上場株式等について次に掲げるいずれかの規定の適用を現に受けているときは、同項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>措置法第70条の7第1項</u> (2) <u>措置法第70条の7の2第1項</u> (3) <u>措置法第70条の7の4第1項</u></p> <p>(注)1 <u>措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受けようとする者が当該認定相続承継会社に係る株式等について上記(1)から(3)までのいずれかの規定の適用を受けている場合には、同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</u></p> <p>2 <u>上記の措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受けることができるかどうかの判定は、認定相続承継会社ごとに行うことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(継続届出書の提出期間)</u></p> <p><u>70の7の4-10 措置法第70条の7の4第8項の規定により読み替えて適用する措置法第70条の7の2第10項に規定する届出書は、措置法第70条の7の4第1項の相続に係る同条第2項第6号イに規定する第1種相続基準日の翌日から5月を経過するごとの日及び同号ロに規定する第2種相続基準日の翌日から3月を経過するごとの日まで提出しなければならないのであるが、その提出期間は、それぞれ、当該第1種相続基準日の翌日から当該5月を経過するごとの日までの期間及び当該第2種相続基準日の翌日から当該3月を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</u></p> <p><u>(70の7の2関係通達の準用)</u></p> <p><u>70の7の4-11 70の7の2-7((申告期限前に全部確定事由が生じた場合))、70の7の2-8((相次相続控除の算式))、70の7の2-10((担保の提供等))~13((常時使用従業員の意義))、70の7の2-17((代表権を有しないこととなった場合の意義))~20((解散等をした場合等の意義))、70の7の2-22((資本金等の額の減少がその効力を生じた日の意義))~34((特定事由))及び70の7の2-37((増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ))~48((2以上の認定承継会社がある場合の担保の取扱い))については、経営相続承継受贈者が措置法第70条の7の4の規定の適用を受ける場合について準用する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>